

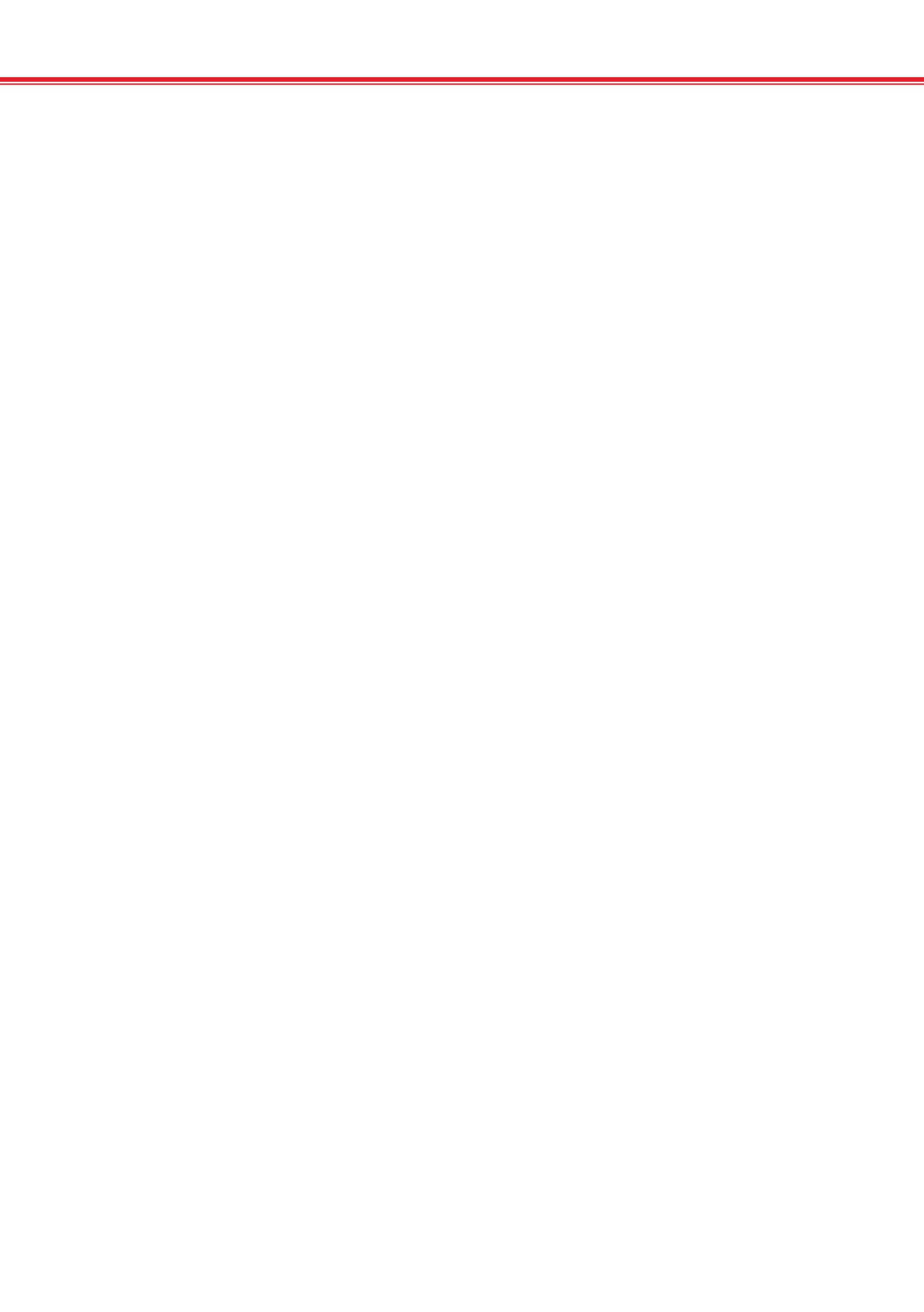


第5次安城市地域福祉計画 (案)

令和6(2024)年度
～令和10(2028)年度

安城市・安城市社会福祉協議会







目 次

第1章 計画の策定にあたって

1-1 計画策定の背景と趣旨	1
1-2 計画の位置づけと期間	5
1-3 計画の策定体制	11
1-4 福祉圏域と自助・共助・公助の位置づけ	12

第2章 本市における地域福祉の現状と課題

2-1 本市の現状	19
2-2 地域福祉資源の概況と特徴	23
2-3 これまでの施策の主な実施状況と課題	31
2-4 アンケート結果	39
2-5 本市の地域福祉の主要課題	44

第3章 基本理念と基本目標

3-1 基本理念	49
3-2 推進テーマ	50
3-3 施策の体系	54
3-4 重点項目	55
3-5 基本目標	62

第4章 地域福祉施策の推進

基本目標1 地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう	65
- 自助・共助による住民主体のまちづくり -	
基本施策1-1 地域福祉の啓発と住民主体の地域福祉活動の推進	65
基本施策1-2 地域における連携と協働の推進	69
基本施策1-3 地域ぐるみの防災・防犯・交通安全・消費者トラブル対策の推進	72
基本施策1-4 生きがいと社会参加の創出	77

基本目標2 地域福祉の取組を支援する施策を充実させよう	80
－ 地域福祉活動を支える人と活動の拠点づくり －	
基本施策2-1 福祉のこころの醸成	80
基本施策2-2 地域福祉活動の担い手の養成と活動支援	83
基本施策2-3 セルフヘルプ、当事者力の向上支援	86
基本施策2-4 地域福祉活動を支える拠点機能の整備	88
 基本目標3 暮らしを支える多様なサービスを充実させよう	89
基本施策3-1 福祉サービスに関する適切な情報提供	89
基本施策3-2 きめ細かな相談支援体制の確立	91
基本施策3-3 公的な福祉サービスの充実	95
基本施策3-4 セーフティネットの整備	98
基本施策3-5 保健、医療、福祉と地域との連携の強化	103
基本施策3-6 高齢者や障害のある人等の自立を支える都市環境等の整備や 移動手段の充実	105

第5章 地区ごとの地域福祉活動の推進

地区ごとの地域福祉活動の推進	109
5-1 東山地区	111
5-2 中部地区	116
5-3 作野地区	122
5-4 中央地区	126
5-5 安祥地区	132
5-6 西部地区	137
5-7 明祥地区	141
5-8 桜井地区	145



第6章 成年後見制度利用促進計画

6-1 計画の位置づけと期間	151
6-2 成年後見制度をとりまく現状と課題	152
6-3 施策の推進	154

第7章 再犯防止推進計画

7-1 計画の位置づけと期間	157
7-2 再犯防止をとりまく現状と課題	157
7-3 施策の推進	157

第8章 計画の推進に向けて

8-1 計画の周知	161
8-2 計画の推進体制と進行管理	161

資料編

1 策定過程	163
2 安城市地域福祉計画策定協議会規則	165
3 第5次安城市地域福祉計画策定協議会委員名簿	166
4 質問・答申	167
5 地域会議開催実績	168
6 活動指標等一覧	170
7 用語解説	183



第1章 計画の策定にあたって

1－1 計画策定の背景と趣旨

(1) 本市の地域福祉計画の変遷

本市では、平成16(2004)年度に「大きく広がれ福祉の輪 みんなで支える地域の輪」を基本理念とした「第1次地域福祉計画(平成17(2005)年度～平成20(2008)年度)」(以下「第1次計画」という。)を策定し、市と安城市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)の協働による地域福祉の推進体制を定め、町内福祉委員会や地区社会福祉協議会(以下「地区社協」という。)の役割を明確にしました。

その後、平成20(2008)年度には市社協の地域福祉活動計画と統合する形で「第2次地域福祉計画(平成21(2009)年度～平成25(2013)年度)」(以下「第2次計画」という。)を策定し、さらには、「第3次地域福祉計画(平成26(2014)年度～平成30(2018)年度)」(以下「第3次計画」という。)、「第4次地域福祉計画(平成31(2019)年度～令和5(2023)年度)」(以下「第4次計画」という。)を策定し、これに基づき地域福祉を推進してきました。

(2) 本市の地域福祉活動

平成9(1997)年度から概ね中学校区ごとに地区社協を発足させるとともに、町内会・自治会(以下「町内会」という。)を中心に民生委員・児童委員(以下「民生委員」という。)や老人クラブ、ボランティアなど地域の福祉関係者や福祉団体などが協働する町内福祉委員会を地域福祉活動の中心的組織と定めました。

その後、各町内福祉委員会において町内福祉活動計画を策定し、サロンや昼食会などの「ふれあい交流活動」「介護教室等の学習活動」「福祉マップの作成」「地域での見守り活動」といった様々な小地域福祉活動が地域の実情にあった方法で取り組まれてきました。

また、孤立死を出さないまちづくりを目指して、平成23(2011)年度から平成24(2012)年度に「地域見守り活動モデル事業」を実施し、平成25(2013)年度からは「地域見守り活動推進事業」として、市内全域での展開を進めてきました。

その結果、平成28(2016)年度には、市内全町内会において町内福祉委員会(一部連合設置があるため76町内福祉委員会)が発足しています。

(3) 地域福祉を取り巻く課題

高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯といった世帯の少人数化の進行によって、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」や認知症高齢者が認知症高齢者を介護する「認認介護」、「孤立死」などの社会問題が本市においても無縁とはいえない状況です。また、都市化による地域コミュニティの変容によって住民同士の関係が希薄になり、地域の子育て力や見守り力の低下に伴う子育ての孤立化や児童虐待などの発生が憂慮されています。

また、団塊の世代のすべてが75歳以上の後期高齢者になる、いわゆる“2025年問題”、団塊ジュニア世代が65歳以上になる“2040年問題(単身世帯が4割に達し、就職氷河期世代の高齢化に直面)”などを考えると、今後、要介護者の割合が高くなる後期高齢者が増え、急激な介護力不足が予想されます。

さらには、高齢者、障害のある人、児童等の各分野では、いわゆるフリーターやニート、ひきこもりの増加と高齢化が相まって顕在化している8050問題、格差社会を背景に顕在化している生活困窮者問題や子どもの貧困問題、ヤングケアラー、はっきりした診断名がつかないいわゆる「グレーゾーン」と呼ばれる人の増加、育児と介護が同時期に発生するダブルケアを抱える世帯の増加など、世代等を超えた複雑多岐な地域生活課題、制度の狭間にある地域福祉的な課題に対応していくことが求められています。

このような社会状況にあるなか、国では、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人もすべての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指した取組を進めています。

平成29年成立の改正社会福祉法では、市町村に包括的な支援体制を整備することが努力義務として規定され、加えて令和3年成立の改正社会福祉法では、市町村において、地域住民の複雑かつ複合的な支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性や世代を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業が新たに規定され、その対応が求められています。

(4) 新たな地域福祉計画の必要性と目指すもの

こうした様々な社会環境等の変化に伴う新たな課題や法制度に対応するため、第4次計画の見直しを行い、「第5次地域福祉計画」(以下「本計画」という。)を策定することとした。

大規模災害や生活環境の変化によって、すべての人が支援を必要とする可能性があります。また、地域福祉を取り巻く課題は、8050問題のような複雑かつ複合的な地域生活課題、制度の狭間の課題、自ら相談に行くことができない状態にある社会的孤立・社会的排除への対応、家族や地域のつながりの弱まりなど、多くの課題が顕在化しています。

そこで、本計画では、重層的支援体制整備事業を実施することにより、これまで本市で一貫して進めてきた「高齢者や障害のある人、子どもだけでなくすべての人や事業者等が、お互いに支え合い自分らしく暮らせる地域福祉」を目指します。

そして、これによって、「誰一人とり残さない“包括的な支援体制”」を整備し、「地域共生社会」を実現していきます。



■地域福祉とは

地域福祉とは、すべての人が加齢や障害、その他様々な事情から福祉サービスや支援を必要とするようになっても、地域の一員として、家族、友人、知人との関係を保ち、地域で日常生活を営み、文化や趣味、スポーツなどの社会的な活動に参加することができる地域社会づくりのことです。

また、地域福祉活動は住民と行政、市社協、ボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPO、民間企業などの多様な主体が協働して、必要なサービスや支援を総合的に提供することや住民の福祉活動の組織化を通じて、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域づくりを実現するための活動のことです。

かつて、住民の相互扶助の仕組みがあった地域においても、生活環境が変わり、支え合いの仕組みや考え方も変わりました。そのため、厚生労働省は、住民と行政の協働による新たな福祉、地域における新たな支え合いについての方向性を、平成19年度に開催した「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」の報告書にまとめています。

この報告書では、特に高齢者や障害のある人への公的な福祉サービスは飛躍的に充実したもの、制度の狭間にある問題や住民の多様なニーズをすべて公的に対応することは不可能かつ適切ではないため、基本的なニーズは公的なサービスで対応するという原則を踏まえつつ、成熟した社会における自立した個人が主体的に関わり、支え合う、新たな支え合い(共助)の拡大、強化が求められると提言しています。

■地域共生社会とは ※厚生労働省 地域共生社会のポータルサイトより

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指しています。

■重層的支援体制整備事業とは ※厚生労働省 地域共生社会のポータルサイトより

人びとの生活そのものや生活を送る中で直面する困難・生きづらさの多様性・複雑性から生まれる支援ニーズに応えるために創設された、属性や世代を問わず、すべての人びとを対象とする事業です。

これまでのような福祉を各分野に分けていた壁を取り払うことで、複合課題を抱える相談者やその世帯への包括的な支援や、住民等による地域活動の取組を展開しやすい仕組みとなっています。

つまり、重層的支援体制整備事業は、既存のものとは別の新しい相談支援機関や、地域の拠点を設けるのではなく、既存の支援機関等の機能や専門性を活かし、相互にチームとして連携を強めることで、市町村全体の支援体制をつくる仕組みであるといえます。

重層的支援体制整備事業では、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制の構築をコンセプトに「属性や世代を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を柱とし、それらを効果的・円滑に実施するため「多機関協働による支援」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」を加えた5事業を一体的に実施する事業となります。



1－2 計画の位置づけと期間

1 根拠となる法律

本計画の根拠法は社会福祉法です。第107条に市町村地域福祉計画の策定が努力義務として規定されています。

なお、同法第4条第2項において「地域福祉の推進」が規定され、第3項には、地域生活課題の把握、連携、解決といった地域福祉の推進の理念が明確化されています。

さらに、第106条の3では、市町村による包括的支援体制の整備を努力義務として規定しているほか、第106条の4では、重層的支援体制整備事業について明記しています。

【社会福祉法(一部抜粋)】

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- (1)地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2)地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (3)地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (4)地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- (5)地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

(地域福祉の推進)

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(包括的な支援体制の整備)

第106条の3 市町村は、次条第2項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- (1)地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策

(2)地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

(3)生活困窮者自立支援法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

(重層的支援体制整備事業)

第106条の4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第1項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

(1)地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第五十九条第一号に掲げる事業

二 生活困窮者自立支援法第三条第二項各号に掲げる事業

(2)地域生活課題を抱える地域住民であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

(3)地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第百十五条の四十五第一項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第百十五条の四十五第二項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七条第一項第九号に掲げる事業

二 子ども・子育て支援法第五十九条第九号に掲げる事業

(4)地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

(5)複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

(6)前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業



2 計画の位置づけ

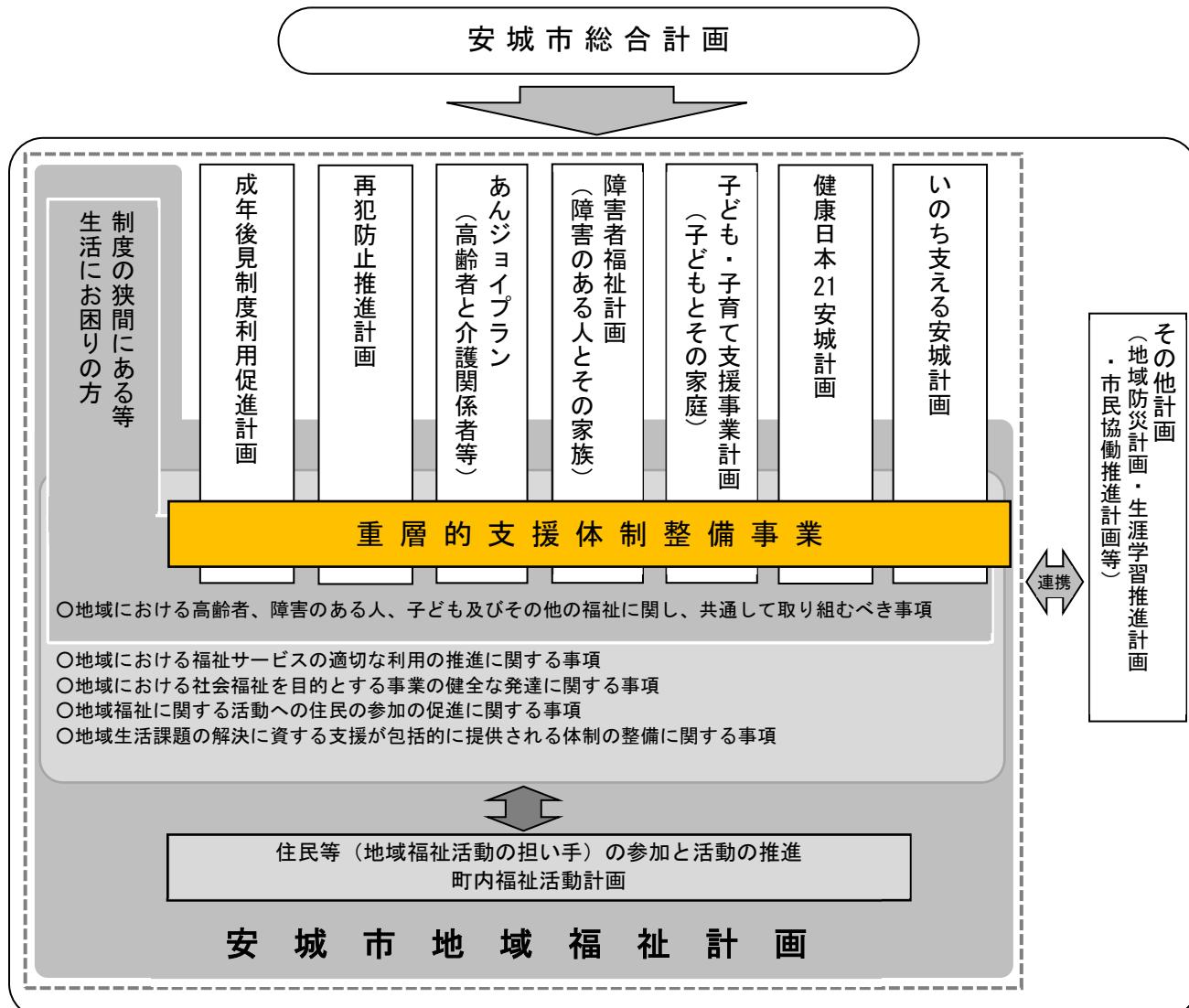
本計画は、本市の最上位計画である「安城市総合計画」を地域福祉の視点から実現するための理念や方策を定め、住民と行政、市社協、ボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPO、民間企業などが相互に協力し地域福祉を推進するための計画です。

また、高齢者、障害のある人、子どもなどを対象とした各分野の福祉等関連施策のうち、特に地域的な対応が必要な取組と支援策等の方向性を示し、それぞれの分野の施策等を横断的につないでいく総合的な計画として位置づけています。

地域福祉の推進には、住民や地区社協等の活動を支援する市社協の活動が必要であることから、第4次計画と同様、町内福祉活動計画の方針や地区社協の計画、市社協の施策、事業も含めて記載しています。

なお、本計画は、各分野の福祉等関連施策を横断的につないでいく総合的な計画であることから、「成年後見制度利用促進計画」を包含するとともに、市町村において新たに策定が努力義務となった「再犯防止推進計画」を包含して策定しています。

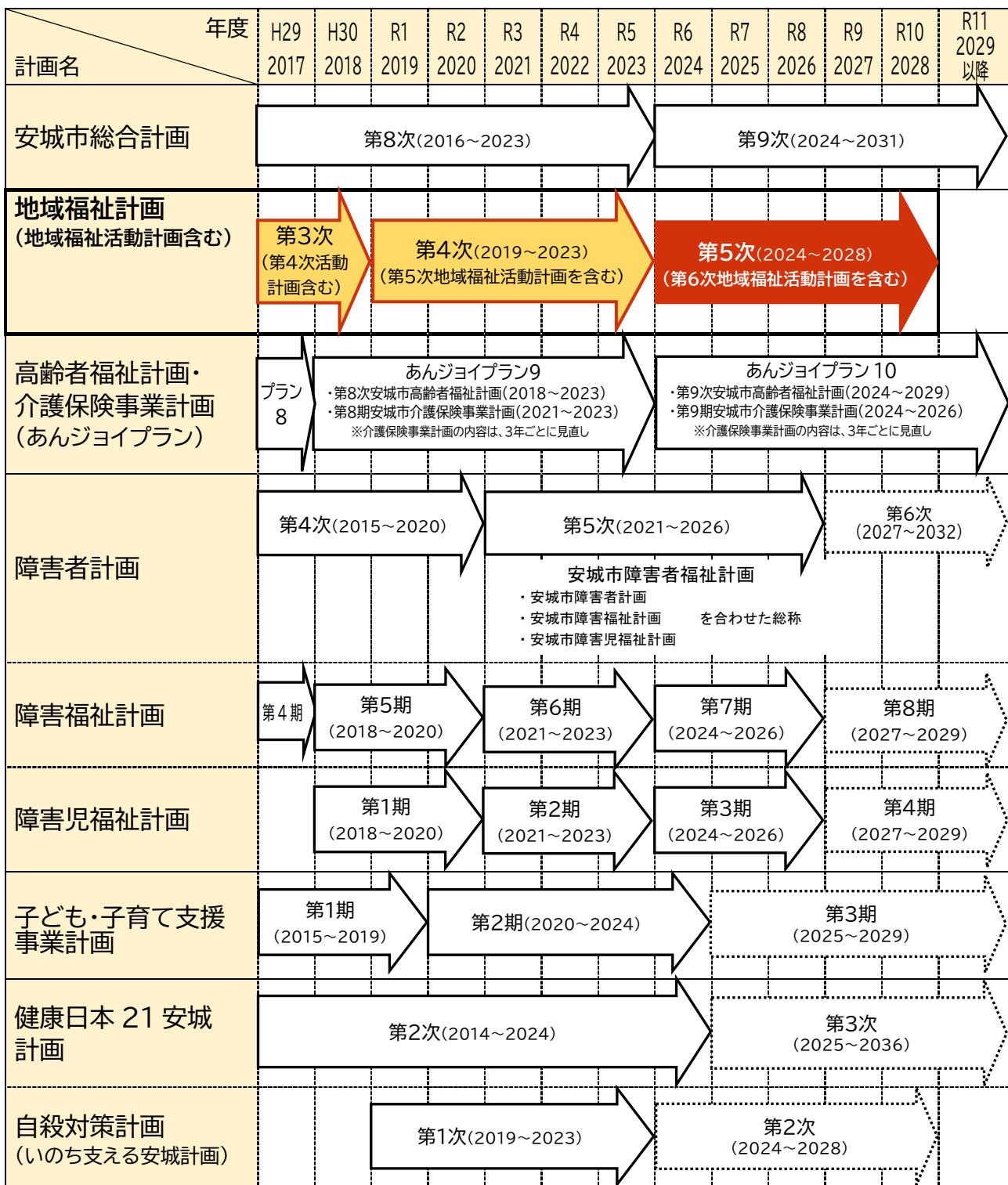
図1－1 地域福祉計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の期間は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間とします。

図1-2 関連する計画の期間





4 SDGsとの関係性～地域福祉の側面からのSDGs実現を目指して～

平成13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では「持続可能な開発目標(SDGs)」が掲げられています。SDGsは、193の国連加盟国・地域が令和12(2030)年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際社会全体の目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成されています。地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、環境・経済・社会の諸課題を包括的に扱い、広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。

このSDGsが目標として掲げている「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現は、社会保障・社会福祉分野でこれまで進めてきた歩みや「地域共生社会」づくりに相通じるものです。また、SDGsの17のゴールの中でも、「目標1：あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」や「目標3：あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を保障し、福祉を促進する」、「目標10：各国内及び各国間の不平等を是正する」、「目標11：包摂的で安全かつ強靭(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する」については、地域福祉計画とも、非常に密接にかかわっています。

本計画は、地域福祉の側面からSDGsの実現を目指していく計画として位置づけられ、本市及び市社協、さらには市内住民の方々や本市内の事業所等も“地球市民”的の一員としてSDGsの17の目標における取組を意識し、自らの行動を問い合わせていくことに努めます。





1－3 計画の策定体制

計画の策定体制は次のとおりです。

地域福祉計画 策定協議会

役割：市長から諮問を受け、審議と答申を行う。

構成：地域、福祉、保健、医療の関係団体代表者、学識経験者及び公募市民など 16 人

開催：6 回

地域福祉計画 策定幹事会

役割：基本理念なども含めた計画書全体の案を検討する。

分野別計画の共通部分の整理を行う。

各会議から抽出した課題に対する支援策についての事業調整及び協議を行う。

構成：市関係課の課長級の職員 12 人（事務局を除く。）

開催：7 回

地域福祉計画 策定分科会

役割：基本理念なども含めた計画書全体の案を作成する。

分野別計画の共通部分の整理や課題の絞込みを行う。

各会議から抽出した課題の取込みを行う。

具体的な施策について論議し、案の作成を行う。

構成：市関係課の主査～係長級の職員 12 人（事務局を除く。）

開催：7 回

府内組織

住民・関係団体

地区ごとの地域福祉活動の方針

地域会議

役割：地域（町内福祉委員会等）の課題を抽出する。

構成：町内福祉委員

（町内会、民生委員・児童委員、老人クラブ、子ども会など）

開催：地区社協の区域（8 地区）ごとに計 3 回開催。

町内福祉委員会ごとに隨時会議を開催。

各会議から抽出された課題・各主体が行うべき課題

●安城市地域福祉計画策定のための市民アンケート調査

調査対象：住民基本台帳から無作為に選んだ 18 歳以上の市民 3,000 人

調査実施時期：令和 4 年 11 月 22 日（火）～12 月 12 日（月）

回収状況：有効回収：1,383 件、有効回収率：46.1%

●安城市地域福祉計画策定のための事業所アンケート調査

調査対象：市内に所在地を有し、介護保険サービス、障害福祉サービスを提供する事業所 290 事業所（介護保険サービス事業所 186 事業所、障害福祉事業所 104 事業所）

調査実施時期：令和 4 年 11 月 22 日（火）～12 月 12 日（月）

回収状況：有効回収：206 件、有効回収率：71.0%

●地域福祉関係団体ワークショップ

参加団体：子ども・若者を対象とした活動を中心に活動する団体 10 団体

開催日：令和 5 年 7 月 12 日（水）

1－4 福祉圏域と自助・共助・公助の位置づけ

1 重層的な福祉圏域の考え方

本計画では、これまでの計画に引き続き、「隣近所、町内会の班・組の区域」、「町内会の区域」、「地区社協(概ね中学校区)の区域」、「市域」の4つの段階的な圏域を福祉圏域として捉えます。

単位福祉圏域は、身近な困りごとを抱えている人を早期に発見しやすく、必要な支援等を迅速に行うことが可能となる「隣近所、町内会の班・組の区域」とします。

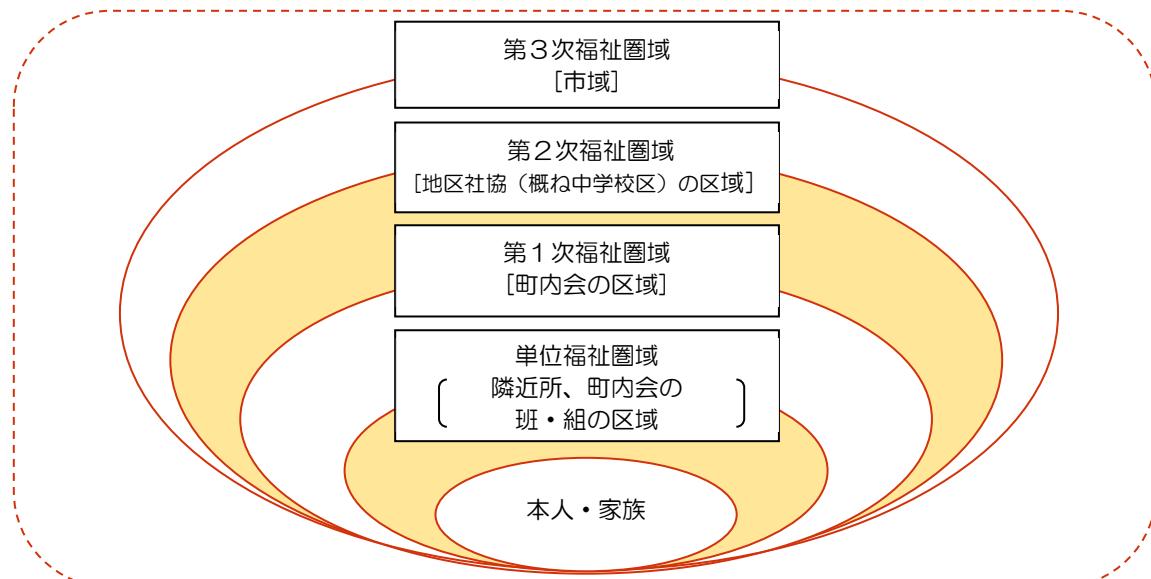
第1次福祉圏域は、単位福祉圏域では実施することが難しい組織的な対応や圏域内で共通する課題を把握する役割を担う「町内会の区域」とします。町内福祉委員会をこの圏域における地域福祉活動の中心的組織として位置づけ、地域福祉活動の推進を図ります。

第2次福祉圏域は、複数の町内で構成される「地区社協(概ね中学校区)の区域」とします。第1次福祉圏域での活動を支援するとともに、地域福祉に関する市及び市社協の施策を開拓する圏域としての役割を担うものとします。なお、地域福祉活動の拠点として、福祉センターを8地区すべてに整備しました。

第3次福祉圏域は、第2次福祉圏域の活動の支援と市全体での活動を行う圏域として、「市域」とします。

そして、これらの4つの圏域がそれぞれ、圏域としての役割と機能を發揮しながら多様な地域福祉活動を開拓するとともに、相互の機能連携を図ることによって、4つの圏域における地域福祉活動を重層的に機能させ、地域福祉を推進します。

図1－3 重層的な福祉圏域の概念図





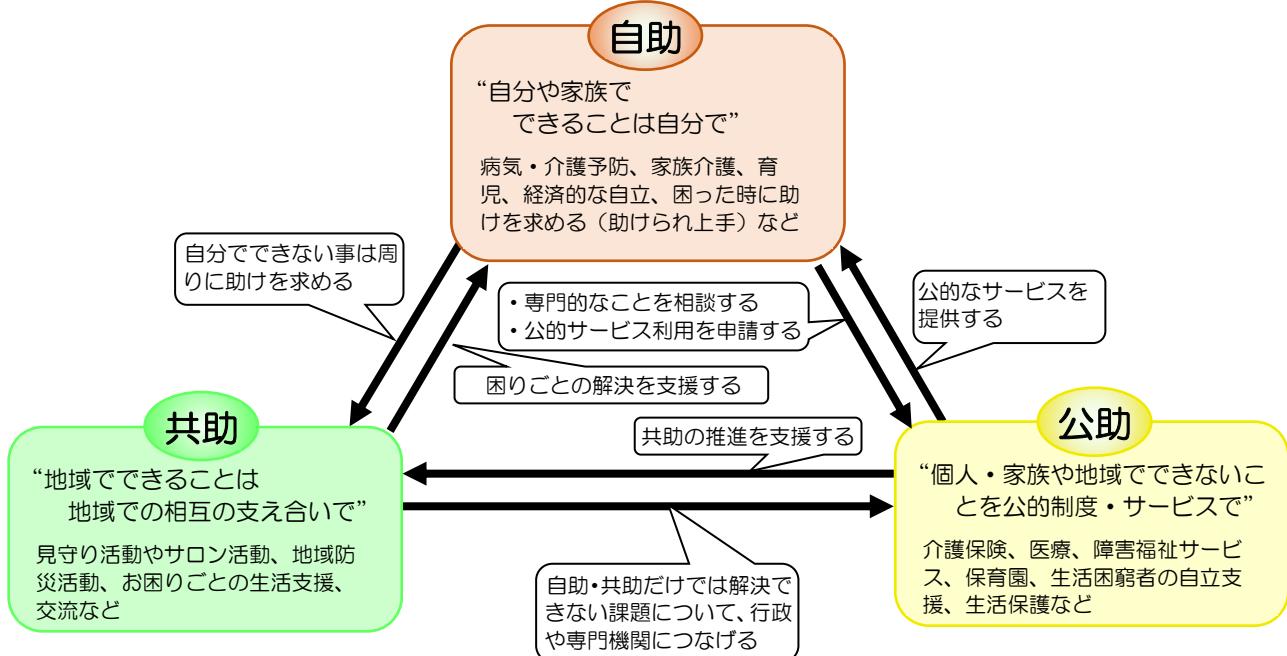
2 地域福祉の推進における自助・共助・公助の位置づけ

本計画では地域福祉における自助・共助・公助の位置づけを次のとおりとします。

表1-1 自助・共助・公助における役割

区分	地域福祉を担う主体	それぞれの役割
自助(本人・家族の努力)	課題を抱えている本人、家族	<ul style="list-style-type: none">○自分でできることを考え、行う。○家族で支え合う。○自己解決できない課題が生じた場合は周りに助けを求める。○同じ悩みを共有し助け合う当事者団体(セルフヘルプグループ)の活動に参加する。○地域の人との交流を深める。
共助(お互いの支え合い)	近所の人 (地域における身近な関係)	<ul style="list-style-type: none">○住民同士が支え合う活動を実施する。○近所における課題を発見する。○いざという時の手助けを行う。○解決困難な課題を発見した場合、民生委員や町内会などと連携する。
	町内会、町内福祉委員会 (地縁に基づいた住民組織)	<ul style="list-style-type: none">○地域の課題を把握する。○課題解決のための体制づくりを行う。○課題解決のために当事者、ボランティア、NPOと連携する。○解決困難な課題を市や専門機関と連携し対応する。
	民生委員、主任児童委員	<ul style="list-style-type: none">○地域の課題はもとより、困っている住民一人ひとりの個別の課題を把握する。○課題解決のために町内会などと連携する。○解決困難な課題を市や専門機関と連携し対応する。
	当事者団体 (同じ悩みや課題を抱える人達の組織)	<ul style="list-style-type: none">○悩みを話し合うなど、セルフヘルプを推進する。○住民の理解を促進するための働きかけを行う。
	ボランティア、NPO (同じ目的を持つ自発的な構成員による組織)	<ul style="list-style-type: none">○地域と連携した活動を行う。○専門性を活かし、町内福祉委員会はもとより、他の福祉事業者との連携・協働による「丸ごと」の支援ネットワークに関与・実践する。
公助(公的な支援)	福祉事業者、NPO、民間企業 (福祉サービスを提供する組織)	<ul style="list-style-type: none">○利用者本位のサービスを提供する。○従事者の専門性を向上させる。○独自のサービスの開発と提供を行う。
	行政、社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">○自助を啓発する。○支え合いの体制づくりのための啓発と支援を行う。○ボランティアなどの担い手の養成と支援を行う。○公的なサービスを提供する。○セーフティネットを整備する。○地域福祉活動推進のための拠点を整備する。○専門的な支援を必要とする人に対応する。○共助の推進を支援する。○当事者団体を支援する。

図1-4 自助・共助・公助の位置づけ



参考：厚生労働省の地域包括ケア研究会報告（平成25（2013）年3月）では、自助・共助・公助に加え「互助」の概念を用いています。このなかでは「共助」は介護保険などリスクを共有する仲間（被保険者）の負担であり、「互助」は相互に支え合っているという意味で「共助」と共通点があるが、費用負担が制度的に裏づけられていない自発的なものである。”としています。



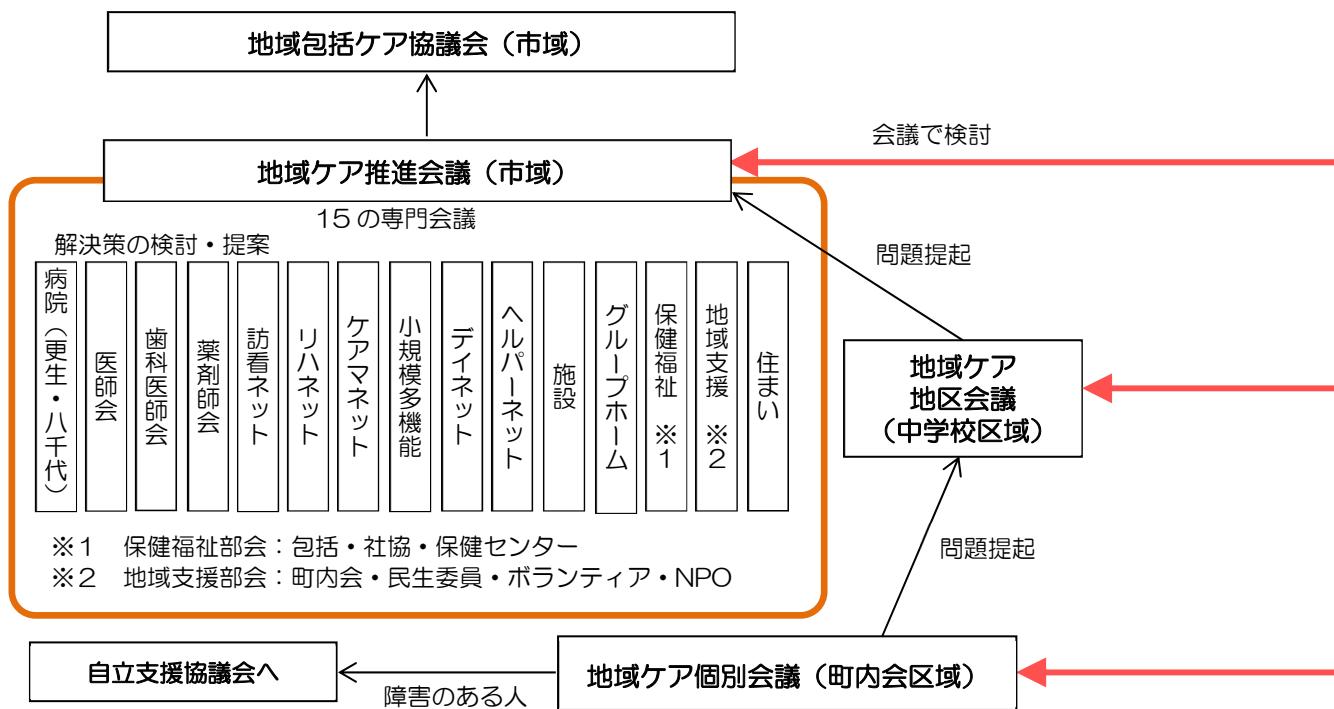
3 地域福祉の推進における自助・共助・公助の位置づけ

支援を必要とする人が地域の中で安心して暮らすには、身近な支え合いから専門的な支援まで、自助、共助、公助が連携する必要があります。

日常生活で困りごとが生じたときに、誰に相談すればよいか、専門的な相談機関がどこに何があるかなど、普段の生活に馴染みがないため知らない人が多いのが実情です。

ここでは、高齢者、障害のある人、子育て家庭の3分野における、それぞれの役割と関わりについて、当事者を中心とした支援イメージを図案化しました。

図1-5 高齢者への支援イメージ図(安城市版地域包括ケアシステムのイメージ)



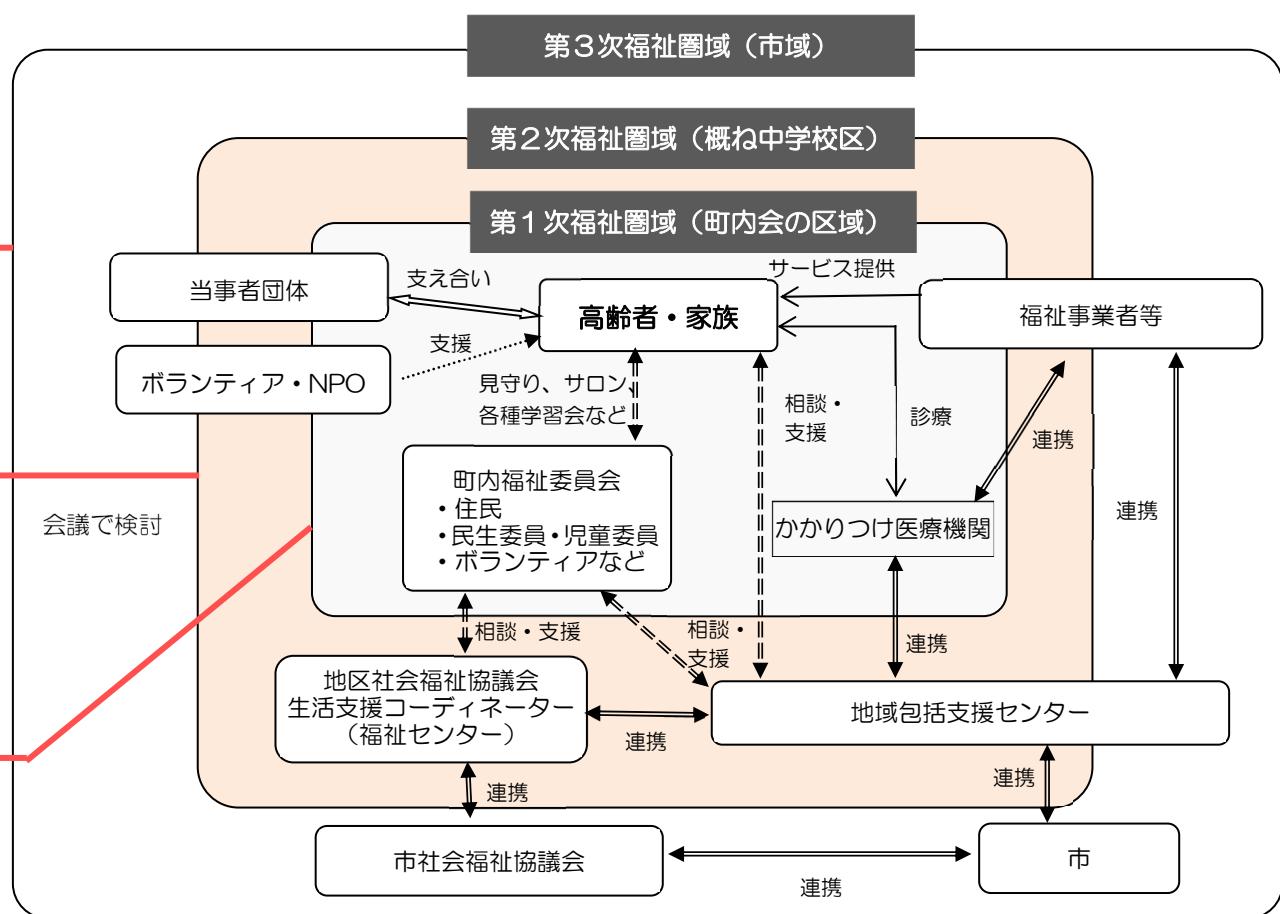




図1-6 障害のある人への支援イメージ図

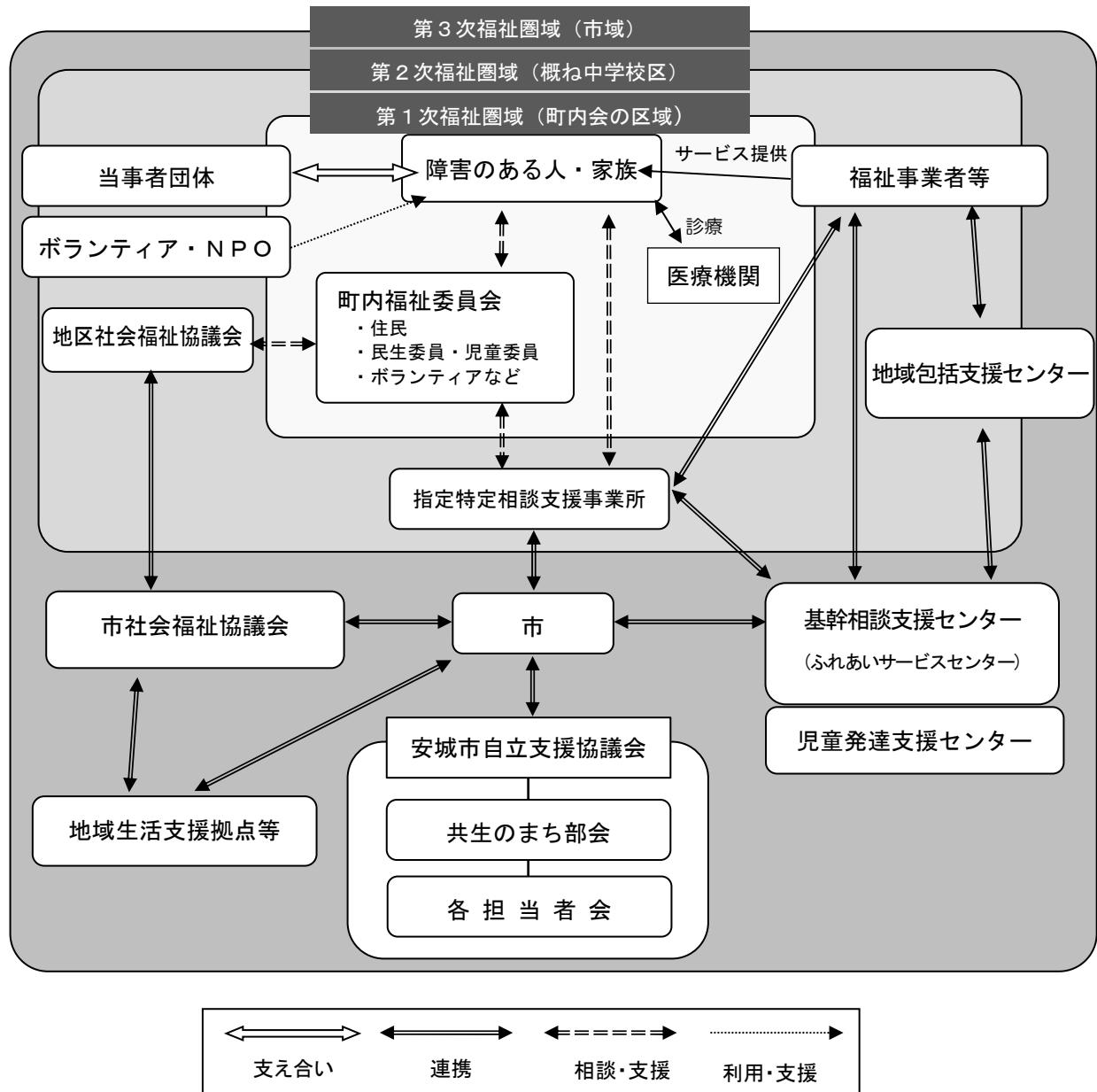
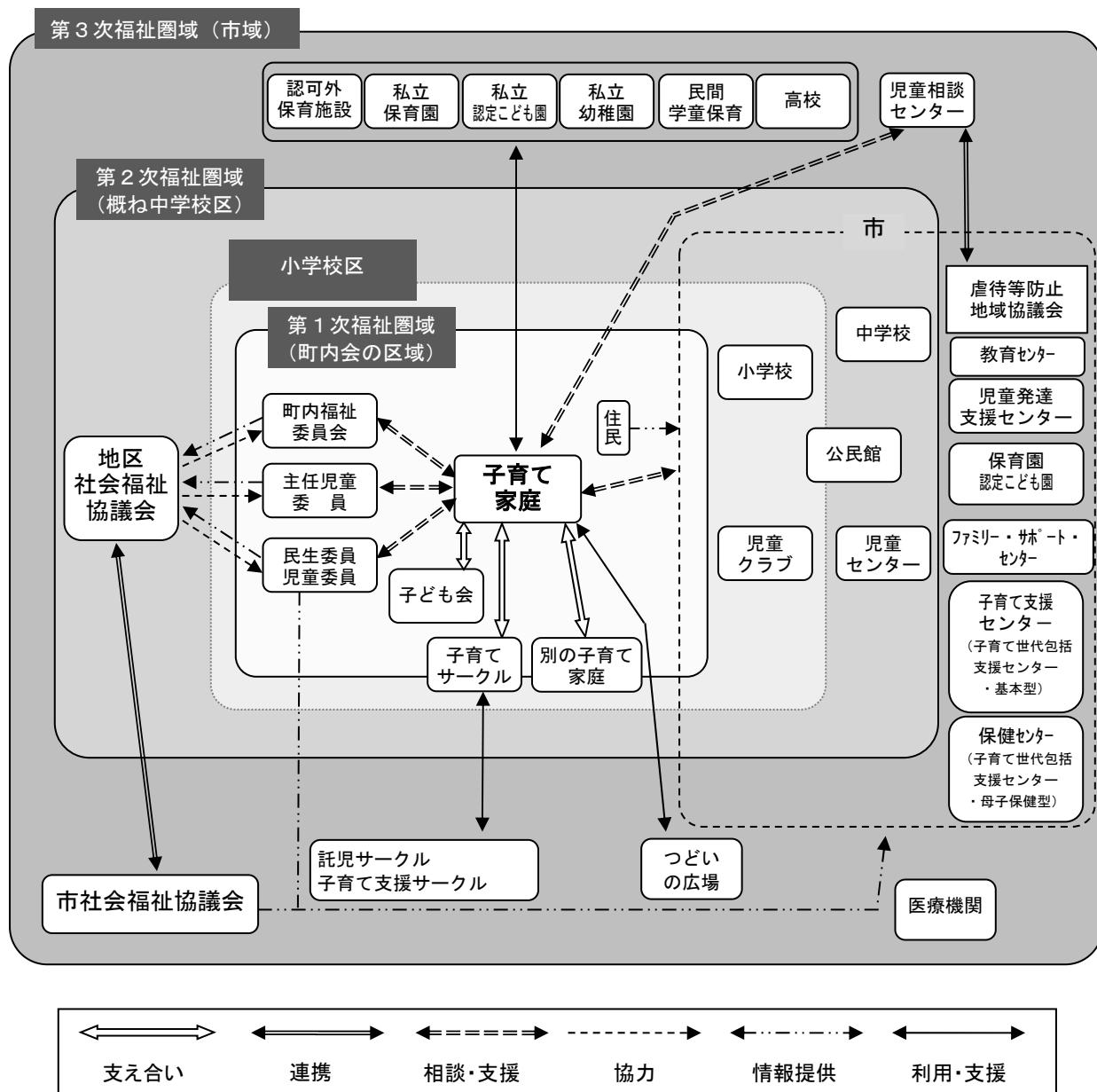


図1-7 子育て家庭への支援イメージ図





第2章 本市における地域福祉の現状と課題

2-1 本市の現状

1 人口及び世帯数の推移と推計

令和5(2023)年10月1日現在における本市の総人口は188,456人、総世帯数は78,680世帯です。年齢3区分をみると、平成30(2018)年から令和5(2023)年にかけて、年少人口(0~14歳)は減少、生産年齢人口(15~64歳)は横ばいとなっており、大きく増加しているのは高齢者人口(65歳以上)です。また、令和5(2023)年時点の年少人口は26,077人で、平成30(2018)年と比較すると2,617人も減少しています。一方、高齢化率は平成30(2018)年の20.6%から、令和5(2023)年には21.9%にまで上昇しており、今後、高齢化率はさらに上昇することが予想されています(表2-1)。

なお、本市の人口は令和2(2020)年をピークに減少に転じています(表2-1)。今後も徐々に人口は減少していくことが予想されています(表2-2)。

また、令和4(2022)年の時点で、後期高齢者(75歳以上)の人口が前期高齢者(65~74歳)の人口を上回っています。今後も、後期高齢者の人口は増加することが予想されています(図2-2)。

表2-1 年齢区分別(3区分)住民基本台帳人口の推移

		平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
人口 (人)	総人口	189,031	190,007	190,155	189,543	188,999	188,456
	0~14歳	28,694	28,416	28,057	27,417	26,824	26,077
	15~64歳	121,412	121,974	121,865	121,426	121,162	121,129
	65歳以上	38,925	39,617	40,233	40,700	41,013	41,250
構成比率 (%)	0~14歳	15.2	15.0	14.8	14.5	14.2	13.8
	15~64歳	64.2	64.2	64.1	64.1	64.1	64.3
	65歳以上	20.6	20.9	21.2	21.5	21.7	21.9
世帯数(世帯)		74,919	76,114	76,868	77,360	78,014	78,680

(出典) 住民基本台帳 各年10月1日現在

表2-2 年齢区分別(3区分)人口の将来推計

		実績値		推計値	
		平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)
人口 (人)	総人口	185,179	190,155	187,808	184,862
	0~14歳	29,370	28,057	24,767	22,055
	15~64歳	119,982	121,865	121,109	118,117
	65歳以上	36,263	40,233	41,932	44,690
構成比率 (%)	0~14歳	15.9	14.8	13.2	11.9
	15~64歳	64.8	64.1	64.5	63.9
	65歳以上	19.6	21.2	22.3	24.2

(出典) 実績値 住民基本台帳
推計値 安城市による推計値

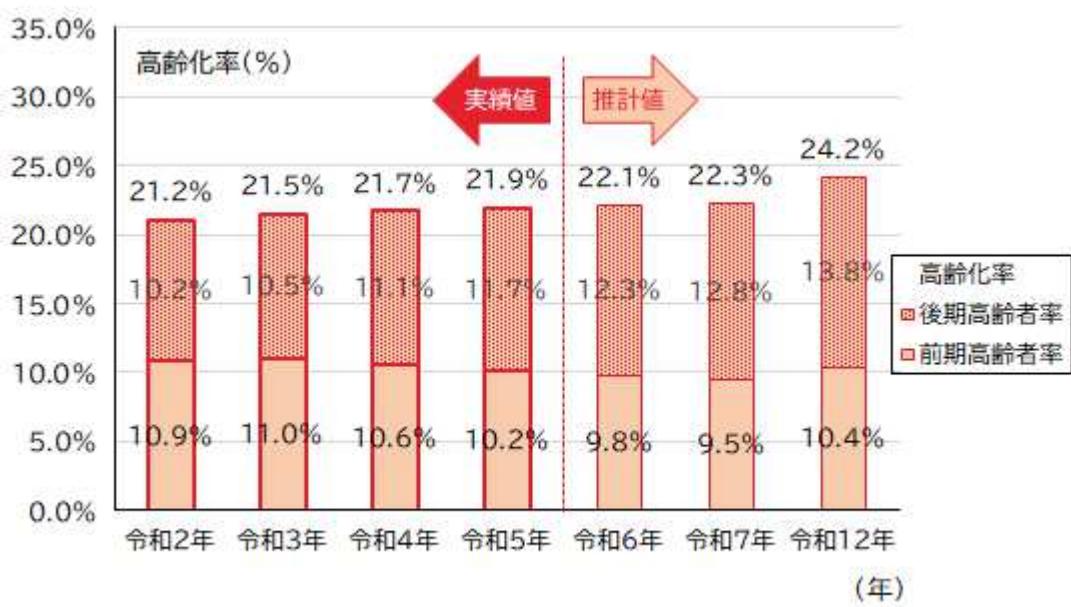
図2-1 本市の人口の推移



(出典) 実績値 住民基本台帳
推計値 安城市による推計値

※実績値・推計値とも各年10月1日現在

図2-2 高齢化率の推移



(出典) 実績値 住民基本台帳
推計値 安城市による推計値

※実績値・推計値とも各年10月1日現在



2 福祉関係の統計

(1) 高齢者世帯数

本市の総世帯数及び高齢者のいる世帯数は年々増加してきましたが、高齢者のみの世帯については、令和4(2022)年から令和5(2023)年にかけて減少に転じています。

表2-3 世帯の状況

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
総世帯	74,628	75,406	76,803	77,201	77,579	78,352
高齢者のいる世帯 (総世帯数比)	25,964 (34.8%)	26,377 (35.0%)	26,778 (35.5%)	27,151 (36.0%)	28,140 (37.3%)	27,850 (36.9%)
うち高齢者単身世帯 (総世帯数比)	6,667 (8.9%)	6,862 (9.1%)	7,142 (9.5%)	7,444 (9.9%)	7,917 (10.5%)	8,031 (10.7%)
うち高齢者のみ世帯※ (総世帯数比)	6,498 (8.7%)	6,722 (8.9%)	6,976 (9.3%)	7,202 (9.6%)	7,606 (10.1%)	7,460 (9.9%)

※高齢者単身世帯を除く

(出典) 住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 障害のある人の内訳

本市に在住する障害のある人の人数(手帳所持者数)をみると、身体障害者手帳所持者数は横ばいから減少傾向にありますが、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加しています。

表2-4 手帳所持者数

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
身体障害者手帳	5,038	5,010	4,979	4,986	4,973	4,931
療育手帳	1,305	1,361	1,410	1,437	1,526	1,596
精神障害者保健福祉手帳	1,254	1,323	1,475	1,524	1,662	1,778

(出典) 福祉のあらまし（各年4月1日現在）

(3) 子どもの年齢内訳

本市に在住する子どもの人数は減少傾向にあります。年齢内訳は次のとおりです。

表2-5 年齢別子ども数

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
0～2歳(乳児)	5,576	5,482	5,243	5,018	4,698	4,414
3～5歳(幼児)	5,772	5,499	5,562	5,437	5,346	5,084
6～11歳(小学生)	11,676	11,754	11,591	11,424	11,188	11,067
12～14歳(中学生)	5,827	5,747	5,853	5,930	5,929	5,857
0～14歳(合計)	28,851	28,482	28,249	27,809	27,161	26,422

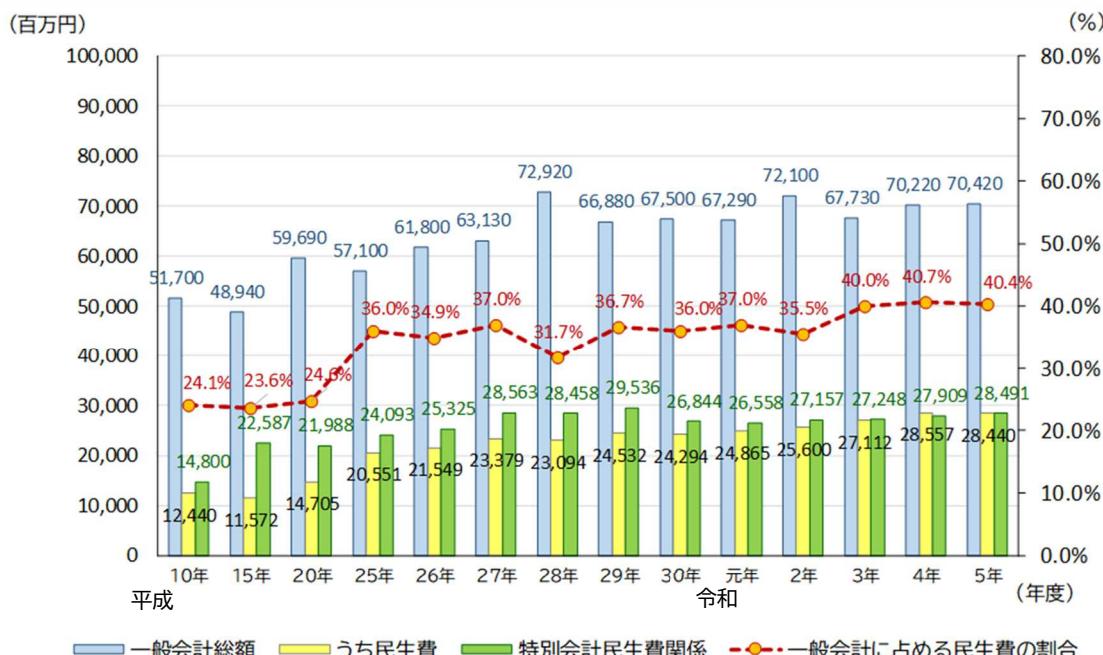
(出典) 住民基本台帳（各年4月1日現在）

3 予算の状況

市の一般会計の当初予算歳出額は、年によって増減がありますが、民生費はその増減に関わらず、概ね増加の傾向にあります。平成30(2018)年度から令和5(2023)年度にかけての最近5年を比較してみると、一般会計の民生費は17.1%増、特別会計の民生費関係(※)は6.1%増となっています。また、令和5(2023)年度でみると、一般会計の総額のうち民生費の割合が40.4%を占めています。

表2-6、図2-3 市当初予算歳出額の推移

年度	一般会計		特別会計 民生費関係	一般会計に占める 民生費の割合
	総額	うち民生費		
平成10年 (1998年)	51,700	12,440	14,800	24.1%
平成15年 (2003年)	48,940	11,572	22,587	23.6%
平成20年 (2008年)	59,690	14,705	21,988	24.6%
平成25年 (2013年)	57,100	20,551	24,093	36.0%
平成26年 (2014年)	61,800	21,549	25,325	34.9%
平成27年 (2015年)	63,130	23,379	28,563	37.0%
平成28年 (2016年)	72,920	23,094	28,458	31.7%
平成29年 (2017年)	66,880	24,532	29,536	36.7%
平成30年 (2018年)	67,500	24,294	26,844	36.0%
令和元年 (2019年)	67,290	24,865	26,558	37.0%
令和2年 (2020年)	72,100	25,600	27,157	35.5%
令和3年 (2021年)	67,730	27,112	27,248	40.0%
令和4年 (2022年)	70,220	28,557	27,909	40.7%
令和5年 (2023年)	70,420	28,440	28,491	40.4%



※特別会計民生費関係

①「国民健康保険事業」「老人保健事業」「介護保険事業」「後期高齢者医療」の4会計を合計した金額です。

②「介護保険事業」は平成12(2000)年度から、「後期高齢者医療」は平成20(2008)年度から予算化されています。

③「老人保健事業」は平成22(2010)年度で廃止されています。



2-2 地域福祉資源の概況と特徴

1 福祉関係施設

市内には、福祉センターをはじめとした様々な施設があります。

図2-4 市内の福祉関係施設(一部)



2 福祉関係団体等

(1) 町内福祉委員会

① 町内福祉委員会の組織

町内福祉委員会は、各町内会の地域の実情に合わせて設置され、住民による地域福祉活動を推進する組織です。

構成員は、地域で活動されている人や、福祉に関心のある人により構成されています。構成人数は、特に規定されていませんが、約10～20人の委員会が多数です。

② 町内福祉委員会の主な活動

町内福祉委員会の主な活動は次のとおりです。

ア サロン、世代間交流事業の実施

イ 地域での見守りが必要な人への見守り・生活支援・災害時支援

ウ 福祉意識の啓発

エ 住民意識調査、福祉マップの作成

オ 福祉や介護などに関する勉強会等の開催

カ 福祉だよりの発行

表2-7 町内福祉委員会の区域

地区社協名 [概ねの中学校区*]	活動拠点	町内会名(76福祉委員会)	備 考
東山地区社協 〔東山中学校区〕	北部福祉センター	里、井畠、石橋、橋目、柿崎、尾崎、宇頭茶屋、浜屋、東栄、今本	東栄、今本の2町内会は、東栄・今本町福祉委員会として活動
中部地区社協 〔安城北中学校区〕	中部福祉センター	今池、コーポ野村新安城、池浦、新田、西別所、東別所、別郷、別所団地、北山崎、高木、大岡、山崎、明治本町、昭和、大東	
作野地区社協 〔篠目中学校区〕	作野福祉センター	住吉、篠目、井杭山、美園、二本木新町、三河安城、依佐美・美園住宅	美園、二本木新町、三河安城の3町内会は二本木連合福祉委員会として活動
中央地区社協 〔安城南中学校区 (石井町を除く)〕	総合福祉センター	栄町、御幸、本町、本通り、朝日町、相生、末広、花ノ木、日の出、南町、百石、城南、大山、横山、赤松	
安祥地区社協 〔安祥中学校区〕	安祥福祉センター	上条、土器田、西尾、秋葉、東尾、河野、古井、古井新町、古井住宅	
西部地区社協 〔安城西中学校区〕	西部福祉センター	下管池、箕輪、二本木、緑、三河安城本町、高棚、福釜、榎前	二本木、緑、三河安城本町の3町内会は二本木連合福祉委員会として活動
明祥地区社協 〔明祥中学校区 (石井町を含む)〕	明祥福祉センター	石井、和泉、東端、根崎、城ヶ入	
桜井地区社協 〔桜井中学校区〕	桜井福祉センター	藤野、堀内、桜井北、城山、城向、桜井西町、東町、姫小川、館出、鹿乗、小川、三ツ川	

*地区社会福祉協議会と中学校区の範囲は一致しないところもある。

(令和5(2023)年10月1日現在)



(2) 民生委員・児童委員、主任児童委員

民生委員は、民生委員法により社会福祉の奉仕者として、厚生労働大臣の委嘱を受けて活動しています。また、同時に児童福祉法により児童委員を兼ねています。任期は3年で、県知事が定める区域(概ね中学校区)ごとに民生委員・児童委員協議会(以下「地区民協」という。)を組織しています。また、主任児童委員は、各小学校区に1人が配置されています。

なお、次表には、民生委員及び主任児童委員の人数を記載しています。

市域で組織される安城市民生委員・児童委員協議会では、次の11項目を、令和5(2023)年度の活動重点事項として定め、積極的に取り組んでいます。

- ① 援助を必要としている人々への訪問活動等の推進
- ② 災害時ひとりも見逃さない運動の推進
- ③ 福祉活動への住民参加の促進
- ④ 児童虐待防止活動の推進
- ⑤ 高齢者虐待防止活動の推進
- ⑥ 障害者虐待防止活動の推進
- ⑦ 研修への取組強化
- ⑧ 情報の共有・管理保護の徹底
- ⑨ コロナ禍後の活動の充実
- ⑩ 関係機関との連携
- ⑪ 地区民協の活性化(交流会等)

表2-8 地区民協構成人数

地 区	民生委員数 (人)	主任 児童委員数 (人)	計 (人)	担当地区 [概ねの中学校区※]
東山地区民協	27	3	30	東山中学校区
中部地区民協	37	4	41	安城北中学校区
作野地区民協	27	2	29	篠目中学校区
中央地区民協	38	2	40	安城南中学校区
安祥地区民協	22	2	24	安祥中学校区
西部地区民協	25	4	29	安城西中学校区
明祥地区民協	12	2	14	明祥中学校区
桜井地区民協	19	2	21	桜井中学校区
計	207	21	228	

※地区民協と中学校区の範囲は一致しないところもある。

(令和5(2023)年10月1日現在)

(3) 市社協ボランティアセンター、市民活動センター

市社協は、ボランティアの活動推進を図ることを目的に、昭和53(1978)年10月にボランティアセンターを設置しました。

ボランティアセンターでは、ボランティア活動に参加したい人を登録するとともに、ボランティアの派遣を希望する人や関係機関との連絡調整等に対応するボランティア相談、ボランティアの育成、福祉学習の推進、ボランティア活動の支援、啓発などを行っています。

ボランティアセンターの団体登録は、ボランティア活動を主とした団体のほか、市民(または自主)活動を主としながらボランティア活動も行う団体や、NPOなどが登録されています。また、個人のボランティア登録者には、個人でボランティア活動を行う人のほか、災害ボランティアコーディネーターも含まれています。

市民活動センターは、市民活動のサポート拠点として平成17(2005)年1月に設置され、市民活動に関する様々な情報の提供、活動団体相互の交流と連携の促進や、団体の自立を支援しています。

また、本市では、国や県に認可を受けたNPOが保健福祉や防災、環境、まちづくりなどの分野において活動しており、今後も幅広い活動の展開が期待されています。

表2-9 市社協ボランティアセンター登録数

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
登録団体数(団体)	222	217	210	204	206
個人登録者数(人)	362	263	219	274	182

(各年3月31日現在、令和5(2023)年は10月1日現在)

表2-10 市民活動センター登録数

	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
登録団体数(団体)	446	449	451	445	440

(各年3月31日現在、令和5(2023)年は10月1日現在)



(4) 市社会福祉協議会

社会福祉協議会とは、社会福祉法第109条に位置づけられた地域福祉の推進を図ることを目的とした団体です。市社協は昭和27(1952)年に設立され、昭和43(1968)年に社会福祉法人の認可を受けています。

市社協では、第1次地域福祉活動計画で地区社協の区域ごとにコミュニティワーカーを配置することを定め、町内福祉委員会の活動を支援してきました。また平成27(2015)年度から市より生活支援体制整備事業を受託するとともに生活支援コーディネーターを配置し、高齢者を対象とした地域でのサービス・支援の創出に努めています。

また、地域福祉の推進を図ることを目的として、次表に掲げるように、市からの委託事業や福祉センター等の指定管理業務を行うなど、多様な福祉事業を展開しています。

表2-11 市社協の主な事業(※は本市の委託事業又は指定管理業務)

町内福祉委員会等の活動支援	後見支援センター
地区社協の運営支援	成年後見支援事業
広報紙の発行	福祉センター・社会福祉会館の事業運営、 福祉避難所の運営*
福祉教育の推進	児童センターの事業運営*
車いす・車いす移送車貸出し事業	身体障害者デイサービスセンターの 事業運営*
ボランティアセンター事業・災害ボランティ アセンターの運営	生活支援体制整備事業*
善意銀行事業	介護予防事業*
生活福祉資金等の貸付け	自主防災組織支援事業*
訪問介護等事業（ホームヘルプサービス）	障害相談支援事業*
福祉介助サービス事業	地域包括支援センター事業*
福祉サービス利用援助事業	高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業*
心配ごと相談等相談事業	安城市共同募金委員会としての事業
ふれあいサービスセンター事業	日本赤十字社安城市地区としての事業
居宅介護支援事業	福祉まつり実行委員会としての事業

【社会福祉法（市町村社会福祉協議会関係部分）】

(市町村社会福祉協議会)

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- (1)社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2)社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3)社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4)前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(5) 地区社会福祉協議会

住民の地域福祉活動への参加や福祉のまちづくりを進めるため、平成9(1997)年度から平成12(2000)年度にかけて、市社協が概ね中学校区ごとに地区社協の発足を支援し、担当職員をコミュニティワーカーとして配置してきました。

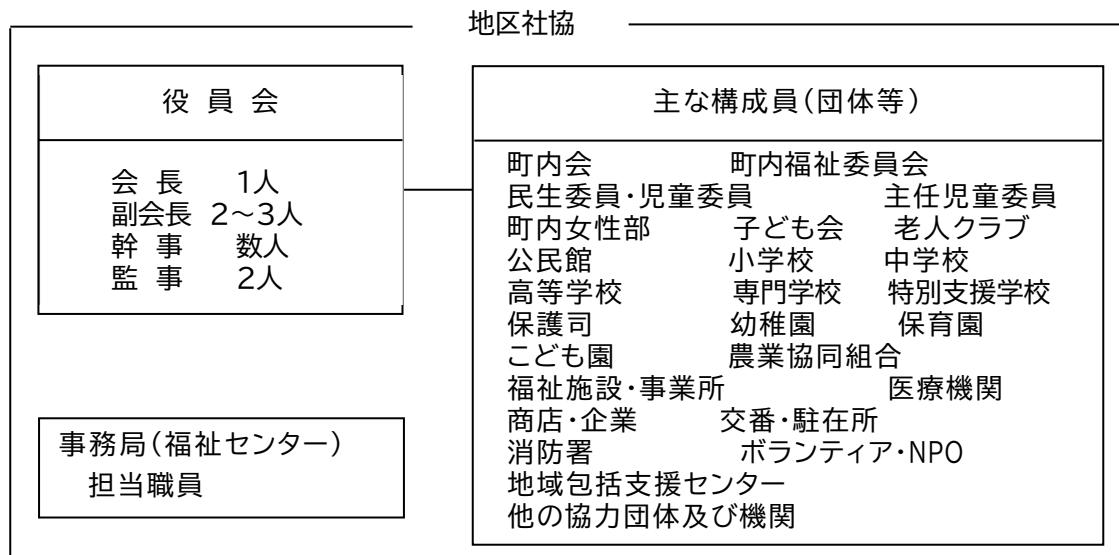
町内会を区域とする町内福祉委員会の発足を働きかけ、平成28(2016)年度までにすべての町内会で町内福祉委員会が発足しました。

日常生活のなかで共助を推進する組織である町内福祉委員会の活動を支援し、地域福祉活動を推進しています。

表2-12 地区社協の主な事業

区分	事業内容
小地域福祉活動の支援	町内福祉委員会の活動支援 ボランティアの育成・支援
啓発活動	勉強会・福祉講座等の開催 広報紙の発行 講演会等イベントの開催

図2-5 地区社協の組織図(例)





3 地域福祉活動の特徴

(1) 地区社協の区域（概ね中学校区）を福祉圏域とした活動展開

市社協では、地域をサポートするコミュニティワーカーを地区社協の区域ごとに配置することで、住民主体の小地域福祉活動を推進しています。

市内全町内会に町内福祉委員会が発足しており、サロンなどのふれあい交流活動、介護教室などの学習活動のほか、福祉マップの作成、見守り活動の支援といった様々な小地域福祉活動に、地域の実情にあった方法で取り組んでいます。本市では、この町内福祉委員会が地域福祉の中核として機能しています。

(2) 町内福祉活動計画に基づく計画的小地域福祉活動の実践

各町内福祉委員会では町内福祉活動計画を策定し、計画的に地域福祉活動に取り組んでいます。また町内福祉活動計画は、地区社協単位で毎年、進行管理を行っています。

[町内福祉委員会の活動事例]

- ① 見守り活動(見守りが必要な人の実態調査、個別訪問等によるニーズ調査、福祉マップ・住民支え合いマップの作成など)
- ② 高齢者等への個別支援(買い物支援、ゴミ出し支援、認知症高齢者の見守り支援など)
- ③ 高齢者等の居場所づくり活動(ふれあい交流会、サロン活動など)
- ④ まちの安全と安心を守る取組(小学生登下校時の見守り活動、避難行動要支援者に配慮した避難訓練など)
- ⑤ 福祉学習活動(まちかど講座、ハートフルケアセミナーなど)
- ⑥ 広報・啓発活動(広報紙、講演会など)

(3) 事業者やNPO等との協働による地域福祉活動の展開

本市では、平成27(2015)年度から生活支援体制整備事業を市社協に委託し、職員を配置しました。多様な社会資源の発掘や、生活支援ネットワーク会議の開催を通じたネットワーク化を図っています。

これらの取組の成果として、町内福祉委員会を中心としつつ、事業者やNPO等との協働による地域福祉活動が展開されています。

[生活支援・介護予防の推進に向けた取組事例]

① 生活支援ネットワーク会議

- ・ 地区社協の区域で毎年2回以上、会議を開催。高齢者の生活支援を行う住民、NPO、ボランティア、民間企業、店舗、農業協同組合、社会福祉法人等多様な主体間の定期的な情報共有・連携の場となっています。
- ・ こうした取組の成果もあり、サロン活動の数は80か所(平成27(2015)年度)から新型コロナウィルス感染症が発生する前には195か所にまで増加

し、令和4(2022)年度末には207か所まで増加しています。

- ・また、毎月開催型のサロンが一般化。中には、毎週開催型や毎日開催型(カフェ形式)のサロン活動も生まれています。さらに、町内健康体操教室も市内59箇所で実施されています。

② あんじょうコミュニティEXPO

- ・企業・専門職が連携して住みよい地域の実現を目指すため、生活支援活動や介護予防事業など互いの取り組みについて情報共有する機会として「あんじょうコミュニティEXPO」を年2回開催しています。

③ 高齢者見守り事業者ネットワーク

- ・地域において生活支援や見守り活動を行う民間事業者等と市・市社協が協定を締結しています(令和5(2023)年9月末時点で47企業・団体)。

④ 地域リハビリテーション活動支援事業

- ・市内のリハビリ専門職が介護予防に資する地域活動等の場(体操教室、サロン等)へ出向き、地域活動の担い手である住民へ介助方法や体操の内容など介護予防に関する技術的助言を行っています。

⑤ あんじょうコミュニティBOOKの発行

- ・市と市社協が協働して、地域のサロン活動など高齢者の集いの場の情報を集約して発信しています。

(4) 地域共生社会の実現に向けた先駆的取組を展開

市社協・地区社協が主に町内福祉委員会に働きかけながら、事業者やNPO等との協働による地域福祉活動を展開しています。

一部の町内会やNPO等では、高齢者のみならず、すでに子育て支援をはじめ、障害のある人や生活困窮者への見守りや生活支援のほか、高齢者の買い物移送サービスの実施など、「地域共生社会」の先駆的な取組もみられます。



2-3 これまでの施策の主な実施状況と課題

第4次計画の主な成果と課題を、基本目標別に整理しました。内容は次のとおりです。

基本目標1 地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう

- 自助・共助による住民主体のまちづくり -

基本施策 1-1

地域福祉の啓発と住民主体の地域福祉活動の推進

推進施策・事業数 合計	実施状況(施策・事業数)		
	完了	実施	未実施
17	0	17	0

主な実施状況・成果	■すべての推進施策・事業を実施することができました。 <ul style="list-style-type: none">●コロナ禍の影響もある中、76町内福祉委員会中ほとんどの町内福祉委員会が全体研修会に参加することができました。一方で、民生委員による安否確認・見守りについては、コロナ禍の影響による活動制約があり、ここ数年、訪問件数が伸び悩んでいます。●地域見守り活動推進事業は、すべての町内会で実施することができました。また、コロナ禍にありながらも、感染症対策を取りながら再開するサロンも増え、地域で月1回以上開催されているサロン実施か所数は着実に増加し、目標を大幅に超えるような結果が得られています(平成29(2017)年度:127か所⇒令和4(2022)年度:207か所)。●地区社協が主催する地域福祉活動勉強会開催事業についても、目標を上回る回数で実施しており、福祉制度や施設の理解促進、また福祉委員会同士の情報交換などを行い、地域福祉活動の参考となる情報の提供に努めることができました。
主な課題	<ul style="list-style-type: none">●メンバーの固定化や高齢化が進み、同一人物が長年にわたって会長職を担わざるを得ないような町内福祉委員会が見受けられます。また、依然として町内会への加入率の伸び悩みが続いている。このため、各町内福祉委員会の組織力の強化と活動の活性化を図っていく必要があります。●コロナ禍で仕事が減って家計急変に苦しむ外国籍住民が顕在化し、コロナ特例貸付の申請時など、言葉や文化の違いの壁に苦慮するような場面も多々生じました。外国籍住民に対する地域情報等の提供の重要性も改めて浮かび上がりました。●8050問題や高齢化・少人数世帯化、生活困窮者問題など、地域福祉課題が複雑かつ複合化するなか、複合的生活課題を抱えた世帯にも目を向けた地域福祉活動が求められており、そのためには、様々な分野の機関・団体が連携しやすくなるような、包括的支援体制の整備を行う必要があります。●民生委員による訪問件数が伸び悩んでいます。また、コロナ禍で、多くの会場で休止していた介護予防教室を再開する会場も増えているものの、コロナ禍以前の会場数までには至つていません。このように、民生委員の訪問活動や地域での介護予防事業など、コロナ禍で停滞してしまっている地域福祉活動を再始動・活性化させることが課題となっています。

基本施策
1-2

地域における連携と協働の推進

推進施策・事業数	実施状況(施策・事業数)		
	完了	実施	未実施
合計 8	0	8	0

主な実施状況	<p>■すべての推進施策・事業を実施することができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域見守り活動推進事業の取組や個別ケースの支援を通じ、町内で活動する組織（町内福祉委員会、民生委員、老人クラブ、ボランティアなど）相互の連携体制づくりを進めてきました。 ●平成27（2015）年度に各地区社協単位に配置した生活支援コーディネーターは、目標回数を上回る形での「生活支援ネットワーク会議」の開催を通じて、多様な社会資源の発掘とネットワーク化に努めてきました。 ●高齢者については、地域包括支援センターが中心となり、地域・介護・医療などの関係者を集め地域ケア個別会議を通じて、町内の要支援者について、専門職とともに検討することができました。 ●サロン活動者情報交換会や生活支援ネットワーク会議、市民活動センターや市社協ボランティアセンターにおける相談・コーディネートなどを通じて、福祉事業者と関係団体等との交流、施設や事業所同士の関係づくりや住民組織と福祉団体・福祉事業者とのマッチングを進めてきました。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者のみならず、障害のある人や子どもに係る事例、生活困窮に関する事例についても、町内福祉委員会と地域包括支援センター、障害相談支援事業所、スクールソーシャルワーカー、地区社協、福祉事業者等と連携した地域ケア個別会議等の開催を進めていく必要があります。 ●高齢者の増加や社会環境の変化に伴う複合的な生活課題を抱える世帯の増加など、地域生活課題が複雑化している一方で、町内福祉委員会のメンバーは高齢化や担い手不足の傾向があります。こうした状況の中、地域福祉活動を充実させていくためには、福祉事業者やNPO、当事者団体、民間企業など、多様な主体が地域福祉活動の担い手になっていくことや、町内福祉委員会との連携・協働をさらに進めていくことが求められます。



**基本施策
1－3**

地域ぐるみの安全・安心活動（防災、防犯、交通安全）の推進

推進施策・事業数	実施状況(施策・事業数)		
	完了	実施	未実施
合 計	19	0	19
			0

主な実施状況	■すべての推進施策・事業を実施することができました。
	<ul style="list-style-type: none">●コロナ禍以降、自主防災組織による防災訓練回数は大幅に減少していますが、自主防災リーダー養成研修事業の受講者は目標値には達しなかったものの、着実に増加しています。●中学生対象の防災教室を市内全ての中学校で実施することができました。また、家具転倒防止のための講演や訓練等についてもほぼ目標通りに実施することができたこともあり、家具転倒防止器具取付設置世帯数は、令和4(2022)年度に大幅に伸びました。●避難行動要支援者支援制度の啓発を進めたことで、避難行動要支援者の情報提供にかかる同意者数は目標数を上回る結果が得られています。
主な課題	<ul style="list-style-type: none">●耐震診断や木造住宅耐震改修費補助事業の件数は、所有者の高齢化が進んでいることもあり伸び悩んでいます。また、木造住宅耐震シェルターの普及はほとんど進んでいないのが実情です。引き続き防災意識を高め、住まいの防災・減災を進めていく必要があります。●避難行動要支援者支援制度については、令和3(2021)年の災害対策基本法の改正に伴い、避難行動要支援者の個別避難計画の作成が努力義務化されたことから、本計画のモデルケースを作成するなど、計画作成に向けた取組を推進していくとともに、発災時に着実に支援行動ができるよう機能させていく必要があります。●特殊詐欺など主に高齢者をねらった犯罪が多発していることから、安全安心情報メールなどによる被害状況の周知や防犯講話、各種キャンペーンを通じた啓発活動を行う必要があります。また、地域ぐるみの防犯体制づくりを活性化していく必要があります。

**基本施策
1－4**

生きがいと社会参加の創出

推進施策・事業数	実施状況(施策・事業数)		
	完了	実施	未実施
合 計	14	0	14
			0

主な実施状況	■すべての推進施策・事業を実施することができました。
	<ul style="list-style-type: none">●高齢者教室やシルバーカレッジなどが令和2(2020)年度は休止となり、「おはよう！ふれあいラジオ体操会」の参加人数がコロナ禍以前よりも少なくなるなど、コロナ禍の影響を大きく受けた事業がありました。
主な課題	<ul style="list-style-type: none">●コロナ禍で、外出を控え、閉じこもりになってしまった高齢者や障害のある人等も少なくなっただけでなく、子どもの運動能力の低下も問題視されています。コロナ禍以前のように様々な形で社会参加したり、身体を動かしたり、交流したりする機会を創出し、参加を促進していく必要があります。●定年延長が社会的に進められているなか、高齢期を迎えてもイキイキと就労したり、社会参加したりする機会を設けていく必要があります。●ひきこもりやニートの高齢化傾向に伴い、若年無業者等の就労支援等を引き続き進めいく必要があります。

基本目標2 地域福祉の取組を支援する施策を充実させよう －地域福祉活動を支える人と活動の拠点づくり－

基本施策 2-1

福祉のこころの醸成

推進施策・事業数	実施状況(施策・事業数)		
	完了	実施	未実施
合 計	10	0	10

主な実施状況	<p>■すべての推進施策・事業を実施することができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●あんじょう社協だよりや全市的に開催している研修会、地区社協単位で開催している勉強会に加え、地区社協主催の福祉学習、小中学校における福祉学習、福祉まつりなどを通じて、住民や子どもの福祉に対する意識啓発と福祉のこころの醸成を進めてきました。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●コロナ禍で小中学校における福祉学習が一時減少しました。また、福祉まつりは、令和2(2020)年度及び令和3(2021)年度は開催中止となりました。令和4(2022)年度には再開したものの、規模を縮小しての開催であったため、コロナ禍以前の参加者数には到達しませんでした。 ●「福祉のこころ」を培うことは、地域共生社会の実現において不可欠であることから、地域や学校現場における福祉教育を引き続き進めていく必要があります。 ●福祉教育の講師団体が高齢化していることから、講師と協力者の発掘と育成が課題になっています。

基本施策 2-2

地域福祉活動の担い手の養成と活動支援

推進施策・事業数	実施状況(施策・事業数)		
	完了	実施	未実施
合 計	0	22	0

主な実施状況	<p>■すべての推進施策・事業を実施することができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●町内福祉委員会全体研修会やあんじょう社協だより、市民活動センターのSNSなどを通じて、地域福祉活動や市民活動などに関する情報提供を進め、活動参加の呼びかけを行ってきました。 ●市民活動センターや市社協ボランティアセンター等における情報提供や相談、各種ボランティア養成講座の開催等を通じて、地域福祉活動へのきっかけづくりや人材の発掘、育成に努めてきました。 ●市民活動補助制度やボランティア活動助成事業、地域福祉活動助成事業などにより、地域福祉活動等を担う団体やボランティア団体・市民グループの活動を資金面から支援してきました。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●市民活動団体やボランティア等による多様な活動が活発化するよう、引き続き情報提供や相談、人材発掘・育成面や資金面、活動場所など多様な地域福祉活動等の支援を進めいく必要があります。



**基本施策
2-3**

セルフヘルプ、当事者力の向上支援

推進施策・事業数	実施状況(施策・事業数)		
	完了	実施	未実施
合 計 9	0	9	0

主な実施状況	■すべての推進施策・事業を実施することができました。
	●当事者団体同士がお互いの活動を知り合うための情報交流と意見交換の場として関係団体等の懇話会を開催するなど、当事者団体の活動の支援に努めてきました。また、相談や必要な情報提供など、新たな当事者団体の設立支援を進めてきました。
主な課題	●当事者団体の一つである老人クラブはクラブ数・会員数の減少傾向が続いており、組織力の強化と担い手の確保が課題となっています。ほかの当事者団体でも同様の課題を抱えている団体もみられます。

**基本施策
2-4**

地域福祉活動を支える拠点機能の整備

推進施策・事業数	実施状況(施策・事業数)		
	完了	実施	未実施
合 計 3	0	3	0

主な実施状況	■すべての推進施策・事業を実施することができました。
	●平成28(2016)年4月に明祥福祉センターが開館したことにより、すべての中学校区で福祉センターが開設されました。また、令和3(2021)年から令和4(2022)年にわたり、老朽化した総合福祉センターの改修を行いました。中学校区ごとに福祉センターが整備されていることは、本市の大きな資産であり特徴になっています。地域住民にとって、福祉センターが地域福祉活動拠点として利用しやすい施設となるよう、利用推進委員会の開催などを通じてより良い施設運営に努めてきました。
主な課題	●引き続き、長期間にわたって快適かつ安全に福祉センターが利用できるよう、予防保全的な観点から、施設の維持管理及び修繕を計画的に進めていく必要があります。
	●身近な地域福祉活動の拠点となる町内公民館の中には老朽化が見られる場所や、バリアフリー未対応の場所もあることから、引き続き、町内福祉委員会活動や地域住民にとって快適に利用できる施設となるよう、建設・改修の支援をしていく必要があります。

基本目標3 暮らしを支える多様なサービスを充実させよう

– わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり –

**基本施策
3-1****福祉サービスに関する適切な情報提供**

推進施策・事業数	実施状況(施策・事業数)		
	完了	実施	未実施
合 計	0	7	0
7			

主な実施状況	<p>■すべての推進施策・事業を実施することができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市や市社協の広報紙や市公式ウェブサイトへの掲載、情報誌（「福祉のあらまし」やパンフレット「高齢福祉サービス」など）の配布等により、福祉サービスに関する情報を提供しました。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●令和4(2022)年度に市民向けに実施したアンケート結果によれば、65歳以上の高齢者のうち、福祉に関する情報が「あまり入ってこない、入ってこない」と答えた人は3割以上を占めています。また、福祉に関する知りたい情報があっても、情報を得ていない方も少なくないことから、必要とする人に福祉に関する情報が届くよう、引き続き提供方法・手段等を工夫していくことが課題となっています。

**基本施策
3-2****きめ細かな相談支援体制の確立**

推進施策・事業数	実施状況(施策・事業数)		
	完了	実施	未実施
合 計	0	13	0
13			

主な実施状況	<p>■すべての推進施策・事業を実施・着手することができましたが、包括的な相談支援体制については、体制構築に必要な重層的支援体制整備事業の検討に着手したばかりであり、その構築までには至りませんでした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●福祉に関する各種相談業務は、市の専門相談窓口で対応しているほか、市社協でも多様な相談窓口を設置し、総合的に対応しています。 ●高齢者の相談支援に関しては、地域包括支援センターが核となり、多職種が集まって地域ケア会議を開催できています。 ●障害のある人については、基幹相談支援センターを中心として、指定特定相談支援事業所6事業所、指定障害児相談支援事業所3事業所及び地域包括支援センターが適切な相談支援サービスを実施しています。 ●高齢者や障害のある人、子ども、DV、生活困窮者など、個々の分野での相談窓口の周知と充実に努めてきました。一方で、複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている世帯の相談支援を進めるため、包括的な相談支援体制については、体制構築に必要な重層的支援体制整備事業の検討に着手したばかりであり、その構築までには至りませんでした。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●包括的支援体制の実現、ひいては地域共生社会の実現を目指し、高齢者や障害のある人、子ども、DV、生活困窮者の自立など、複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている人・世帯に対処するため、重層的支援体制整備事業の構築を進めていく必要があります。



基本施策
3-3

公的な福祉サービスの充実

推進施策・事業数	実施状況(施策・事業数)		
	完了	実施	未実施
合 計 18	0	18	0

主な実施状況	<p>■すべての推進施策・事業を実施することができました。</p> <ul style="list-style-type: none">●高齢者福祉計画・介護保険事業計画(あんジョイプラン)、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画及び子ども・子育て支援事業計画などに基づき、高齢者に対する福祉サービスや障害のある人に対する福祉サービス、子ども・子育てに対する福祉サービスなどの充実に努めてきました。また、高齢者施設や障害者施設の整備や福祉人材の確保などを進めてきました。
主な課題	<ul style="list-style-type: none">●福祉ニーズは多様かつ複雑化しており、ケースによっては、高齢者、障害のある人、子ども・子育て支援等の福祉サービスについて、分野横断的に対応する必要があり、迅速に重層的支援体制整備事業に着手して、体制構築を行う必要があります。●共生型サービスについては情報の収集にとどまっていることから、共生型サービスへの転換を促進するのかどうかを含めて検討していく必要があります。

基本施策
3-4

セーフティネットの整備

推進施策・事業数	実施状況(施策・事業数)		
	完了	実施	未実施
合 計 15	0	15	0

主な実施状況	<p>■すべての推進施策・事業を実施することができました。</p> <ul style="list-style-type: none">●生活困窮者への支援や権利擁護事業の実施、虐待防止や自殺対策の推進など、セーフティネットの整備に努めてきました。●特にコロナ禍で生活困窮する人・世帯の大幅な増加に伴い、生活相談や各種給付金・コロナ特例貸付等の生活支援を実施しました。
主な課題	<ul style="list-style-type: none">●コロナ特例貸付の手続きや相談者が激増しましたが、今後は、増加する償還に関連する業務への適切な対応を行うための職員体制の構築が求められます。●単身世帯や認知症高齢者の増加や家族のつながりの希薄化が進行する中、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用対象者の増加が予想されることから、制度の周知を図るとともに、専門機関等と連携して対象者の生活を支えていくための体制強化を進めていく必要があります。●不登校や引きこもり等の家庭訪問要支援児童生徒が年々増加していることから、社会福祉士の資格などを有するスクールソーシャルワーカーを拡充するなど、支援体制の充実を図ることが課題となっています。●後期高齢者の増加にともなって徘徊が危惧される認知症高齢者も増えてきていることから、徘徊高齢者検索システムに代わるような安否確認システムなどの導入と普及を進めていく必要があります。

**基本施策
3－5**

保健、医療、福祉と地域との連携の強化

推進施策・事業数	実施状況(施策・事業数)		
	完了	実施	未実施
合 計 10	0	10	0

主な実施状況	<p>■すべての推進施策・事業を実施することができました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ひとつの分野だけでは解決できない課題が多くなってきてるという認識のもと、保健や医療、福祉の関係機関のより緊密な連携に努めてきました。 ●発達障害のある子どもやその疑いのある子どもが依然として増えている中、療育関係機関連絡会を安城市発達支援ネットワーク会議とし、年2回定期的に開催してきました。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●包括的支援体制の実現、ひいては地域共生社会の実現を目指し、高齢者や障害のある人、子ども、DV、生活困窮者の自立など、複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている人・世帯に対処するため、重層的支援体制整備事業に着手する必要があります。【再掲】 ●発達障害のある子どもやその疑いのある子どもが依然として増えている状況に対応するための連携体制の構築が課題となっています。 ●支援機関相互の連携強化と効果的な情報共有が図れるようになった一方で、連携が充分できていない分野も残されています。 ●包括的な相談支援体制や分野横断的な福祉サービスも、迅速に重層的支援体制整備事業に着手して、体制構築を行う必要があります。

**基本施策
3－6**

高齢者や障害のある人の自立を支える都市環境等の整備や移動手段の充実

推進施策・事業数	実施状況(施策・事業数)		
	完了	実施	未実施
合 計 12	0	12	0

主な実施状況	<p>■すべての推進施策・事業を実施することができました(令和元(2019)年度をもつて廃止したリフォームヘルパー派遣事業を含む)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校施設や保育施設といった公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入、道路の段差解消やや車いす移送車の貸出、あんくるバスにおける低床・ノンステップバス車両の導入といった交通のバリアフリー化、住まいのバリアフリー化、後期高齢者や障害のある人の運賃無料乗車などを進めてきました。 ●障害のある人に対してもタクシー料金の一部を助成しています。
主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ●要介護・要支援認定を受けている在宅高齢者に対し、外出支援として一般的なタクシーに乗車する際の料金を、一部助成する高齢者一般タクシー助成を令和3(2021)年8月から開始していますが、高齢者の運転免許証の返納が増加することに伴って、買い物など日常生活における移動手段に困る市民がますます増加していくことが予想される中、高齢者等に対する新たな移動支援サービスの実施を検討していく必要があります。



2-4 アンケート結果

1 アンケート調査の概要

本計画の策定にあたっては、市民及び福祉サービスを提供している事業者に対してアンケートを実施しました。その調査概要は次のとおりです。

なお、詳細は令和5(2023)年6月に公表した報告書のとおりです。

(1) 市民アンケート

① 調査の目的

市民の福祉に関する意識、日常の暮らしの悩みや不安、地域における福祉活動等の現状等を把握することを目的に実施しました。

② 調査対象及び調査方法

調査対象 住民基本台帳から無作為に選んだ18歳以上の市民3,000人

調査方法 郵送により調査票を配布 回答は郵送とWebのいずれかを選択

調査実施時期 令和4(2022)年11月22日(火)～12月12日(月)

③ 調査票の回収状況

回収状況は以下のとおりです。

A:配布数	B:有効回収数	C:有効回収率(%) $C=B/A \times 100$
3,000	1,383	46.1%

(2) 事業所アンケート

① 調査の目的

地域において福祉サービスを提供している事業所を対象に、サービス利用者の生活課題、他の関係機関との連携の現状等を把握することを目的に実施しました。

② 調査対象及び調査方法

調査対象 市内に所在地を有し、介護保険サービス、障害福祉サービスを提供する事業所290事業所

(内訳) 介護保険サービス事業所 186事業所

障害福祉サービス事業所 104事業所

調査方法 郵送により調査票を配布 回答は郵送とWebのいずれかを選択

調査実施時期 令和4(2022)年11月22日(火)～12月12日(月)

③ 調査票の回収状況

回収状況は以下のとおりです。

A:配布数	B:有効回収数	C:有効回収率(%) $C=B/A \times 100$
290	206	71.0%

2 アンケート結果からみた現状と主な課題

調査結果から整理した現状と主な課題は次のとおりです。

(1) 福祉に関連する情報に容易にアクセスできる環境づくり

【現状】

福祉に関する情報を知りたいと思っていながらも、必要な情報にアクセスできていない人が一定数確認されました。

【課題】

情報を必要とする人に情報が届くように、情報の提供方法や相談体制を充実していく必要があります。

(2) コロナ禍で停滞した活動の再始動・活性化

【現状】

地域行事や地域の福祉活動はやや停滞傾向がみられました。コロナ禍の影響が大きいと考えられます。

【課題】

コロナ禍の影響により停滞した活動の再始動・活性化が必要です。

(3) 近所付き合いの希薄化への対応

【現状】

近所付き合いについては、あいさつ程度の軽いご近所関係を望む人が増える傾向にあります。

【課題】

緊密ではない近隣関係が望まれる傾向にあり、近所付き合いの希薄化への改善策を検討していく必要があります。

(4) 複合化した地域生活課題を抱えている人の増加とそれに対応するための多様な社会資源との連携の深化

【現状】

老老介護・認認介護やひきこもり、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど、複合的な地域生活課題を抱えている人を見聞きした市民は少なくなく、身近な問題になりつつあります。

【課題】

地域だけではすべての支援ニーズに応えることができない場合もあるため、専門機関につなぐことや多様な社会資源との連携を深めていく必要があります。

(5) 「支援してほしいこと」と「自分ができること」における隔たり解消のための支援

【現状】

困りごとを抱えたときに自分が支援してほしいことと、近所に頼みごとやお手伝いをしたこと(自分ができること)との間にはギャップがみられます。



【課題】

『自分が困ったときに支援してほしい割合』が、『ご近所に頼まれて自分ができることの割合』よりも高いケース(災害時等の緊急時の支援、関係機関の紹介など)について、何かしらの支援策を検討する必要があります。

(6) 地域福祉活動に関わる人材の確保（潜在層の掘り起こし）

【現状】

地域福祉活動やボランティア・NPO等の活動に「今後参加したい」と考える人が相当数存在しています。

【課題】

こうした地域福祉活動等への潜在的な参加希望者を発掘し、活動への参加に結びつけるため、今後とも町内福祉委員会やボランティアなどの必要性等にかかる啓発を継続していく必要があります。

(7) 関係機関と連携して地域生活課題の解決につなげる仕組みの整備・充実

【現状】

介護保険サービス事業所の利用者は、健康、介護、買い物や通院、生活費、家族のこと、障害福祉サービス等事業所の利用者は、加えて子育て、教育、仕事のことなど、様々な不安を抱えています。

また、多くの福祉サービス事業所では、ひきこもり、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーなど、“担当分野以外の困りごと”(複合的な地域生活課題)を抱えている人を見聞きしている実態があります。

【課題】

“担当分野以外の困りごと”を把握したとき、多くの事業所では「他の機関につなぐ」といった対応を行っていると回答しているものの、引き続き、連携協働をさらに強化していく必要性があります。

また、多様化・複合化する“地域生活課題”を把握した際に、関係機関と連携して解決につなげる仕組みを整備・充実していく必要があります。

3 地域福祉関係団体ワークショップの開催と主な意見

今回は、福祉サービス事業所に対するアンケート調査に加えて、子ども・若者を対象とした活動を中心に市内で活動されている地域福祉関係団体の方にお集まりいただき、地域福祉計画策定に関連したテーマについて意見交換していただきました。以下はその結果概要と主な意見です。

(1) 地域福祉関係団体ワークショップ開催概要

① 開催の目的

地域福祉関係団体の皆様からのご意見等を把握し、地域福祉計画策定にあたっての基礎資料とするため、特に各団体で“見聞きした・相談を受けた”という複雑化・複合的な生活課題を抱えている人・家族を視野に入れつつ、地域福祉の課題やこれからのある方などについて意見交換を行いました。

② 開催概要

参加団体 子ども・若者を対象とした活動を中心に市内で活動する団体10団体

討議方法 下記の2テーマについて、それぞれのグループで討議

　　テーマ1：目指すべき地域共生社会とは？団体でできることは？

　　テーマ2：私の団体の利用者(対象者)が抱えている問題点・困っていること(※特に複雑化・複合的な生活課題)

開催日 令和5(2023)年7月12日(水)

(2) 地域福祉関係団体ワークショップでの主な意見

【テーマ1】 目指すべき地域共生社会とは？団体でできることは？

- コロナ禍の影響は大きく、ソーシャルディスタンスによって人間関係が希薄になった。そこを見直し、いかにご近所づき合いを上手にしていくかが大事である。おせっかいに感じることもあるが、他の人々を見守る姿勢は非常に良い要素である。
- 従来から行われている障害のある人や子どもへの支援活動は、現代の社会には適応しきれていない場合がある。今風に仕組みを見直していくことが必要である。
- 地域共生社会の概念を考えるとき、高齢者、障害のある人、子どもも含め、その対象は多岐にわたる。LGBTQ、外国人市民、無戸籍の子などいろいろな属性がある。そうした多様性を受容していくことが、地域共生社会ではとても重要なこと。
- 共に生きるとは、協力し合って生きること。
- 見えていない課題こそ対応するのが福祉の使命。今できていない・対応できていないことには、ある意味でのおせっかいが必要。何らかの手助けを必要とする方には何かしらのアクションが必要である。
- あわせて、地域で包摂する空気感、雰囲気づくりも重要である。やさしい雰囲気を醸成する必要がある。
- 地域共生社会への取組は行政と民間の連携が必要である。個別の問題解決には時間がかかることを覚悟する。
- 行政と民間の連携により、企業や団体もそれぞれが助け合う社会を築くことが望ま



しい。行政が関与すれば信用がつく。民間が関与することで継続性が確保できる。

- 共生社会を実現するためには、関係者がみんなで(官民セットで)話し合う場が必要である。様々な対象者が存在するため、一人では問題解決は難しいので、関係者全員が協力して議論することがとても大事である。

【テーマ2】私の団体の利用者(対象者)が抱えている問題点・困っていること?

- 団体の利用者(対象者)や家族は、不登校、病気、障害、若年性認知症、生活困窮など、実際に様々な問題に直面している。
- 企業も課題としてとらえている。企業経営の側も、社員が健康で働く環境づくりを求めている。地域福祉の中で企業との関係性を改めて考えてみる必要がある。
- 生活困窮も重要なテーマであり、そのためには安定した雇用と経済的な不安の解消が求められる。
- 本人と支援者の不一致の問題が存在する。多くの人に支援できていない。誰が支援するかは“本人”が決める。また、特定の支援者に依存が集中するという問題もある。
- 個別の支援に関しては、専門家や支援者の話すリズム、気が合う、合わないなど、信頼関係の構築が重要である。
- 支援物資やサービスの提供においても、本人のニーズに合わない場合には喜んで受け入れすることが難しいため、本人と支援者のニーズの一致を図る必要がある。
- 対話や家族間の話し合いが重要、また、企業や行政、地域全体でメンタル面の学びやサポートが行われることが望ましい。
- 問題を抱えている当事者を中心に据えて、支援者や行政、社協の人の参加を含めた協力体制を築くことが重要である。民間の支援だけでは一点集中になり、行き詰ってしまう可能性がある。だからこそ、行政との協力が必要である。
- 伴走支援まで進んでも進んでもしまうと、一人の方に対する時間やリソースが限られてしまう。
- 支援者の不一致が生じた場合には、別の人を派遣する必要があるため、情報共有と全体の把握が重要となる。できる人に集中するのではなく、情報を共有できることが望ましい。
- 個人情報の適切な取り扱いとプライバシー保護は重要な課題となる。



地域福祉関係団体ワークショップ 意見交換の様子

2－5 本市の地域福祉の主要課題

本市における地域福祉の主要課題を、次のとおり整理しました。

(1) 複雑かつ複合的な地域生活課題の解決に向けた「重層的支援体制」の構築

高齢者とひきこもりの8050問題、子育てと介護のダブルケア、さらには子どもの貧困やヤングケアラー問題など、複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている人・世帯が顕在化しています。

このような多様な支援ニーズに対応するには、個人や世帯が抱える様々な地域生活課題に包括的に対応していくことが必要となっており、行政をはじめとした多様な専門機関が「縦割り」から「分野横断」的に、連携し協働していくことが求められています。また、個人支援から家族支援にも目を向けた小地域福祉活動や地域に出向いて伴走支援していくアウトリーチ型の相談支援も必要です。

そして、多様な個人や世帯(家庭)が抱える様々な地域生活課題に対して、属性や世代を問わず、断ることなく包括的に支援していく「重層的支援体制整備事業」の構築が必要です。

(2) 共助による小地域福祉活動のさらなる進化

「社会的孤立」の問題や、制度が対象としないような身近な生活課題への支援の必要性が顕在化しています。また、軽度の認知症状など公的支援制度の受給要件を満たさない「制度の狭間」の問題も存在しています。こうした課題の多くは、家族や地域などのつながりが希薄化する中で表面化してきたものであり、その解決には、地域における人ととのつながりの再構築と住民がつながり支え合う取組を育んでいく必要があります。

このためには、自分の暮らす地域をより良くしたいという気持ちを一人ひとりの住民がもち、地域福祉活動に一層力を入れて取り組んでいく必要があります。この「我が事」の姿勢は、地域生活課題を抱えている人や世帯を誰一人として取り残すことなく発見し、専門機関等による相談支援につなげていくための第一歩として大切な姿勢です。また、見守りや声掛けなどの支え合い・助け合いの小地域福祉活動は、(1)で課題としてあげた重層的支援体制整備事業を実質的に機能させていく上でも必要不可欠です。

(3) 地域共生社会の実現

上記の(1)(2)で示した重層的支援体制整備事業の構築と小地域福祉活動を両輪として、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指していく必要があります。

一方、安全・安心な地域社会づくりにおいて、我が国では刑法犯認知件数や初犯者は大幅に減少しているにもかかわらず、再犯者は微減にとどまっており、いかに再犯者を減らすかが大きな課題となっています。社会的孤立や困窮などが再犯の原因となっていることから、犯罪や非行をした人の「立ち直り」を社会全体で支える“誰一人取り残さない地域社会づくり”が求められています。



(4) 移動手段の確保や見守り活動など、ひとり暮らし高齢者等への対応

本市においても着実に高齢化や世帯の少人数化が進んでおり、今後はひとり暮らし高齢者と高齢者のみの世帯が増加することが予想されます。これに伴い、「老老介護」「認認介護」、「孤立死」などの社会問題が顕在化することが懸念されます。また、通院や買い物等の移動手段がなく、日常生活に支障があると感じている人・世帯が増加しつつあります。さらに、認知症などの要支援・要介護状態の高齢者も増加することが予想されます。

こうした状況の中、これまで本市では、孤立死を出さないまちづくりの実現に向け、市社協とともに地域での見守り活動といった小地域福祉活動を推進してきました。これまでの取組をより充実させつつ発展的に展開していくためには、町内福祉委員会だけではなく、福祉事業者や福祉関連のNPOはもとより、それ以外の事業者にも協力を求め、多様な社会資源の連携・協働による地域福祉活動の推進が必要です。

また、日頃の見守り活動や通院・買い物等の支援等を行う住民と、福祉や医療などの専門機関が連携を図りながら、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などを地域ぐるみで支えていく取組が求められています。さらに、あんくるバスの利便性の向上など、公的な外出・移動支援の充実が求められます。

(5) 地域コミュニティの変容による子育てや高齢者の孤立化などの諸問題への対応

本市においてもライフスタイルの変化が進み、「向こう三軒両隣」といった近所付き合いや世代間の交流が減るなど、地域コミュニティの結びつきが希薄化しています。このため、これまで地域コミュニティが担っていた支え合いの力が弱くなり、子育てに悩んでいる保護者や介護を必要とする高齢者とその家族など、悩みや困りごとを抱えた人が地域の中で孤立しがちな状況にあります。

虐待や孤立死、介護疲れによる自殺など深刻な問題に発展しないように、従来からの地縁に加え、同じ悩みを持つ人がお互いに支え合う居場所づくりなどの日常的な支援が求められています。

(6) 障害のある人が地域で生活しやすい社会基盤づくりへの対応

障害の有無にかかわらず、地域で自分らしく生活できることを目指すのが理想です。しかし、現実には様々な課題があり、必ずしも障害のある人が暮らしやすい地域とはいえない場面もあります。特に、発達障害やその疑いのある子どもや精神的な疾患を抱えている人が増加傾向にある中、家族や周囲からの理解が得られずに悩んだり、苦しんだりしている人も少なくないと思われます。

このため、“誰一人取り残さない地域社会づくり”に対する住民の一層の理解を促すための啓発や生活を支援するための社会資源の充実を図っていく必要があります。

(7) 社会問題となっている8050問題や子どもの貧困問題等への対応

失われた10年、就職氷河期などを背景に増えた未就労者や非正規雇用者、ニートやひきこもりが40歳後半から50歳の年齢を迎え、年老いた親との同居で地域社会と隔絶する形で介護問題も抱えつつ貧困生活を送る「8050問題」などが社会問題となっています。また、経済格差等を背景に、子どもの貧困やヤングケアラー問題についても社会問題として認識されるところとなっています。

こうした問題は、本市内でも見受けられるようになっており、近い将来、大きな地域福祉課題となることが懸念されることから、その対応が求められます。また、そのためには、「個人支援」の視点に「世帯(家族)支援」の視点を加えた小地域福祉活動、属性や世代を問わない相談支援の展開が必要です。

(8) 複合的な支え合いの仕組みづくりと“助けられ上手”の生活文化の醸成

住民の福祉ニーズが多様化する一方で、自らが地域福祉の担い手となってできることから支援したいという思いを持った人も潜在的に相当数存在していることはアンケート調査の結果からも明らかです。

そこで、様々なニーズにきめ細かく対応するとともに、自分が持っている技術や思いを活かして地域福祉の担い手として参画できる機会を増やすために、見守り活動やサロン活動をはじめとする多種多様な支え合いによる複合的な仕組みづくりが求められています。

また、福祉は支え手と受け手の共同作業です。このため、身近な要援護者ができる範囲で日常的に見守り、助けていこうという支援者側の積極的な意識・姿勢と同時に、当事者が支援者に上手に働きかけられるようにする(当事者が“助けられ上手”になる)意識・姿勢が大切です。この双方の意識・姿勢を地域社会の生活文化として根付かせつつ、小地域福祉活動を定着化させていくことが必要です。

(9) 分かりやすい福祉情報の提供と相談支援の体制づくり

アンケート調査結果からも分かるように、情報をどれだけ発信しても本人が必要と判断しない限り、情報は届いていないのが実情です。福祉で困ったときにどうするかという点を分かりやすく伝えるため、身近な地域での相談窓口の周知・徹底と、相談支援の体制づくりの充実が必要です。

また、行政だけでなく、市社協、ボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPOなどの関係機関・団体の取組について、それらが専門的な内容であってもわかりやすく伝える情報発信の工夫も必要です。



(10) 地域による安全・安心なまちづくりの推進

災害時に一人で避難行動を起こすことや避難生活を送ることが難しく、支援を必要とする避難行動要支援者は、避難状況や時期によって求められる支援が異なるため、きめ細かな対応が必要です。自助としての避難行動要支援者本人と家族による備えは重要ですが、地域の連携による日頃からの安否確認や地域での見守り活動など共助の強化が求められています。

また、高齢者や障害のある人を狙った詐欺などの犯罪や悪質な訪問販売による消費者トラブルは依然として発生しています。併せて、高齢者や障害のある人など消費者被害のリスクの高い人も増えています。このため、消費者被害の防止や消費生活相談の充実、認知症や障害などの理由により判断に支援が必要な人の権利を守るための成年後見制度の利用促進など、安全・安心なまちづくりの推進が望まれます。

(11) コロナ禍で停滞した地域福祉活動の再始動

コロナ禍にあっても地域住民や事業者等と、たゆまぬ努力を積み重ねて、地域福祉を進めてきましたが、その一方で、地域の行事や福祉活動は少なからず停滞傾向であったことも事実です。

そこで、コロナ禍で行動制限を余儀なくされた地域福祉活動の再始動とさらなる充実・発展が求められます。また、住民支え合いマップの作成や自主防災組織活性化事業など、かつてモデル的に実施してきた事業について、それらの意義を評価し、再展開や水平展開していく必要があります。



第3章 基本理念と基本目標

3-1 基本理念

本市では、平成16(2004)年度に策定した第1次計画以来、基本理念に「大きく広がれ福祉の輪 みんなで支える地域の輪」を掲げてきました。

この基本理念は、本市が目指すべき福祉のまちづくりの方向性として普遍的なあり方を表現しており、その趣旨は現在においても変わっていないことから、本計画においても引き続き継承します。

大きく広がれ福祉の輪 みんなで支える地域の輪



基本理念に込めたおもい

この基本理念には、住民一人ひとりが、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていくける地域社会づくりを推進するおもいが込められています。

誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすには、まず自分でできること(自助)を考え、行動することが重要です。

しかし、人はひとりで生きているのではなく、誰もが支え合いのなかで暮らしています。私たちの生活は、多くの人や事業者などが関わることで成り立っています。そのため、地域福祉の推進には市や市社協だけでなく、住民やボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPO、民間企業など、すべての人々が地域福祉の担い手となり協働することが必要です。

また、介護保険など福祉サービスが充実した現在においても、公助のみですべての課題を解決することは不可能です。住民やボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPO、民間企業などと市、市社協などがみんなで力を合わせ、公助だけでなく、さまざまな主体による福祉活動の連携が必要です。

それに加えて、自らが本来持っている力を引き出していくという、エンパワーメントの視点を持ち、自助の力を引き出すことで、さらに大きな福祉の輪、地域の輪を創り出すことができます。

3－2 推進テーマ

1 「地域共生社会」の実現に向けた先駆的取組を展開

本市では、前記の基本理念のもと、町内福祉委員会とそれを支援する地区社協を中心に地域福祉を推進してきました。

こうした本市の取組は、第1次から第4次計画を通じて、地域福祉の推進における自助・共助・公助の役割、福祉活動圏域設定の考え方等を整理し、地域における横断的・重層的な関係者のネットワークと、そのネットワークのもとでの包括的な支援体制づくりの確立を目指してきました。

国では「地域共生社会」という新しい地域福祉の概念を提唱し、その実現に向けた取組を加速化させるため、平成28(2016)年7月に、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置しました。「地域共生社会」とは、『制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会』を指しています。本市においては、国が「地域共生社会」を提唱する以前から、その実現に向けた先駆的な地域福祉の取組を展開してきたと言えます。

2 これまでの計画の成果を基にさらなる充実・発展を目指す

第3次計画では、基本理念を具現化するため、「相談してみよう お願いしてみよう お互いさまの地域づくり」を5か年の推進テーマとして掲げ、施策・事業を展開してきました。

この推進テーマは次の4点に重点をおいたものでした。

- (1)住民が主体的に地域で支え合う「共助」の再構築
- (2)小地域福祉活動の推進と担い手の発掘、育成
- (3)民間組織との連携・協働による課題解決型の地域福祉活動の推進
- (4)当事者から支援者への働きかけがしやすい環境づくりの推進

この推進テーマに基づき、市内すべての町内会で発足した町内福祉委員会が中核となって「お互いさまの地域づくり」を推進してきました。各町内福祉委員会では町内福祉活動計画を策定し、計画的に地域福祉活動を展開しており、見守り活動をはじめとする様々な取組が実施されるようになりました。

また、地域福祉マッチング交流会＆サロン活動博覧会や生活支援ネットワーク会議などの活動を通じて、地域住民とテーマ型活動組織であるボランティア・NPOや、地域の店舗、医療・介護・福祉の専門機関等とのつながりが生まれるなど、多様な主体の連携による地域福祉活動が展開される地域も徐々に増えてきました。

そして、第4次計画では、第3次計画の成果を踏まえつつ、地域福祉活動のさらなる充



実・発展を目指して、「“つながる”“つなげる”お互いさまで支え合う地域づくり」を新たな推進テーマとして掲げ、コロナ禍にあっても、地域住民や事業者などがともに着実に地域福祉の充実に努めてきました。

3 地域共生社会の実現を確かなものにしていくため推進テーマを継承

団塊の世代が後期高齢者になる2025年問題や団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年問題(単身世帯が4割に達し、就職氷河期世代の高齢化に直面)を見据えた「地域共生社会」の実現に向け、この5か年でさらに歩みを進めるため、第4次計画で掲げた以下の推進テーマを継承し、新たに重層的支援体制整備事業を実施することで、「誰一人取り残さない“包括的な支援体制”」の整備、コロナ禍で停滞した地域福祉活動の再始動など、さらなる充実・発展を目指します。

“つながる” “つなげる” お互いさまで支え合う地域づくり

「“つながる”“つなげる”」の言葉には、次の意味が込められています。

- ◆支援を必要とする人が地域とつながる。
- ◆地域と事業者・専門機関がつながる。
- ◆複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている人やその世帯を事業者・専門機関へつなげる。
- ◆丸ごとつながる(=横断的にサービスをつなげる)。
- ◆多様な専門職・専門機関が連携してつながる。

「お互いさまで支え合う地域づくり」の言葉には、次の意味が込められています。

- ◆地域の課題解決に向けて、“我が事”として主体的に関わり、“支え合い”的な地域づくりを推進する。

(1) 住民が“我が事”として主体的に取り組む支え合いの地域づくり

町内福祉委員会による地域に根付いた活動を基本に、住民が世代や立場を超えてつながり、相互に役割を持ち、「支え手」「受け手」という関係を超えて支え合う地域コミュニティの育成を今後も進めていく必要があります。

そのためには、すでに第3次、第4次計画でも目標としてきたように、住民だけに限らず、ボランティアや福祉事業者、福祉関係団体、NPO、民間企業などの多様な主体を支援の担い手として捉える視点と、高齢者や障害のある人等の当事者についても従来のように支援の受け手として一方的に捉えるのではなく、支え手として捉える視点も必要です。

こうした視点に加え、住民が主体的に地域課題を把握し、課題解決に向けて協働する意識の醸成、また地域福祉活動への参加のきっかけづくりなどを展開しながら、住民が“我が事”として主体的に行動する支え合いの地域づくりを継承し発展させていく必要があります。

(2) 専門機関と地域の連携・協働の強化（多機関協働の体制づくりと誰一人取り残さない“断らない相談”体制づくり）

(1)の地域づくりを進めていくため、ケースによって専門機関等につなぐことが必要となります。

本市では、生活支援ネットワーク会議などの活動を通じて、専門機関と地域との連携や出会いの場づくりに努めてきました。このような取組の継続・充実や新たな出会いの場づくりを通じて、専門機関と地域との連携・協働の強化を図っていくことが求められます。

こうした専門機関をはじめとする多様な機関との連携・協働の関係性を築きながら、複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている人・世帯を包括的に受け止める、誰一人取り残さない“断らない相談”体制を整備していくことが必要です。

(3) 制度の狭間にある人たちへの支援（包括的な相談支援体制の構築と地域との連携）

「老老介護」や「認認介護」、生涯未婚者の増加等に伴う「身寄りのない中高年者」、「ニートやひきこもり」、「8050問題や老後破産」などの問題を抱える世帯、さらには、はっきりした診断名がつかないいわゆる「グレーゾーン」と呼ばれる人や「子どもの貧困」、「ヤングケラー」など、公的支援制度の受給要件を満たさない制度の狭間にいる人・世帯、複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている人・世帯が顕在化してきていると同時に、既に社会的な課題として認識されつつあります。

声掛けなどの見守り活動等により、このような課題を抱える人たちを早期に発見し、また、こうした地域生活課題を抱えている人・世帯を包括的に受け止める体制や専門機関に的確につなげていく仕組みを構築し、寄り添いながら支援(=伴走支援)していく必要があります。



4 推進テーマを実現するための行動指針

前ページで示した(1)～(3)の実現に向けて、重層的支援体制整備事業を実施し、今後5か年で重視していくべき行動指針は、以下の事項です。

市・市社協の行動指針

行動指針 1

誰一人取り残さない“断らない相談”支援体制を実施します。

行動指針 2

「個人支援」の視点に「世帯(家族)支援」の視点を加えて、属性や世代を問わない相談支援を実施します。

行動指針 3

地域包括支援センターをはじめとした多機関との協働・連携により、官民が一体となった支援体制を構築します。

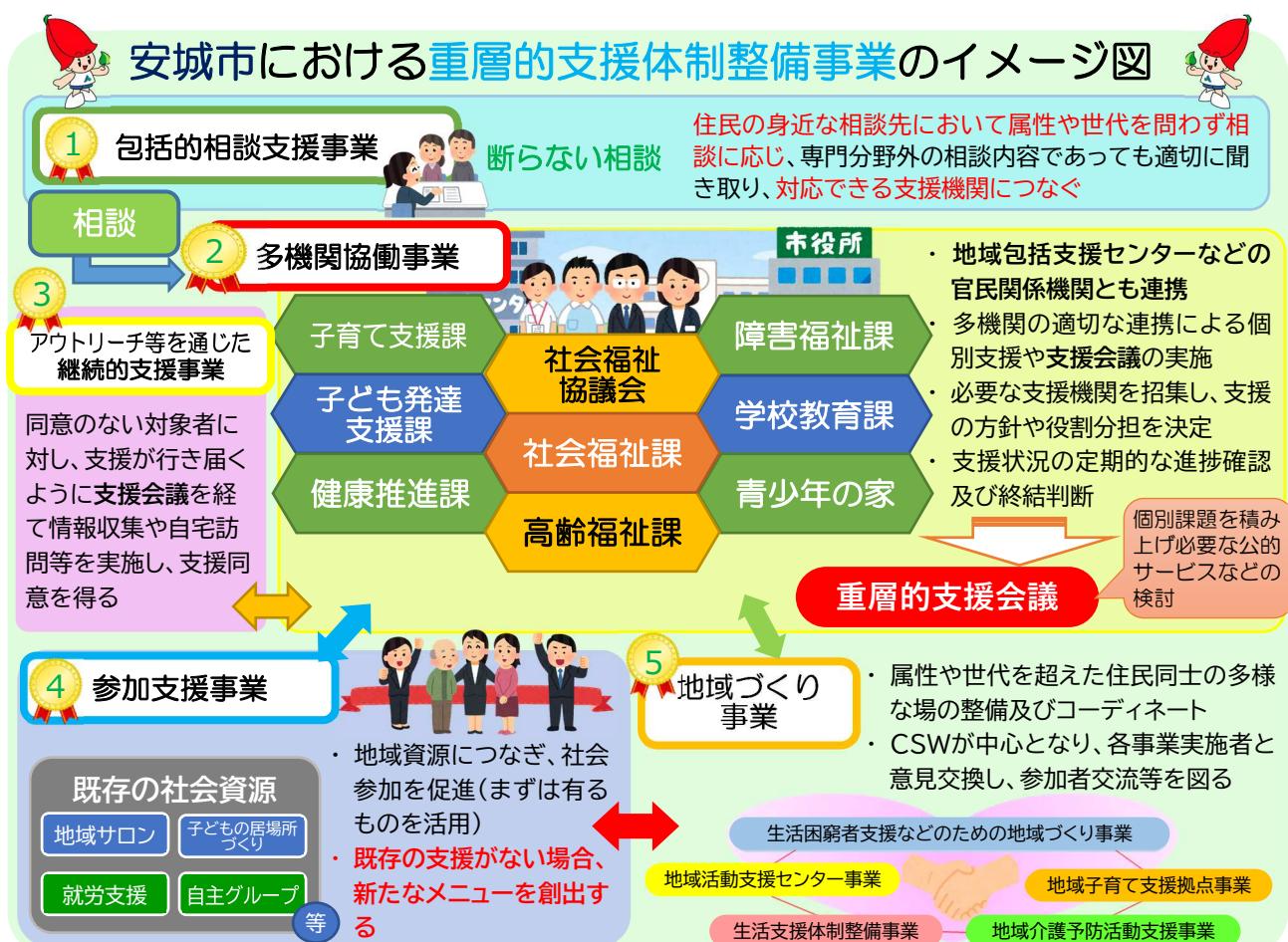
行動指針 4

地域に出て、受け止め、一緒に考え、寄り添っていく支援活動(アウトリーチと伴走支援)を実施します。

行動指針 5

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)が地域支援と個別支援を実施し、地域福祉活動の拡充に取り組みます。

安城市における重層的支援体制整備事業のイメージ図



3-3 施策の体系

施策の体系と主な内容は次のとおりです。





3-4 重点項目

3-1で掲げた基本理念を具現化するため、3-2で示した推進テーマの意図を踏まえ、次の4項目を重点項目として総合的かつ効果的に施策・事業を推進します。

推進テーマ

“つながる” “つなげる” お互いさまで支え合う地域づくり



重点項目1

重点項目2

重点項目3

重点項目4

包括的な支援体制の構築と社会資源の創出・ネットワーク化

地域における見守り活動の充実

町内福祉委員会及び地区社協の活動支援

移動制約者への支援

重点項目1

**包括的な支援体制の構築と
社会資源の創出・ネットワーク化**

地域福祉は、住民が自らの生活基盤である地域社会での多様な生活課題やそれに対応するサービスの現状、果たすべき役割などを自らの問題として認識し、インフォーマルサービスの担い手としても活動するなど、地域全体で取り組むことが必要です。このため、地域福祉活動を推進するには、担い手を発掘、養成することが求められます。

また、地域の見守り活動から発見される専門的で多様な課題に対応するには、住民を地域福祉の担い手と位置づけるとともに、福祉事業者やNPO、民間企業、当事者団体なども地域福祉活動の担い手として捉え、町内福祉委員会との連携や協働を進めることによって、多様な団体が担い手として関わる地域福祉活動に発展させることも重要です。

一方、社会的孤立をはじめとして、生きる上での困難や生きづらさを抱えているものの、既存の制度の対象となりにくいケースや、いわゆる「8050問題」や「ダブルケア」など個人・世帯が複数の地域生活課題を抱え、課題ごとの対応に加えてこれらの課題全体を捉えて関わっていくが必要なケースなど、複雑かつ複合化した地域生活課題が顕在化してきています。

このような状況のなか、「“つながる” “つなげる” お互いさまで支え合う地域づくり」を推進していくためには、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と社会資源が世代や分野を超えて横断的につながる必要があります。

そのために、まずは、様々な地域生活課題を複合的に抱えている個人や世帯に対して、分野横断的かつ包括的な支援体制を整備し、フォーマルサービスとインフォーマルサービスの双方を組み合わせながら一体的に支援していく必要があります。

そこで、次に示す(1)から(3)までの事項の推進を通じて、包括的な支援体制づくり、担い手の育成と活動支援、多様な団体等の連携・協働の促進を図ります。

(1) 包括的な支援体制を構築します

複雑かつ複合化した地域生活課題に対処していくように、属性や世代を問わず相談に応じ、専門分野以外の相談内容であっても断らず、適切に対応できる支援機関につなぐことが可能な分野横断的かつ包括的な支援体制を構築していきます。

(2) 講演会や講座等を通じた人材育成とボランティア等の活動を支援します

地域福祉活動勉強会や講座等の開催を通じて、日頃の地域での見守り活動等の担い手となる人材の発掘及び育成を図ります。また、各種ボランティア講座を充実させることによって、地域福祉活動を担うボランティアの養成を図るとともに、助成事業を通じて、ボランティア活動を資金面で支援します。

(3) 多様な団体等の連携・協働を促進します

交流会の開催等を通じて、福祉関係団体やNPO、民間企業、当事者団体や町内福祉委員会が相互に連携し、協働による地域福祉活動を促進します。

複雑かつ複合化した地域生活課題を抱えている個人・世帯を、住民や地域包括支援センター等の福祉関連の専門機関、事業者、市社協などが連携・協働して「丸ごと」支援していくための社会資源のネットワーク化を図ります。

主な事業

事業名	事業コード（掲載ページ）
1 多機関が連携したケース検討会議の開催等による社会資源のネットワーク化	1-2-(1)-②(70頁)
2 生活支援ネットワーク会議の開催による社会資源の創出及びネットワーク化	1-2-(1)-③(70頁)
3 福祉事業者と関係団体等との交流促進	1-2-(2)-①(70頁)
4 地域福祉活動助成事業	2-2-(4)-①(85頁)
5 重層的支援体制整備事業の実施【新規】	3-2-(1)-①(92頁)
6 市社協の相談等支援体制の整備・充実	3-2-(1)-②(92頁)
7 町内福祉委員会での相談支援活動の支援	3-2-(2)-①(92頁)
8 地域包括ケア体制の推進	3-2-(2)-③(93頁)
9 分野横断的な福祉サービスの展開	3-3-(1)-⑥(96頁)
10 共生型サービスの普及・促進	3-3-(2)-③(96頁)
11 高齢者に対する総合的な支援体制の確立	3-5-(1)-①(103頁)

※以降、第5次計画からの新たな取組と、前計画で記載のなかった取組を【新規】としています。



重点項目2

地域における見守り活動の充実

本市では、都市化の進行に伴って地域での近所付き合いの希薄化が進み、あいさつ程度の軽いご近所関係を望む人が増えていく傾向がみられます。その一方で、高齢化の進展により支援を必要とする高齢者が増加するとともに、障害のある人を介助する家族の高齢化、子育て不安や孤立、高齢者等の孤立死といった問題も懸念されています。

本市では、地域における見守り活動を推進するため、平成25(2013)年度から地域見守り活動推進事業を本格的に展開し、平成29(2017)年度にはすべての町内福祉委員会で事業の指定をすることができました。

地域の見守り活動の充実には、町内会の区域(第1次福祉圏域)よりも身近な圏域である隣近所(単位福祉圏域)における日頃の見守りと支え合いを促進する必要があります。

加えて、こうした住民による見守り活動と市や市社協、地区社協、地域包括支援センターなどの関係機関との連携をより強化することによって、公的な支援が必要な人たちを専門的な機関につなげる必要があります。

また、本市では、南海トラフ地震や風水害などに伴う大規模災害が懸念されており、避難行動要支援者支援制度の効果的な運用が重要となります。そのため、地域支援者の確認や選任など避難行動要支援者登録台帳の更新、地域の自主防災訓練時に安否確認訓練や避難訓練などの実施を働きかけることが必要です。

さらに、災害時に避難行動要支援者支援制度を機能させるには、こうした平常時における備えや日頃の見守り活動等の取組を充実させることが必要です。

そこで、次に示す(1)から(4)までの事項の推進を通じて、多種多様な支え合いによる地域での見守り活動の充実を図ります。

(1) 身近な地域における見守りと支え合いを促進します

サロンなどの住民が集う機会を通じて見守りを行う居場所提供型と、民生委員や町内福祉委員会、隣近所の住民等による見守り・声かけや高齢者孤立防止事業(福祉電話や老人クラブによる友愛訪問等)などの訪問型の見守り活動を促進します。

また、町内福祉委員会が福祉事業者等に協力を求めるなど、多様な社会資源の連携により高齢者以外で支援が必要な人に対しても、地域の見守り活動を促進します。

このような身近な地域における日頃の見守りや支え合いの活動を通じて、支援が必要な人の困りごとや生活課題を日常的に把握することができる、お互いの顔が見える関係づくりを進めます。

(2) 民生委員活動を支援するための体制づくりを進めます

見守り活動の一翼を担っている民生委員の負担軽減と新たな地域福祉の担い手の掘りおこしを目的に、民生委員活動を支援するための体制づくりを進めます。

(3) 課題解決に向けて地域と専門機関との連携を強化します

見守り活動を行う町内福祉委員会と市や市社協、地区社協、地域包括支援センターなどの関係機関との連携を強化します。

また、身近な地域における見守り活動を通じて様々な困りごとを抱えた人を把握するとともに、こうした人に対する個別課題の解決に向け、福祉の専門機関等と町内福祉委員会が連携して対応するためのケース検討会議を実施する体制を強化します。

(4) 避難行動要支援者の支援体制を充実・強化します

災害が発生したときに避難行動要支援者支援制度が機能し、制度の目的が達成できるよう要支援者一人ひとりに対して個別避難計画の作成を進めます。また、作成した個別避難計画を基に、要支援者等が参加する安否確認や避難訓練を行う防災訓練等の実施を支援します。

あわせて、避難行動要支援者支援制度の情報を日頃の見守り活動や避難体制づくりに活用します。

主な事業

事業名	事業コード（掲載ページ）
1 地域見守り活動推進事業	1-1-(3)-①(67頁)
2 福祉マップ作成・更新の支援	1-1-(3)-②(67頁)
3 民生委員による安否確認・見守りの推進	1-1-(3)-③(67頁)
4 地域でのサロン等の開催支援	1-1-(3)-⑤(67頁)
5 地域における住民組織間の連携体制づくり	1-2-(1)-①(70頁)
6 多機関が連携したケース検討会議の開催等による社会資源のネットワーク化	1-2-(1)-②(70頁)
7 自主防災訓練の実施支援（自主防災組織支援事業）	1-3-(1)-①(73頁)
8 避難行動要支援者支援制度の啓発	1-3-(4)-①(74頁)
9 避難行動要支援者支援制度の効果的運用	1-3-(4)-②(74頁)
10 地域包括ケア体制の推進	3-2-(2)-③(93頁)
11 子どもを守るための家庭、学校、地域等の連携の推進	3-4-(3)-②(100頁)
12 高齢者孤立防止事業の推進	3-4-(4)-①(101頁)
13 自殺対策に向けた取組の強化	3-4-(8)-①(101頁)



重点項目3

町内福祉委員会及び地区社協の活動支援

本市では、市社協が概ね中学校区ごとに8つの地区社協を発足させるとともに、コミュニティワーカーを配置して、町内会を区域とする町内福祉委員会の発足を働きかけ、すべての町内で小地域福祉活動の組織基盤が築かれました。

しかし、町内会規模や年齢構成が異なるほか、都市化の著しい地域によっては地域コミュニティの変容によって住民同士の関係が希薄化しているなどの地域特性もみられ、町内福祉委員会ごとに活動の状況は様々です。地域の情報を整理する福祉マップを作成していない地域もあるなど、日頃の見守り活動を行う体制が十分ではない町内福祉委員会もあります。

困りごとや生活課題を抱えている人を早期に発見し、支援を迅速かつきめ細かに実施するには、身近な隣近所(単位福祉圏域)における日常的な支え合いを町内福祉委員会として組織的に推進することが必要です。

そこで、次に示す(1)と(2)の事項の推進を通じて、町内福祉委員会及び地区社協の活動を支援します。

(1) 町内福祉委員会の活動を支援します

隣近所における日常的な支え合いを推進するため、町内会を区域とする町内福祉委員会の重要性を啓発するとともに活動を支援します。

そのため、各地区社協の地域福祉活動勉強会や地域福祉活動助成事業などにより町内福祉委員会に対する支援を継続します。また、隣近所における日頃の見守り活動を開けるため、地域の情報を整理する福祉マップの作成を支援します。

(2) 地区社協の活動を支援します

町内福祉委員会による小地域福祉活動の充実のため、町内福祉委員会を支援する役割を担う地区社協が充実するように市社協のコミュニティワーカーを通じて支援します。

主な事業

事業名	事業コード（掲載ページ）
1 町内福祉委員会全体研修会等の開催	1－1－(1)－②(66頁)
2 地区社協地域福祉活動勉強会の開催	1－1－(1)－③(66頁)
3 町内福祉委員会の組織体制の充実支援	1－1－(2)－①(67頁)
4 町内福祉活動計画の実行と進行管理の支援	1－1－(2)－②(67頁)
5 地区社協活動の充実	1－1－(4)－①(68頁)
6 住民組織と福祉団体・福祉事業者とのマッチング	1－2－(2)－②(70頁)
7 地域福祉活動助成事業	2－2－(4)－①(85頁)
8 町内福祉委員会での相談支援活動の支援	3－2－(2)－①(92頁)

重点項目4**移動制約者への支援【新規】**

要支援・要介護高齢者や障害のある人、妊婦などの身体的要因などにより、一人だけでは自力で外出することや公共交通機関などを利用することが困難で、通院や買い物、ごみ出しなどの日常生活の移動に支障を抱える「移動制約者」と呼ばれる人が増えています。

本市においても例外ではなく、高齢化の進行に伴う要支援・要介護高齢者の増加などを背景に、移動制約者の問題が顕在化しつつあります。

こうした状況にある中、市では、75歳以上の高齢者があんくるバスを無料で乗車できる「あんくるバス無料乗車証」やあんくるバスの停留所から遠い地域を対象にした「あんくるタクシーの運行」など、あんくるバスの利便性の向上に努めてきました。また、高齢者タクシー料金助成や障害のある人を対象とした移動支援など(移動支援事業や行動援護など)のサービスを実施しています。

しかしながら、大人に比べて移動に制約のある子どもを対象とした支援制度がないなど、高齢者・障害のある人以外の移動制約者の問題解決には至っていないのが現状です。また一部には、民間事業者による移動スーパーや福祉団体による高齢者の移送支援、社会福祉法人が所有する車両による移送支援、NPO法人によるお出かけ見守り事業などもみられますが、移動制約者の増加に対応しきれていません。

誰もが住み慣れた地域で暮らし続けていけるようにするために、自家用車がなくても通院や買い物等のための移動ができるようにしていく必要があります。

そこで、次に示す(1)と(2)の事項の推進を行い、地域住民や民間事業者等と市・市社協との協働によって、移動制約者が抱えている課題解決を進めていきます。

(1) あんくるバスなどを活用した移動支援の拡充に努めます

高齢者等の外出支援と社会参加の促進を図るため、あんくるバスの高齢者・障害のある人への無料制度を継続するとともに、他市の実例等を調査研究し、新たな制度の創設や既存制度のサービス向上に努めます。

(2) 多様な主体による移動支援サービスの仕組みづくりを支援します

買い物代行や通院の付き添い、ごみ出しなどの小さな困りごとに対して、住民の協働や民間事業者等との連携などを活用し、有償ボランティアなどの多様な主体による移動支援サービスが実施されるよう、活動の立ち上げや継続的な運営の仕組みづくりについての支援を検討します。

また、その移動支援サービスを実現するために必要となる支援制度について検討を進めるとともに、既存サービスの利用促進に努めます。



主な事業

事業名	事業コード（掲載ページ）
1 車いす貸出し事業	3-6-(4)-①(107頁)
2 車いす移送車貸出し事業	3-6-(4)-②(107頁)
3 高齢者外出支援サービス事業	3-6-(4)-③(107頁)
4 障害者福祉タクシー料金助成事業	3-6-(4)-④(107頁)
5 あんくるバス・あんくるタクシーを活用した移動支援の充実	3-6-(4)-⑤(107頁)
6 多様な主体による移動支援制度創設の検討【新規】	3-6-(4)-⑥(107頁)
7 移動制約者に対する既存サービスの利用促進【新規】	3-6-(4)-⑦(107頁)

3－5 基本目標

基本理念、推進テーマを実現するために、次の3つの基本目標を掲げ、各種施策・事業を推進します。

なお、3つの基本目標は、第3次、第4次計画の基本目標を継承しています。

基本目標1 地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう

－ 自助・共助による住民主体のまちづくり －

誰もが住み慣れた地域や家庭で、いつまでも安心して暮らし続けることができる地域社会を実現するには、本人や家族の自助に加え、住民同士が主体的に関わり合う地域づくりが必要です。

このため、町内会や隣近所における小地域福祉活動などの共助の重要性についての啓発を図り、福祉活動に参加する人の輪を広げることで、地域での見守り活動などの住民主体の小地域福祉活動の充実・発展を支援します。

また、住民と市社協、ボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPO、民間企業などと市の連携・協働を推進します。さらに、避難行動要支援者支援制度の周知や自主防災組織の支援を通じた地域での防災活動の活性化、自主防犯活動、交通安全運動などを推進します。加えて、誰もが健康で生きがいのある暮らしを続けられるよう、学習活動や就労機会などの社会参加の機会を充実させます。

これらを行うことによって、地域丸ごと支え合いの仕組みの構築を目指します。

基本目標2 地域福祉の取組を支援する施策を充実させよう

－ 地域福祉活動を支える人と活動の拠点づくり －

地域福祉活動を推進するには、地域福祉に対する理解の浸透と地域福祉活動を担う人材の育成が必要です。また、住民やボランティアなどの自発的な取組に加え、地域福祉活動に取り組む機会の提供や活動拠点の整備、活動資金の支援など、市や市社協、地区社協による支援も必要です。

このため、福祉教育やボランティア等の養成講座の開催を通じて、子どもから高齢者まですべての住民が関心を持ってボランティア活動や地域福祉活動に参加する地域社会を目指します。

また、多くの住民が地域福祉活動に取り組めるよう、その拠点となる施設の整備や活動の支援を進めます。さらに、高齢者や障害のある人などの当事者についても、福祉サービスの対象として捉えるだけでなく、地域福祉活動を担う主体として捉え、その支援を進めます。

これらを行うことにより、地域福祉の取組を支援する施策の充実を目指します。



基本目標3 暮らしを支える包括的で多様なサービスを充実させよう － わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －

支援や介護が必要になっても、地域で安心して暮らし続けるには、自助や共助に加えて、必要なときに、公助による専門的なサービスが円滑かつ適切に受けられることが必要です。

このため、個々の生活や身体等の状況に応じたサービスが利用できるよう、わかりやすい情報の提供ときめ細かな相談体制の充実を図ります。とりわけ、複雑かつ複合化した地域生活課題に的確かつ迅速に対応するため、重層的支援体制整備事業に取り組み、「誰一人取り残さない“包括的な支援体制”」の整備を進めます。

また、社会保障制度を始めとした、暮らしを支えるサービスや制度などの充実と適正化を図ります。加えて、公共施設のバリアフリー化とユニバーサルデザインの導入を推進し、住みよい生活環境の整備をすることで移動制約者の社会参加を促すとともに、公共施設を利用しやすくするため、移動や外出支援の充実を図ります。

これらを行うことによって、暮らしを支える多様なサービスの充実を目指します。



第4章 地域福祉施策の推進

基本目標1

地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう

– 自助・共助による住民主体のまちづくり –

基本施策
1－1

地域福祉の啓発と住民主体の地域福祉活動の推進

現状と課題

本市では、市社協が概ね中学校区ごとに地区社協を発足させ、コミュニティワーカーを配置し、町内会を区域とする町内福祉委員会の発足を働きかけ、小地域福祉活動を推進してきました。その結果、すべての町内会において町内福祉委員会(連合も含む)と76町内福祉委員会)が発足しています。

各町内福祉委員会では、策定した町内福祉活動計画に基づいて、サロンなどのふれあい交流活動、介護教室などの学習活動、福祉マップの作成、地域での見守り活動などの様々な小地域福祉活動が、地域の実情にあわせて取り組まれています。

しかしながら、活動状況は地域特性により様々であり、それぞれに課題を抱えています。まずは、先進的な活動を学習しつつ、小地域福祉活動全体の底上げを図っていくことが必要です。

また、外国人市民やひとり暮らし高齢者の増加をはじめ、8050問題、生活困窮、ヤングケアラー問題など、対象となる人・世帯が抱える課題が複雑かつ複合化し、より専門的な対応が求められるようになってきています。このため、福祉事業者やNPO等の専門機関との連携・協働がより必要になってきています。

施 策 方 針

- ① 住民が地域福祉活動に主体的に取り組めるよう、福祉や健康に関する情報提供や勉強会等を通じて啓発を図ります。
- ② 当事者が支援者に助けを求めやすい環境づくりをするとともに、積極的に手助けを行うことの重要性について、当事者や住民への周知を図ります。

- ③ 町内福祉活動計画に基づいて、地域の実情に応じた小地域福祉活動を町内福祉委員会が計画的に進められるよう支援します。
- ④ 町内福祉委員会等による多様な小地域福祉活動を推進するため、地区社協事業の充実を図ります。

施 策 体 系



推進施策・事業

1-1-(1) 地域福祉活動への参加の啓発

① 市社協広報紙の発行

地域福祉の推進や啓発のため、引き続き、広報紙「あんじょう社協だより」を発行します。読者の関心が高いテーマで特集記事を作成します。

② 町内福祉委員会全体研修会等の開催

地域福祉活動の啓発と住民の主体的活動を展開するために必要な先進事例に関する研修会を開催します。

③ 地区社協地域福祉活動勉強会の開催

地区ごとの状況に応じ、地域福祉活動を展開するうえで有益な情報を提供します。

④ 町内会の必要性の啓発と町内会への加入促進

市公式ウェブサイトや市広報紙、転入手続時におけるチラシの配布など、多様な手段によって町内会の必要性について啓発を進め、加入促進を図ります。

⑤ 外国人市民に対する地域情報等の提供

外国人市民が地域の一員として地域活動等に参加するよう促すため、生活情報や地域情報を提供していきます。また、多言語での情報提供や電子媒体の活用により、適時適切な情報の提供に努めます。



1－1－（2）町内福祉活動計画に基づく小地域福祉活動の推進

① 町内福祉委員会の組織体制の充実支援

町内福祉委員会への助言を通じて地域の状況に応じた活動を支援するとともに、活動の担い手の発掘や育成について支援します。新しく町内会ができた場合には、町内福祉委員会の発足を働きかけます。

② 町内福祉活動計画の実行と進行管理の支援

町内福祉活動計画の実践のための支援と毎年度の進行管理の支援を行います。

1－1－（3）多様な小地域福祉活動等の充実

① 地域見守り活動推進事業

活動の啓発に努めるとともに、活動を通じて把握した支援を必要とする人の配慮すべき情報やニーズについて専門機関と情報共有し、困りごとに応えるよう活動の充実を図ります。

② 福祉マップ作成・更新の支援

町内福祉委員会の実情にあわせ、町内福祉委員会が行う福祉マップの作成と更新を支援します。

③ 民生委員による安否確認・見守りの推進

民生委員による避難行動要支援者等の見守りを推進します。また、民生委員活動と町内福祉委員会等の活動の連携を促進し、日頃の安否確認や見守りに努めます。

④ 食育メイトによる栄養教室の開催

市民ボランティアである食育メイトを通じて、引き続き地域での「食」を中心とした健康づくり活動を推進します。

⑤ 地域でのサロン等の開催支援

地域で開催するサロン等を継続・拡大していくため、担い手の発掘と育成を支援します。また、参加者にとって楽しく、効果的な活動内容とするための情報を収集し提供していきます。

⑥ 町内での福祉に関する勉強会の開催支援

各町内の状況に応じて、住民の要望に合った学習テーマや講師を紹介するなど、まちかど講座などの勉強会の開催を引き続き支援します。

⑦ 老人クラブ等での健康づくりの推進

生涯にわたり健康で豊かに暮らすために老人クラブ等を通じて健康に関する正しい知識を普及し、健康づくりや介護予防の推進を図ります。

⑧ 介護予防教室の支援

高齢者等が身近な集まりの場所で、介護予防の実践方法を学べるように、開催箇所や回数の増加を目指します。

1－1－（4）地区社協と地域支援体制の充実

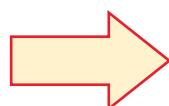
① 地区社協活動の充実

小地域福祉活動の中心的組織である町内福祉委員会の機能強化に向けて、地域特性や活動状況などの実情を踏まえた活動の支援を行います。また、地域福祉活動の拠点である福祉センターとの連携や多様な団体や機関が構成員として地域福祉活動に関わってもらえるように支援します。

主な活動指標

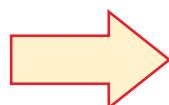
① 地域見守り活動推進事業を実施した町内福祉委員会数

現状値(令和4(2022)年度)	目標値(令和10(2028)年度)
全町内福祉委員会	全町内福祉委員会



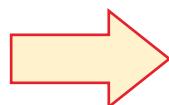
②地区社協地域福祉活動勉強会の開催地区数

現状値(令和4(2022)年度)	目標値(令和10(2028)年度)
6地区	全地区(8地区)



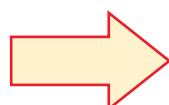
③民生委員による訪問件数（安否確認・見守り）

現状値(令和4(2022)年度)	目標値(令和10(2028)年度)
20,965 件	26,000 件



④月1回以上開催されているサロンの実施箇所数

現状値(令和4(2022)年度)	目標値(令和10(2028)年度)
207 箇所	210 箇所





基本施策 1－2

地域における連携と協働の推進

現状と課題

高齢化や核家族化、家族形態の多様化、地域コミュニティの変容が進むなか、地域では多様な地域生活課題が生じています。

地域で課題を解決するには、町内福祉委員会と民生委員や町内会、老人クラブ、ボランティア等の連携をより強固なものにすることが必要です。

また、地域では対応できない課題に対しては、市や市社協、地区社協、地域包括支援センター、障害相談支援事業所、福祉事業者、NPO、民間企業などの関係機関との連携を図り、対応する必要があります。

これからは、福祉事業者、NPO、民間企業、当事者団体、町内福祉委員会などの多様な組織が連携・協働することにより、地域福祉活動を推進していくことが求められています。

本市では、平成27(2015)年度から生活支援体制整備事業を市社協に委託し、各地区社協に生活支援コーディネーターを配置しています。生活支援ネットワーク会議の開催等を通じて、新たな社会資源の創出や多様な社会資源のネットワーク化と地域福祉コミュニティの形成を進めています。

施 策 方 針

- ① 地域での見守り活動などの地域福祉活動を推進するため、町内福祉委員会を中心としながら町内で活動する様々な住民組織やボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPO、民間企業などが連携・協働できるよう支援します。
- ② 孤立死を出さないまちづくりを目指して、福祉事業者だけでなく、新聞販売店や配食サービス事業者などの事業者にもできる範囲で協力を求めるなど、多様な社会資源の連携による安否確認体制を充実します。
- ③ 地域では解決困難なひきこもりや虐待等の困りごとを抱えている人に対応するため、専門の支援機関へ確実につなげる体制を構築します。

施 策 体 系

1－2 地域における連携と協働の推進

- (1)地域における支援体制の構築と円滑な推進
- (2)住民組織と福祉関係団体等の連携と協働の推進

推進施策・事業

1－2－（1）地域における支援体制の構築と円滑な推進

① 地域における住民組織間の連携体制づくり

地域見守り活動や住民により発見された支援を必要とする人については、町内関係者での情報共有を図り、相談・支援などの連携体制づくりを進めます。

② 多機関が連携したケース検討会議の開催等による社会資源のネットワーク化

高齢者に限らず、障害のある人や子どもに係る事例についても、町内福祉委員会と地域包括支援センター、障害相談支援事業所、スクールソーシャルワーカー、CSW、福祉事業者等が連携したケース検討会議の開催等に取り組みます。

③ 生活支援ネットワーク会議の開催による社会資源の創出及びネットワーク化

多様な社会資源の創出とネットワーク化及び地域福祉コミュニティの形成を図るために、生活支援ネットワーク会議の充実を図ります。

1－2－（2）住民組織と福祉関係団体等の連携と協働の推進

① 福祉事業者と関係団体等との交流促進

多様な地域福祉活動を推進するため生活支援ネットワーク会議の協議体を活かし、町内福祉委員会や各分野の関係機関など多様な組織をつなぎ、お互いに有益な関係を構築できる場を設けます。

② 住民組織と福祉団体・福祉事業者とのマッチング

町内福祉委員会や地域住民のニーズを、ボランティア、福祉事業者、NPO、民間企業などの関係団体に結び付け、解決するためのコーディネート業務を継続して行います。

③ 市民活動センター・市社協ボランティアセンターにおける相談・コーディネート機能の充実

市民活動センターにおいて、市民活動に関する情報を広く発信するとともに、個人と団体もしくは団体と団体のマッチングのための相談に応じていきます。

また、市社協ボランティアセンターにおける情報提供、相談・コーディネート業務を充実させます。

④ 団体同士がつながる交流会（市民活動交流会）の開催

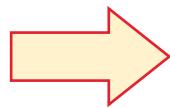
市民活動団体や町内会、民間企業などがそれぞれの活動を理解し合うことで、新たな協働を生み出すことを目的とした交流会を開催します。



主な活動指標

- ① 多様な組織による連携会議の開催回数

現状値(令和4(2022)年度)	目標値(令和10(2028)年度)
8回	10回



基本施策
1－3

地域ぐるみの防災・防犯・交通安全・消費者トラブル対策
の推進

現状と課題

南海トラフ地震や風水害などの大規模災害に対して、市だけでは、住民の避難や救出ができないことから、地域における自主防災の取組が必要です。

このため、本市では、すべての町内に自主防災組織を設立し、自主防災訓練の指導や支援、救出のための資機材整備費の補助のほか、地域防災マップの作成のための補助制度を設けるなど、防災活動を支援し、地域防災力の向上に努めています。

また、平成25(2013)年度には、産学官民が参加する減災まちづくり研究会を設立し、災害時における連携手法等について研究を行うほか、令和3(2021)年度から自主防災組織を主体とする地区防災計画の策定支援に取り組んでいます。

本市では、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害のある人などを支援する避難行動要支援者名簿を整備しています。地域によっては避難行動要支援者に日常的な見守り活動を行う町内福祉委員会も多くあります。

また、侵入盗や自動車関連窃盗などの犯罪を防ぎ、不審者から身を守るために自主防犯組織や防犯ボランティアリーダーに対し、パトロール用品などの提供や警察などの関係機関と連携して助言を行うなどの支援を行い、地域防犯力の向上に努めています。

あわせて、高齢化の進展や成年年齢引下げ等により、消費生活トラブルが懸念される中、市民が消費生活に関する意識を高めトラブルを未然に防止することができるよう、消費生活に関する効果的な啓発や知識普及を図る取組が必要です。

市内における交通事故発生状況について、過去の推移からみると人身事故件数は減少する傾向にあるものの、死亡事故は毎年発生しています。本市では街頭啓発キャンペーンや高齢者への交通安全教室、運転免許証自主返納者への支援などを実施していますが、引き続き交通安全の啓発が必要です。

施 策 方 針

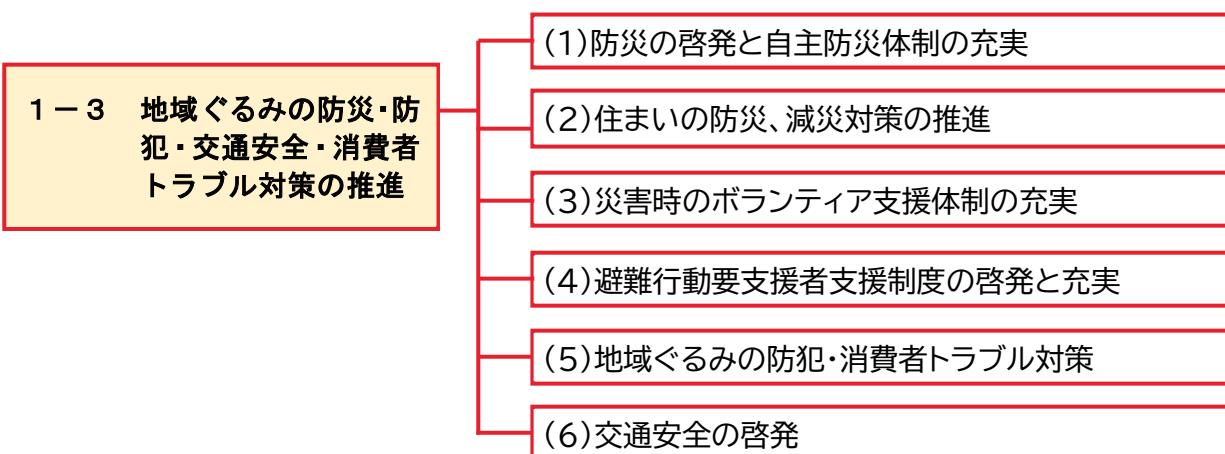
- ① 地域の防災力を高めるため、引き続き自主防災組織の活動を支援するとともに、避難行動要支援者なども参加した自主防災訓練の実施支援、防災・減災に関する啓発活動、住宅の耐震化、家具の転倒防止対策などの推進に努めます。
- ② 国のガイドラインに基づき、関係部署と連携して避難行動要支援者支援制度の充実に努めます。
- ③ 災害発生時に備え、市及び県内外からのボランティアの受入れを円滑に実施するため、災害ボランティアコーディネーターの養成を行うとともに、市や市社協、防災ボラン



ティア団体、各種ボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPO、民間企業などが協働し、災害ボランティアセンターのスムーズな開設及び開設後の効果的な運営方法を検討します。

- ④ 防犯教室の開催や防犯情報の提供、自主防犯活動の支援、消費生活相談を進めるとともに、交通安全の啓発を図ります。

施策体系



推進施策・事業

1-3-(1) 防災の啓発と自主防災体制の充実

① 自主防災訓練の実施支援（自主防災組織支援事業）

自主防災組織を中心として、関係団体との協力のもと、地域の実情に寄り添った実践的な防災訓練を支援します。

② 自主防災リーダー養成研修事業

自主防災組織の役割と意義、自主防災活動に必要な知識と技術を学ぶ機会を提供し、地域の防災活動に若い世代や女性が参加できる環境を推進します。

③ 中学生防災隊活動推進事業

NPOなどとの協働により「中学生防災隊」の活動を支援し、中学生の地域防災活動への理解を深める機会(中学生対象の防災教室など)を提供します。

また、自主防災組織との連携を深めていくことができるよう、活動内容の見直しを図ります。

④ 家具転倒防止普及事業

自主防災組織を通じてすべての町内で家具転倒防止のための講演や訓練を実施することにより、住民に家具転倒防止(減災)の必要性を普及、啓発します。

1－3－（2）住まいの防災、減災対策の推進

① 木造住宅無料耐震診断事業

住民意識を向上させることを目的として令和2(2020)年度に改定した安城市建築物耐震改修促進計画(第二次改定版)に基づき、引き続き、住民への住宅耐震化の周知を行うとともに、無料耐震診断の活用促進を行います。

② 木造住宅耐震改修費補助事業

安城市建築物耐震改修促進計画(第二次改定版)に基づき、引き続き、住民への住宅耐震化の周知を行うとともに、耐震改修費への補助を行うことにより耐震改修の促進を行います。

③ 木造住宅耐震シェルター等整備費補助事業

身体障害者又は高齢者が居住する住宅を対象に、耐震診断の結果、耐震基準に適合しないと判断された木造住宅(耐震診断の判定値1.0未満)の耐震シェルター整備工事に対して上限30万円を、防災ベッド整備工事に対して上限15万円を補助します。

④ 家具転倒防止器具取付事業

対象となる高齢者や障害のある人を中心に、市広報紙や民生委員等を通じて引き続き周知を行い、家具転倒防止器具の取付け世帯数の増加を目指します。

1－3－（3）災害時のボランティア支援体制の充実

① 災害ボランティアセンターの周知や災害ボランティアコーディネーターの養成

講座を通じた災害ボランティアコーディネーターの養成に加え、より実践的な技能を身に付ける災害ボランティアセンターの運営訓練を通してスキルアップを図ります。

とりわけ、学生等の若い年齢層や民間企業、自主防災リーダー向けに講座の周知を強化し、受講者数の増加と災害ボランティアコーディネーターの新規登録者の増加につなげます。

1－3－（4）避難行動要支援者支援制度の啓発と充実

① 避難行動要支援者支援制度の啓発

地域で開催される会議(民生委員、地域包括支援センター関係など)、まちかど講座など、様々な機会をとらえて、避難行動要支援者支援制度及び個別避難計画作成の啓発に努めます。

② 避難行動要支援者支援制度の効果的運用

災害が発生したときに避難行動要支援者支援制度が機能し、制度の目的が達成できるよう要支援者一人ひとりに対して個別避難計画の作成を進めます。また、作成した個別避難計画を基に、要支援者等が参加する安否確認や避難訓練を行う防災訓練等の実施を支援します。

あわせて、避難行動要支援者支援制度の情報を日頃の見守り活動や避難体制づくり



に活用します。

また、要支援者に配布した救急医療情報キット(安心キット)については、情報更新と更なる普及を通じて、緊急時に救急隊員に情報が伝わるよう適切な運用に努めます。

1－3－（5）地域ぐるみの防犯・消費者トラブル対策

① 安全安心情報メールなどによる情報提供事業

多様な媒体を活用して犯罪防止や犯罪被害の予防に関する情報提供を進めます。情報発信の迅速性を確保するため、安全安心情報メールなどによる情報提供を積極的に行い、加入者拡大を図ります。

② 防犯教室や街頭キャンペーンなどによる啓発事業

防犯教室や地域安全大会の開催、街頭啓発キャンペーンの実施を通じて、住民への防犯の啓発を図ります。また、外国人市民向けの効果ある啓発方法を検討します。

③ 自主防犯組織活動支援事業

町内会が実施した自主防犯活動に対し、物資提供や費用補助等の支援を行います。また、市と自主防犯パトロール隊との犯罪情報の共有化のための伝達訓練を実施します。

④ 犯罪抑止モデル地区指定事業

犯罪抑止モデル地区を指定し、市、自主防犯パトロール隊、警察署などが連携して犯罪抑止に努めるとともに、同様の取組が他地区に広がっていくよう努めます。

⑤ 子どもの上下校の安全確保に向けたスクールガードの整備

上下校の児童の安全を確保するため、地域と学校が連携したスクールガードによる見守り活動を今後も継続します。地域と連携した防犯運動や児童の健全育成面での推進という側面からも活動の充実を図ります。

⑥ 消費生活に関する情報発信の強化

消費生活トラブル未然防止を図るため、消費生活に関する積極的な啓発や情報発信を行い、市民の意識を高めます。あわせて、相談件数や相談内容の状況に応じ、効果的・効率的な消費生活センターの運営を図ります。

1－3－（6）交通安全の啓発

① 交通安全教育推進事業

交通事故を減少させるため、子どもや高齢者など各年齢層に応じた交通安全教室を開催するなど、引き続き交通安全教育を推進します。

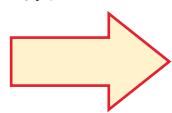
② 交通安全広報活動推進事業

現在の広報、啓発活動を引き続き行い、市民に広く啓発するよう努めていきます。

主な活動指標

- ① 自主防災組織が実施した防災訓練回数

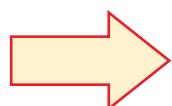
現状値(令和4(2022)年度)
59回



目標値(令和10(2028)年度)
73回

- ② 避難行動要支援者の情報提供にかかる同意者数

現状値(令和4(2022)年度)
4,696人



目標値(令和10(2028)年度)
5,000人



基本施策 1－4

生きがいと社会参加の創出

現状と課題

本市では、誰もが地域社会に参加するとともに、学ぶ機会を確保できるようにするために、公民館の自主グループ活動の支援、高齢者教室やシルバーカレッジの開催などの生涯学習を推進しています。また、福祉分野においても、すべての福祉センターで高齢者等を対象とした各種講座やサロンを実施しています。

その他、就業機会の提供を通じた高齢者や障害のある人の生きがいづくりや社会参加を促進するため、シルバー人材センターの活用促進や障害のある人の就労支援を進めています。

また、ひきこもりやニートなど、様々な困難を抱える若者の悩みや課題に対応するため、青少年の家において、相談支援事業を実施しています。

一方、生活困窮者自立支援制度による就労準備支援事業や、若年無業者就労支援事業などの就労支援を進めていますが、ひきこもりやニートの高齢化への対応は十分ではありません。

今後も、誰もが社会と関わりながら生きがいを持って生活できるよう、生きがいづくりや社会参加、就労促進に関する事業の充実を図る必要があります。

施 策 方 針

- ① 誰もが生きがいを持って、地域社会と関わりながら豊かに暮らし続けられるよう、公民館や福祉センター等で開催する各種講座やサロンの充実を図ります。
- ② シルバー人材センターの活用促進や障害のある人の就労支援、若年無業者等への対策など、就労面からの社会参加の機会の提供や生きがいづくりを進めます。

施 策 体 系

1－4 生きがいと社会参加 の創出

(1)社会参加の促進と生きがいづくり

(2)就労機会の拡充

推進施策・事業

1－4－（1）社会参加の促進と生きがいづくり

① 高齢者教室の開催

公民館で開催する各種講座や教室など、生きがいづくりにつながる学習機会を引き続き提供します。

② シルバーカレッジの開催

教養を高め、仲間づくりや生きがいづくりのための学習機会を提供するとともに、シルバーカレッジ卒業生らの社会貢献活動等を推進するための支援・コーディネートの強化に努めます。

③ 福祉センター講座の開催

地域のニーズに応じて、家でも気軽に続けられることなど、参加者の特性に合った魅力ある講座を引き続き開催し、高齢者の生きがいや社会参加の機会を提供します。また、住民との協働による講座について検討するとともに、講座終了後の自主グループの創設やボランティア養成に努めます。

④ 福祉センターサロンの開催

各福祉センターにおいて、地域住民の居場所となるサロンを引き続き開催します。

気軽に楽しめるものや地域のサロンで取り入れやすいものとなるよう、利用者や地域福祉活動者のニーズを反映するように努めます。また、参加者の中から介護予防や地域福祉活動の担い手になってもらえるよう人材の育成に努めます。

⑤ 「農」のある暮らし体験事業

アグリライフ支援センターが実施する各種農業体験講座を実施します。これにより、高齢者が地域や仲間とつながる場を提供していきます。

⑥ 地域における高齢者スポーツの推進

定期的かつ継続的な活動ができるよう、「おはよう！ふれあいラジオ体操会」の開催会場の案内や「歩けランニング運動」の会場マップの配布、歩くコースの見直しなどにより、事業の周知と新規参加者の拡大を促進します。

⑦ 講座型デイサービス事業

障害のある人がより興味を持てる講座を企画することによって、障害のある人の生きがいや社会参加の機会の創出を推進します。

⑧ 障害者社会参加促進事業

障害のある人の当事者団体の育成や活動の活性化を支援しながら、障害者福祉ウォークアリーやふれあい事業など社会参加を促進するための事業を実施します。障害のある人の当事者団体加入者が減少傾向にあり、それに伴い参加者数が減少しているため、開催方法等の検討に努めます。

⑨ 障害のある人がスポーツに親しめる環境づくり【新規】

健康や運動機能の向上、達成感を味わうなどの効果、社会参加の機会につなげるた



め、関係機関と連携して、各種大会への参加促進を図り、障害のある人がスポーツに親しめる環境づくりに努めます。

⑩ 障害のある人のスポーツ活動参加促進事業

市広報紙や市公式ウェブサイト等を通じて激励金制度(全国大会等へ出場する場合の費用の一部を助成する制度)の周知を行います。

また、障害のあるアスリートの支援を通じて、スポーツに取り組む障害のある人の増加を図ります。

⑪ 地域ぐるみの親子ふれあい活動の充実

全小学校区における親子ふれあい活動の実施を目指し、引き続き、実施に至っていない小学校区に対しても開催を呼びかけながら、地域ぐるみでの親子ふれあい活動の実施を継続します。

⑫ 困難を抱える若者支援事業【新規】

ひきこもりや不登校など、社会的困難を抱える若者とその家族を対象に、相談業務を実施し、精神的負担の緩和や専門機関の紹介等のほか、家族のための学習会も開催し、当事者の社会復帰を支援します。

1－4－（2）就労機会の拡充

① シルバー人材センターの活用促進

シルバー人材センターの会員数は増加傾向にありますが、会員の高齢化に伴い、引き続き会員の増加と、高齢者の持つ能力やニーズに応じた多様な就労機会の提供及び就業先の開拓に努めます。

② 障害者就労支援事業

障害のある人の一般就労に向け、就労相談員による就労相談を推進し、公共職業安定所(ハローワーク)等との連携を図りながら、一般就労とその後の職場への定着を支援します。

③ 若年無業者就労支援事業

一定期間無業状態にある若者やその保護者、家族に対し、若者本人の自立・就業を促すための相談や支援を行います。

④ 就労準備支援事業

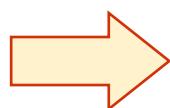
雇用による就業が著しく困難な生活困窮者に対し、就労に向けた基礎能力を養いながら、その支援や就労機会の提供を行います。

主な活動指標

① 福祉センターでのサロン参加者数

現状値(令和4(2022)年度)

22,148人



目標値(令和10(2028)年度)

22,500人

基本目標2

地域福祉の取組を支援する施策を充実させよう

– 地域福祉活動を支える人と活動の拠点づくり –

基本施策 2-1

福祉のこころの醸成

現状と課題

地域共生社会の実現に向けて、住民への地域福祉の啓発と理解の促進が重要であり、地域福祉を支える土台となる「福祉のこころ」を培うことが重要です。

このため、本市では、市や市社協の公式ウェブサイト、市広報紙などを通じた地域福祉に関する情報提供のほか、勉強会や講座等を通じた福祉学習など地域福祉の啓発を推進しています。また、学校における福祉学習を推進するため、市社協において福祉学習の実施を希望する学校への相談支援や助成などを行っています。

さらに、住民一人ひとりがあたたかい思いやりのこころを持ち、お互いに支え合って生活する風土を育むため、福祉まつりや多文化共生事業などを通じて、年齢や国籍、文化、習慣の違いや障害の有無などお互いの立場を超えた相互理解の推進とノーマライゼーション理念の浸透を図っています。

施策方針

- ① 地域共生社会の実現に向けて、地域や家庭、学校における地域福祉の啓発と福祉学習の推進を図ります。
- ② 一人ひとりの多様性を認め合い、受け入れて共に生きる共生社会を目指して、ノーマライゼーション理念やソーシャルインクルージョン理念の浸透を図ります。

施策体系

2-1 福祉のこころの醸成

- (1) 地域や家庭における福祉学習の推進
- (2) 学校における福祉学習の充実
- (3) 相互理解の促進とノーマライゼーション理念等の周知と啓発



推進施策・事業

2－1－（1）地域や家庭における福祉学習の推進

① 市社協広報紙の発行

基本施策1－1－（1）－①の再掲（66頁）

② 町内福祉委員会全体研修会等の開催

基本施策1－1－（1）－②の再掲（66頁）

③ 地区社協地域福祉活動勉強会の開催

基本施策1－1－（1）－③の再掲（66頁）

④ 地区社協事業を通じた福祉学習の充実

様々な関係機関と連携して地域における福祉学習の機会を充実させ、より多くの住民へ福祉の意識啓発を図ります。

2－1－（2）学校における福祉学習の充実

① 福祉学習支援事業

学校における福祉学習を充実するため相談支援と助成を継続します。

学校と市社協・地区社協との連携に加え、町内会や地域の活動、企業・ボランティア団体や当事者団体等との関係性を深め、より実践的で効果的な福祉学習プログラムとなるよう努めます。

② ふれあいネット推進事業（地域と連携したこころの教育等の推進）

地域ぐるみで子どもを育てていく意識をさらに高めるため、地域住民と子どもたちが一緒に話し合う「ふれあい会議」の充実を図ります。

また、各校の取組について、リーフレットの作成・配布を通じて広報・啓発に努めます。

③ 特別支援学級と通常学級との交流学級の推進

特別支援学級と通常学級の双方の児童にとって、互いの理解を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育む機会となるよう、時間や場の持ち方に検討を加えながら、特別支援学級と通常学級との交流を実施します。

2－1－（3）相互理解の促進とノーマライゼーション理念等の周知と啓発

① 福祉まつり事業

福祉やボランティアに対する市民の理解を深めるための展示や体験等を内容とした、福祉まつりを開催します。

多様な年齢層の市民や新規の参加が得られるように内容の充実を図ります。

② 障害のある人への理解及び差別解消の周知・啓発【新規】

市公式ウェブサイト、市広報や市社協だより、パンフレット、ポスター、イベント等を通じて、障害のある人への理解を促す啓発・広報活動を行います。

また、障害者週間の周知やヘルプマークなど障害のある人に関する情報の普及・啓発を図るとともに、障害を理由とする差別の解消を推進するため、「障害者差別解消法」の周知を行います。

③ 多文化共生意識の醸成

外国人市民への日本の生活文化に対する理解の促進と、外国人市民同士や日本人との相互理解を図ることによって、多文化共生社会を実現するため、各種イベントなどを継続的に開催します。



基本施策 2－2

地域福祉活動の担い手の養成と活動支援

現状と課題

アンケート結果によると、地域活動やボランティア活動に「今後も参加する・今後は参加する」という回答が、「健康づくり」で48.3%、「防火・防災」で40.6%となっており、最も少ない「若者のひきこもりの問題」でも17.6%みられます。こうした意向を持つ住民の地域活動への継続参加及び新規参加のきっかけづくりが求められます。

本市では、これまで市や市社協、地区社協の広報紙や福祉まつり、講演会などを通じた地域福祉に関する情報提供や地域福祉活動への参加の呼びかけを行ってきました。

また、市民活動センターや市社協ボランティアセンター等における情報提供や相談、各種ボランティア養成講座の開催等を通じて、きっかけづくりや人材の発掘、育成に努めてきました。さらに、活動助成や活動場所の提供等によって、町内福祉委員会やボランティア等の活動支援を進めてきました。

しかし、地域福祉活動やボランティア活動の担い手の高齢化や固定化が進んでいるため、今後も多様な方法によって参加を呼びかけ、担い手の発掘や育成、活動団体等の支援を充実させることが必要です。

施 策 方 針

- ① より多くの住民が、地域福祉活動やボランティア活動に関心を持ち、参加できるようにするため、地域福祉活動に関する啓発や情報提供、相談等の充実を図ります。
- ② 各種ボランティア養成講座等による地域福祉活動やボランティア活動の担い手づくりを体系的かつ効果的に実施するなど、地域福祉活動等を担う団体の活動支援を進めます。
- ③ 様々な市民活動やボランティア活動をサポートする役割を担っている市民活動センターや市社協ボランティアセンター等のコーディネート機能の強化や人材育成、情報受発信の充実等による組織力の向上を図ります。

施 策 体 系

2－2 地域福祉活動の担い手の養成と活動支援

(1) 地域福祉活動の参加機会の提供

(2) ボランティア等の養成と活用

(3) 地域福祉活動等を担う団体の活動支援

(4) 町内福祉活動等に対する助成

推進施策・事業

2-2-(1) 地域福祉活動の参加機会の提供

① 市社協広報紙の発行

基本施策1-1-(1)-①の再掲(66頁)

② 町内福祉委員会全体研修会等の開催

基本施策1-1-(1)-②の再掲(66頁)

③ 地区社協地域福祉活動勉強会の開催

基本施策1-1-(1)-③の再掲(66頁)

④ 地区社協事業を通じた福祉学習の充実

基本施策2-1-(1)-④の再掲(81頁)

⑤ ボランティア登録の促進

市社協ボランティアセンターに寄せられるボランティア派遣依頼のニーズに応えられるよう、未登録の団体や個人に対して、ボランティア登録及び地域福祉活動への参加の促進を行います。

⑥ ボランティア体験プログラム事業

主に中高生を対象として、夏休み期間中に実施しているボランティア体験プログラムについて、福祉施設だけでなく、ボランティア団体等にも協力を働きかけ、体験場所の充実に努めます。

⑦ 市民活動活性化事業（情報受発信）

市民活動への参加のきっかけとなる情報を提供するため、市民活動センターの情報受発信機能や交流・マッチング機能の充実に努めます。

2-2-(2) ボランティア等の養成と活用

① 各種ボランティア等の養成講座の充実

ボランティアの水準に合わせ、入門から専門まで段階的な講座や地域のニーズに合ったボランティア養成講座の開催をします。

② 各種ボランティア保険の周知と加入促進

安心して活動に取り組めるよう、各種ボランティア保険の周知と加入促進に努めます。

2-2-(3) 地域福祉活動等を担う団体の活動支援

① 町内福祉委員会の組織体制の充実支援

基本施策1-1-(2)-①の再掲(67頁)

② 地域福祉活動助成事業

基本施策2-2-(4)-①に掲載(85頁)

③ 町内会活動支援事業

基本施策2-2-(4)-②に掲載(85頁)



④ 市民活動補助制度の運用及び協働事業への支援制度の活用

補助制度の運用状況を踏まえつつ、適宜補助額や補助率、メニューの見直しを行うなど、市民活動団体等にとって活用しやすい制度に改善しながら、市民の自主性・自立性を促すよう活動資金面での支援を行います。

⑤ ボランティア活動助成事業

状況やニーズに応じて助成内容の見直しを行いつつ、活動の活性化や自己研鑽につながるように、ボランティアの活動を資金面から支援します。

⑥ 市民活動活性化事業（人材・団体育成事業）

市民活動団体メンバーのスキルアップを図るため、ICTスキル、ファシリテーション、組織基盤強化などに関する講座を開催します。

2－2－(4) 町内福祉活動等に対する助成

① 地域福祉活動助成事業

地区の実情に沿った効果的な助成とするため、財源や内容を含めて有効な助成方法等について検討します。

② 町内会活動支援事業

地域コミュニティの中心を担う町内会の活性化や持続的な活動を支援するため、町内会への活動補助を実施します。

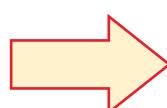
③ 町内公民館建設費等補助事業

町内公民館を、町内会や町内福祉委員会等にとって活動しやすい活動拠点とするため、町内公民館の建設や改修に必要な費用の一部を補助します。

主な活動指標

① ボランティアセンターの登録数

現状値(令和4(2022)年度)	
登録団体数	204団体
個人登録人数	274人

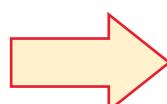


目標値(令和10(2028)年度)	
登録団体数	210団体
個人登録人数	310人

② 地域福祉活動助成事業

助成町内会数

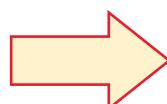
現状値(令和4(2022)年度)	
全町内会	



目標値(令和10(2028)年度)	
全町内会	

助成町内福祉委員会数

現状値(令和4(2022)年度)	
全町内福祉委員会	



目標値(令和10(2028)年度)	
全町内福祉委員会	

基本施策
2-3

セルフヘルプ、当事者力の向上支援

現状と課題

生活をする中で何か困りごとが生じた場合、まずは困りごとを抱える本人や家族が、自分でできることを考えて行動する自助が重要です。しかし、実際には、努力をしても本人や家族だけでは解決できないこともあります。

地域では、「頼みごとがあれば手助けする」といった考え方の人も多いなかで、困りごとを周りの人に伝え、支援者に上手に働きかけること(助けられ上手)も時には必要になります。

当事者でなければ、その境遇や悩みを理解することは、なかなか難しいものです。そのため、当事者団体への参加など、同じような悩みや問題を抱える人同士で支え合うセルフヘルプの取組が課題解決において有効な方法ですが、現状では、セルフヘルプの取組の情報が不足しています。

本市には、老人クラブや障害者団体、子育てサークルなど様々な当事者団体がありますが、加入率の低下や会員の高齢化、固定化などにより当事者力の低下が懸念されています。

今後も、困りごとを抱える本人や家族、当事者団体が積極的に地域と交流し、周囲の理解や協力を得るために自ら働きかけ、お互いに支え合うことが重要であることから、引き続き、当事者団体に対して当事者力を強化するための支援を行うことが必要です。

施策方針

- ① 困りごとを抱える人が、同じ課題を持つ当事者団体の取組に参加しやすくするとともに、住民への周知を図るため、当事者団体に関する情報を幅広く提供します。
- ② 団体の主体的な取組と組織の自立を促すため、当事者団体が取り組んでいる交流事業等の活動を支援するとともに、必要に応じて新たな当事者団体等の結成などを支援します。

施策体系

2-3 セルフヘルプ、当事者力の向上支援

(1)当事者団体に関する情報提供及び交流の推進

(2)当事者団体の育成及び活動支援

(3)町内福祉委員会への啓発と活動支援

推進施策・事業



2－3－（1）当事者団体に関する情報提供及び交流の推進

① 障害者団体等の当事者団体の周知

会員数の減少が深刻で、新規会員の確保が課題になっている当事者団体もみられることから、加入促進による組織力の強化を図るため、当事者団体の周知に努めます。

② 障害当事者間の交流会の開催

障害当事者間の情報共有と意見交換を進めるための交流会を開催します。

2－3－（2）当事者団体の育成及び活動支援

① 老人クラブ活動支援事業

老人クラブ会員の本人の地域貢献などの意向を踏まえて活動内容の充実を支援します。

また、会員の増加に成功した事例を表彰したり、各老人クラブで共有したりするなど、老人クラブ同士の情報共有の充実を図ります。

② 障害者社会参加促進事業

基本施策1－4－(1)－⑧の再掲(78頁)

③ 子育てサークルへの支援（地域子育て支援センター事業）

地域の子育て力の向上を図るため、子育てサークル活動に対する助成を継続とともに、活動に対する相談や助言などの支援を行います。

また、サークル代表者会の開催を通じて、サークル間での情報共有と連携強化を図ります。

④ 介護者のつどいの周知と充実

事業の周知を行い、介護者のつどいの参加者の拡大を図るとともに、参加者のニーズにあわせて内容の充実を図ります。

⑤ 当事者団体への支援

地域で課題を持つ人などの小規模団体の把握に努めます。当事者団体や、その当事者団体を支えるボランティア団体に対し、必要に応じて支援を行います。

また、新たな当事者団体の組織化に対して、相談に応じるとともに必要な情報を提供します。

2－3－（3）町内福祉委員会への啓発と活動支援

① 町内福祉委員会の組織体制の充実支援

基本施策1－1－(2)－①の再掲(67頁)

② 地域見守り活動推進事業

基本施策1－1－(3)－①の再掲(67頁)

基本施策 2－4

地域福祉活動を支える拠点機能の整備

現状と課題

本市では、地域福祉活動の拠点施設として、すべての中学校区に福祉センターが開設されています。今後は、将来にわたって、安全かつ快適に利用できる施設運営と予防保全的な観点からの計画的な施設の改修等を進めていく必要があります。

また、町内公民館が、町内福祉委員会を中心とした身近な地域福祉活動の拠点施設として利用されています。しかし、一部に町内公民館が整備されていない町内会があるほか、老朽化していたり、バリアフリー構造になっていない施設もあります。

施策方針

- ① 地域福祉活動を支える福祉センターの拠点機能を充実させるとともに、計画的な施設の補修・修繕等を進めます。
- ② 町内における地域福祉活動の拠点施設である町内公民館の建設や改修を支援します。

施策体系

2－4 地域福祉活動を支える拠点の整備

(1) 福祉センターの計画的な改修と活用促進

(2) 地域福祉活動等の拠点施設の充実支援

推進施策・事業

2－4－（1） 福祉センターの計画的な改修と活用促進

① 福祉センター維持管理

長期間にわたって安全かつ快適に福祉センターが利用できるよう、予防保全的な観点から、計画的に施設の維持管理及び改修を進めます。

② 地域福祉活動拠点としての福祉センターの活用促進

地域福祉活動団体やボランティアなどの住民が利用しやすい福祉センターとするため、利用者目線を重視した運営に努めます。また、地域福祉活動の拠点としての機能を発揮するため、地域の施設や関係機関との連携を強化します。

2－4－（2） 地域福祉活動等の拠点施設の充実支援

① 町内公民館建設費等補助事業

基本施策2－2－(4)－③の再掲(85頁)



基本目標3

暮らしを支える包括的で多様なサービスを充実させよう

－ わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －

基本施策 3-1

福祉サービスに関する適切な情報提供

現状と課題

本市では、福祉サービスに関する情報を窓口で提供するだけでなく、市や市社協の広報紙や公式ウェブサイトへの掲載、各種パンフレット類の配布など、様々な方法で情報の提供を行っています。

しかし、市民アンケートによると、福祉に関する情報があまりまたは全く入ってこないと考えている人が5割近くを占めています。必要になった時に必要な福祉に関する情報が得られるよう体制や情報提供方法を確保しておくことが大切です。その際には、専門性が高いものも多い福祉に関する情報をわかりやすく提供していくことが求められます。

一方、住民のなかには、視覚障害のある人や日本語が十分理解できない人、インターネットが利用できない人など、様々な人がいます。日常的に情報に接する機会の少ない住民に対しても、制度やサービスに関する情報をわかりやすく提供し、必要な福祉サービスの利用へとつないでいくことが必要です。

施策方針

- ① 住民が、必要なときに必要な情報を容易に入手できるよう、様々な情報媒体や方法を活用して迅速かつ適切な情報提供を推進します。
- ② 市と住民などが連携し、住民の間の情報格差をなくすことで、適切にサービスの提供が受けられるよう、総合的な情報提供活動の充実を図ります。

施策体系

3-1 福祉サービスに関する適切な情報提供

- (1) 福祉サービスに関する情報の収集と発信
- (2) 情報のバリアフリー化とわかりやすい情報の提供

推進施策・事業

3－1－（1） 福祉サービスに関する情報の収集と発信

① 福祉サービスに関する情報提供

利用者のニーズや日常的な情報の入手方法に応じ、わかりやすくかつ効果的な情報提供を進めるとともに、まちかど講座などを通じて、直接地域に出向いて情報提供やサービスの利用を働きかけます。

② 福祉制度や医療制度に関する情報発信と理解促進

制度の改正については、迅速かつ正確に情報収集を行うとともに、市広報紙や市公式ウェブサイトによる情報提供、説明会の開催等を通じて、理解促進を図ります。

③ 福祉施策をまとめたガイドブックによる情報提供

本市の福祉施策をまとめた「福祉のあらまし」、「高齢者福祉サービスの概要」や県等の障害福祉をまとめた「福祉ガイドブック」について、毎年加除修正を行い、必要に応じて希望者に配布するとともに各窓口に配置し、適切な情報提供を行います。

3－1－（2） 情報のバリアフリー化とわかりやすい情報の提供

① 市、市社協公式ウェブサイトの充実

各種情報発信ツールを活用し、利用者のニーズを踏まえた、誰にとっても見やすく魅力的なウェブサイトとします。

② 音声による情報提供の推進

デジタル機器の普及に伴い、インターネットを利用する視覚障害のある人も増えているため、市公式ウェブサイトにおける広報紙の音声による提供を継続し、情報の提供を図ります。

③ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

現状の制度を継続するとともに、愛知県と連携して手話通訳者や要約筆記者の確保に努め、適切なサービス提供ができる体制の充実を図ります。

④ 多言語による生活情報の提供

各種手当や制度等、保健福祉を含めた生活に必要な情報を多言語で提供します。また、適時適切な情報の提供や更新に努めるとともに電子媒体の活用を図ります。

⑤ 高齢者等へのデジタル機器・サービスの活用支援【新規】

高齢者をはじめとした誰もがデジタル機器やサービスを活用できるよう、デジタルデバイドの解消に向け、スマホ講習会を開催するなどの支援を実施します。



基本施策 3－2

きめ細かな相談支援体制の確立

現状と課題

住み慣れた地域で安心して暮らすには、日常の生活に関わる様々な悩みや困りごとを、身近な地域で気軽に相談できる場や機会があることが重要です。

しかし、高齢者や子育て世帯などが地域で孤立し、その人が抱えている困りごとが市や相談機関に伝わらず、結果的に対応が遅れてしまうという事例が問題となっています。このため、相談窓口を広く住民に周知するとともに、相談機能の充実や身近な地域において早期に気軽に相談できる体制づくりが必要です。

現在、高齢者とひきこもりの8050問題、子育てと介護のダブルケア、さらには子どもの貧困やヤングケアラー問題など、複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えている人・世帯が増えつつあります。こうした課題に的確かつ迅速に対応するためには、制度ごとに分かれている相談支援機関をつなぎ、包括的に相談支援を進めることのできる体制を構築していくことが必要となっています。

国では、市町村全体の支援機関や地域の関係者が相談を断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施するため、令和3(2021)年4月に、重層的支援体制整備事業が創設されました。

施 策 方 針

- ① 複雑かつ複合的な地域生活課題にも対応できるよう、住民の相談を断らず受け止め、支援していく重層的支援体制の構築を進めます。
- ② 多様な地域生活課題を把握し対応するため、住民が身近で気軽に相談できる環境づくりを進めるとともに、住民の困りごとを把握し、適切な関係機関へ連携・協働するための体制づくりを強化します。
- ③ 困りごとを抱えている人が、問題が深刻化する前に市や市社協及び専門機関の窓口へ相談できるよう、相談窓口の周知を図るとともに、困りごとを抱えている人が埋もれることなく発見され、必要な支援を受けられる体制づくりを進めます。

施 策 体 系

3-2 きめ細かな相談支援体制の確立

(1)住民の相談を断らず受け止める重層的支援体制の構築

(2)地域での身近な困りごとの相談支援体制の促進

(3)専門的な相談支援体制の充実と周知

推進施策・事業

3-2-(1) 住民の相談を断らず受け止める重層的支援体制の構築

① 重層的支援体制整備事業の実施【新規】

重層的支援体制整備事業の移行準備に着手し、多機関協働事業及び府内外の連携体制の整備を進め、その後、本格的に重層的支援体制整備事業を実施していきます。

これによって、属性や世代を問わず、誰一人取り残さない「断らない相談」支援体制を実現します。

また、重層的支援体制が機能するよう、府内はもとより、市社協や地域包括支援センター等の専門機関、福祉事業者、町内福祉委員会等との連携・協働も強化し、潜在的に支援が必要な人が埋もれることのないよう、「アウトリーチと伴走支援」を実現します。

② 市社協の相談等支援体制の整備・充実

重層的支援体制の整備を市と一体的に進めるとともに、市の専門相談窓口や相談業務を行う他事業者との連携・協働を一層強化して、複雑かつ複合的な地域生活課題を抱えた人にも対応できる、市社協の「断らない相談」支援体制を実現します。

また、既存のノウハウを生かし、地域住民から寄せられた複雑かつ複合的な地域生活課題に対して、支援対象者を個別に必要な地域資源へつなぎ、社会参加を促進したり、地域のネットワークづくりなどに取り組む専門職としてCSWの育成と配置を進めます。

3-2-(2) 地域での身近な困りごとの相談支援体制の促進

① 町内福祉委員会での相談支援活動の支援

町内福祉委員会が実施する見守り活動やサロン活動を通じて、地域の要支援者等の実態を把握しながら、関係機関との連携体制を強化できるよう支援します。

また、把握した困りごとを相談しやすいよう、町内福祉委員会の体制や環境整備を支援します。

② 民生委員・児童委員活動の住民への周知と活動支援

民生委員の存在や役割について市広報紙などを通じて周知を図るとともに、相談を



受けた民生委員が専門機関と連携しやすい環境づくりに努めます。

また、令和元(2019)年度に創設した「民生委員OB(OG)協力員」制度を活用し、民生委員へのサポートと、新たな地域福祉の担い手の掘りおこしに努めます。

③ 地域包括ケア体制の推進

安城市版地域包括ケアシステムの適切な運用を推進するため、専門機関と住民が連携し、個別の問題や地域の課題を話し合うとともに、予防的観点も視野に入れた地域ケア会議、自立支援サポート会議を継続することにより、具体的な課題解決へつなげていきます。

さらに、属性や世代を問わず、多様な福祉サービスの参入を促進し、民間サービスと公的サービスの公民連携による支援についても検討を進めます。

3－2－（3）専門的な相談支援体制の充実と周知

① 高齢者の相談窓口の周知と充実

地域包括支援センターは、高齢者だけでなくその家族に対しても介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者を支える「総合相談窓口」であるという普及啓発を進めます。

また、高齢者やその家族の支援のためのスキルアップや関係機関との関係づくりを深めるとともに、高齢者自身のみならず、その家族にも目を向けた相談・支援体制を深化させます。

② 障害のある人の相談窓口の周知と充実

障害相談支援事業所とその総合的な支援を行う基幹相談支援センターによる相談支援ネットワークを活用し、情報の共有や適切なサービス提供、地域資源の活用を図り、一人ひとりが適切な福祉サービスを受けられるための相談支援体制の充実に努めます。

また、障害のある人自身のみならずその家族にも目を向けた相談・支援体制の強化を支援します。

③ 健康に関する相談窓口の開設

健康に不安のある人が、不安を一人で抱え込まずに気軽に相談できるよう、相談の窓口や機会を確保します。

④ 子育てに関する相談窓口の周知と充実

関係機関の相談窓口と連携を図るとともに、市公式ウェブサイトや子育て情報誌などを通じて、相談窓口や相談方法などの周知を図ります。

また、子育ての不安を一人で抱え込まずに気軽に相談できるよう、相談の窓口や機会を確保します。

⑤ 子ども自身の悩み等の相談窓口の周知と充実【新規】

いじめや友人関係、学業や進路、虐待や家庭問題、ヤングケアラー問題など、子ども自身が抱えている悩みやSOS全般について、一人で抱え込まずに気軽に声を発し、相

談できる各種窓口の周知と充実を図ります。

⑥ ひとり親世帯の相談窓口の周知と充実

ひとり親世帯の自立支援として、就業を含めた生活全般にわたる相談対応、指導を行うとともに、定期的な市ウェブサイトへの掲載を行い、相談窓口の周知を図ります。

⑦ ドメスティック・バイオレンス（DV）の相談窓口の周知と充実

DVに関する不安を一人で抱え込まずに気軽に相談できるよう、幅広く相談の窓口や機会を確保します。

DV庁内連絡会の開催により庁内における情報共有を図りつつ、関連機関や団体との連携・協働を強化し、自立に向けた継続的な支援につなげます。

⑧ 生活困窮者への相談窓口の周知と充実

生活保護に至る前の段階での自立支援策を強化するため、生活困窮者に対する自立相談支援事業を継続して実施します。

対象となる生活困難者に対して相談窓口の周知を図ります。特に、コロナ禍において外国人市民の生活困窮者が顕在化したことから、多言語による周知に努めます。

⑨ 犯罪をした人等への社会復帰支援

犯罪をした人等の再犯を防止するため、安城市再犯防止推進計画(詳細は第7章に掲載)に基づき、自立相談支援事業や就労準備支援事業などの就労や住居の確保等に関する各種支援を実施します。

また、犯罪をした者の相談に対応する保護司会や更生保護女性会、協力雇用主会、BS会など更生保護ボランティアの活動を支援するとともに、各団体の連携強化も支援していきます。



基本施策 3-3

公的な福祉サービスの充実

現状と課題

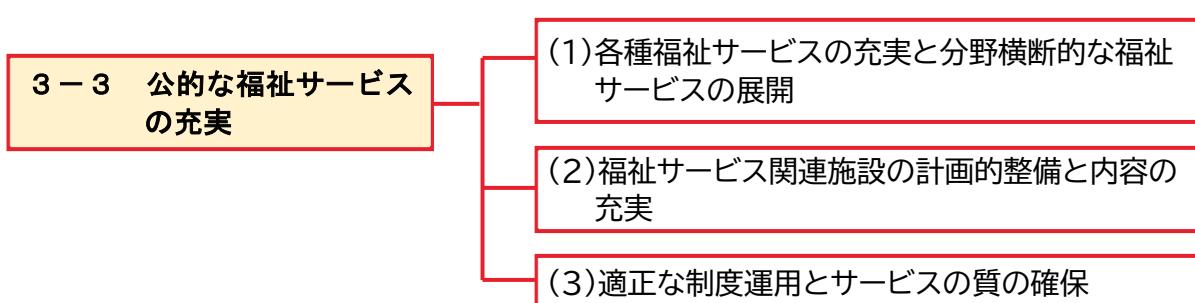
子育てから高齢者の介護まで、地域で安心して暮らすために、様々な場面で福祉サービスが利用されています。

福祉の考え方や仕組みが変化していく中にも関わらず、公的サービスは変わらず大きな役割を果たしています。そのため、あんじょうイプランや安城市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、安城市子ども・子育て支援事業計画といった個別計画に基づき、住民や福祉事業者との連携のもと、適切なサービスを提供することによって、子どもから高齢者までが必要となる公的な福祉サービスを選択できるようにしていくことが重要です。

施 策 方 針

- ① 福祉サービスの利用者が、自分に適したサービスを選択して受けることができるよう、高齢者や障害のある人への支援、子育て支援、健康増進など、各分野における公的サービスについて個別計画に基づき充実を図ります。
- ② 利用者の支援や生活の質の向上につなげていくために、高齢者、障害のある人、子ども・子育て等の福祉サービスの分野横断的な展開について検討を進めます。
- ③ 福祉サービス利用者が、福祉事業者と対等な立場でサービスを選択し契約できるよう、苦情解決への対応や福祉事業者の指導、評価体制の充実を図ります。

施 策 体 系



推進施策・事業

3-3-(1) 各種福祉サービスの充実と分野横断的な福祉サービスの展開

① 高齢者に対する福祉サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活を継続し、自らの選択に基づいて適切

なサービスを利用できるよう、高齢福祉サービスの充実を図ります。

介護保険制度に基づく生活支援サービスと、住民の助け合い・支え合いによる生活支援が補完し合う体制を構築し、全体として高齢者に対する福祉サービスの向上につながるよう努めます。

② 障害のある人に対する福祉サービスの充実

障害に関する理解を深め、障害のある人が地域で暮らし続けられるような社会づくりを推進します。また、就労支援等の自立生活に向けた支援につながるよう努めます。

③ 子ども、子育てに対する福祉サービスの充実

保育や子育て支援のニーズ、社会情勢の変化に合わせ、次期子ども・子育て支援事業計画を策定します。この計画を踏まえ、事業者、学校、市民等と連携を図りながら子育て支援の充実に努めます。

④ 介護予防事業の充実

より多くの高齢者等が介護予防に取り組めるよう、町内会や専門機関と連携し、介護予防事業の充実を図ります。

また、参加者自身が介護予防の活動支援者になることができるよう、意識啓発に努めます。

⑤ 家族介護者に対する支援の充実

家族介護者の身体的、精神的負担の軽減につながるよう、在宅介護に係る制度や事業の継続・充実に努めます。

また、制度の周知に努め、支援を必要としている家族介護者への手当給付の徹底を図ります。

⑥ 分野横断的な福祉サービスの展開

高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮者等に対する福祉サービスを総合的に提供したり、対象者やその世帯の状況に応じて複数の分野の福祉サービスを組み合わせるなど、世帯(家族)支援の視点からの分野横断的な福祉サービスの展開について、関連部署間の協議を密にして実施していきます。

3－3－（2）福祉サービス関連施設の計画的整備と内容の充実

① 高齢者福祉施設の整備

介護保険事業計画に基づき、施設サービス、居宅サービス、地域密着型サービスの計画的な整備を進めていきます。

② 障害者福祉施設の整備

施設整備補助事業を継続し、今後も福祉事業者等の開設を支援していきます。

③ 共生型サービスの普及・促進

「介護」や「障害」といった枠組みにとらわれず、多様化・複雑化している福祉ニーズに対応しながら、必要なサービスの質・量を確保していくため、地域共生社会の推進に寄与する共生型サービスの普及・促進とそのための情報収集に努めます。



④ 保育園等の整備

整備計画に基づき、園舎の状況や保育ニーズを考慮しながら、効率的かつ効果的な施設整備を実施します。これにより、安全で安心な保育環境の維持及び向上を図ります。

⑤ 児童クラブの整備

子ども・子育て支援事業計画に基づき、児童クラブ施設や支援員の確保を図ることにより、拡大傾向にある保育ニーズに応じた定員確保とサービスの質の向上に努めます。

⑥ 福祉人材の確保

介護や保育の福祉サービスを提供する事業所に興味のある人の発掘をはじめ、働きたい人と事業所とのマッチングのほか、就労支援や定着支援等、福祉人材の確保に向けた支援策を検討し、推進していきます。

3－3－（3）適正な制度運用とサービスの質の確保

① 福祉事業者による苦情相談制度の周知徹底

利用者の権利を守り、福祉サービスを適切に利用することができるよう、利用者等に対して苦情解決制度や苦情相談窓口の周知徹底を図ります。

また、利用者等からの苦情や事故報告の情報に基づき、実地指導を行います。

② 県運営適正化委員会制度などの適正な運用

利用者と福祉事業者の現状把握を行うとともに、実地指導の際に苦情について確認を行います。

また、苦情につながる恐れのある事例については県などの相談窓口に報告します。

③ 保育園等における苦情解決制度の周知と適正な運用

各園の掲示板などにおいて苦情解決の体制や制度の利用方法を紹介することにより、保護者への十分な周知を図ります。また、職員間での情報共有及び研修を充実することで、保育の質の向上に努めます。

④ 福祉事業者の第三者評価、自己評価の促進

民間の福祉事業者に対しては、情報開示や第三者評価と自己評価による開かれた事業運営を働きかけます。

また、公立の保育園等については、第三者評価の受審を継続し、法令や利用者二者を踏まえた情報開示を行うことで、開かれた事業運営に取り組みます。

⑤ 福祉人材の確保

基本施策3－3－(2)－⑥の再掲(97頁)

⑥ 共生型サービスの普及・促進

基本施策3－3－(2)－③の再掲(96頁)

**基本施策
3－4****セーフティネットの整備****現状と課題**

本市では、経済的・社会的な困りごとや不安を抱えている人に対し、自立に向けた就労の支援、居所を失う恐れのある人に対し家賃の給付、滞っている負債への対応助言や家計のやりくりに対する家計改善支援など、活用できる制度の案内などを行っています。しかし、経済的・社会的な困りごとのみの対応では、問題が発生する根本的な解決に至りません。こうした問題が発生する背景となる世帯全体の課題を解決する支援を展開していく必要があります。本市においては、世帯全体に目をむけ複雑化・複合化した問題を解決する支援を進めています。

市社協では、疾病等により一時的に生活費などに困る人に対し、世帯の更生と経済的自立を助長するため、市社協を窓口として資金の貸付けを行っています。また、認知症など判断力の低下に伴い、日常生活を営むことが困難になった人が不利益を被るのを防止し、このような方々の権利を守るために、日常生活自立支援事業と成年後見制度が整備されています。しかし、これらの制度について、一般的に十分浸透している状況とは言えません。

子どもや高齢者などに対する虐待や夫婦・恋人間でのDVなどが増加する中、従来の支援だけでは対応が難しい事例が顕在化しています。そのため、本市においては、各種の虐待やDV等に対応できる体制として虐待等防止地域協議会を設置し、関係部局及び関係機関での情報の共有と連携を図るとともに、総合的な支援体制づくりに努めています。また、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援を行うため、令和4(2022)年度に子ども家庭総合支援拠点を設置しました。さらに、不登校やいじめ、暴力行為や児童虐待、非行・不良行為、友人や教職員などの関係や心身の健康に関する問題など、子どもやその家族が抱える幅広い問題について支援を行うスクールソーシャルワーカーの配置を順次進めています。

一方、ひとり暮らし高齢者などへの支援については、町内福祉委員会による見守り活動だけでなく、福祉電話や老人クラブによる友愛訪問などの見守り活動を実施しています。また、ひとり親家庭で、親の疾病などのため一時的に日常生活を営むのに支障がある世帯に対して、家事援助等を行う家庭生活支援員を派遣しています。

加えて、コロナ禍の影響で全国的に自殺者数が増加していることから、いのち支える安城計画(安城市自殺対策計画)に基づき、関連施策との有機的な連携を強化し自殺対策に向けた取組を展開していく必要があります。

施 策 方 針

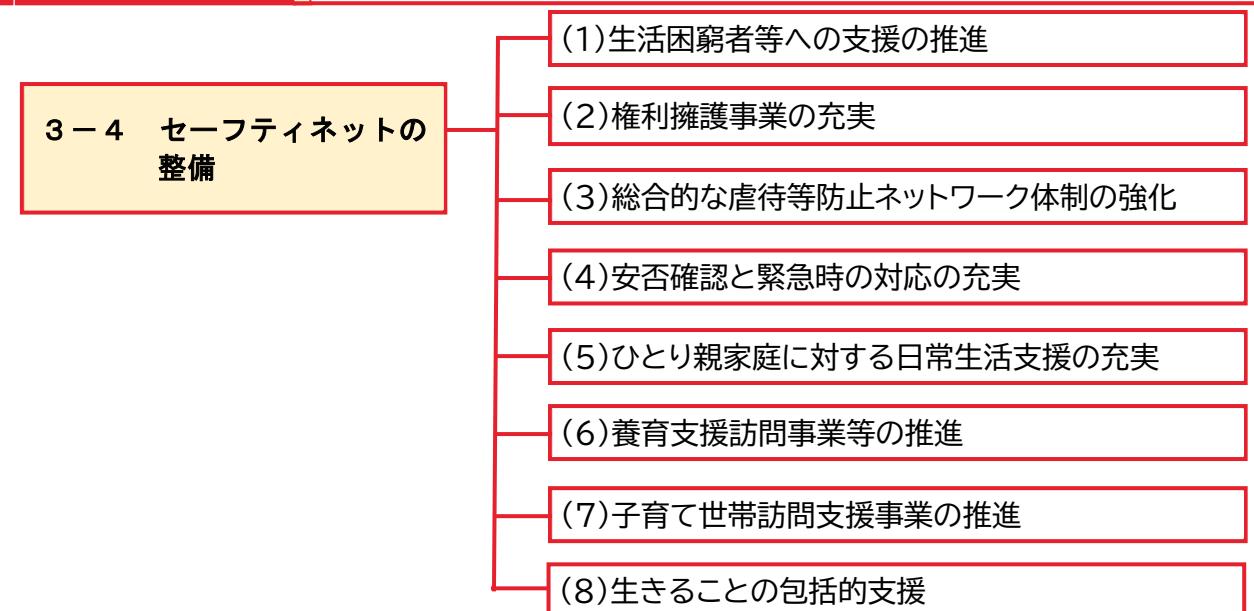
- ① 複雑化・複合化した世帯が抱える地域生活課題を包括的に支援するため、重層的支援体制整備事業を実施し、身近な相談先で福祉について何でも相談でき、専門職



が一体となった支援につなげるほか、潜在的な生活困窮者に対してもアウトリーチを通じた支援の提案を実施します。

- ② 一時的に生活資金などに困っている世帯の更生と経済的自立を助長するため、資金の貸付けを行うとともに、生活困窮者自立支援制度に基づき、生活困窮者への自立相談支援をより一層推進します。
- ③ 判断に支援を要する人が増えていく中で、できる限り本人の意思を尊重しつつ住み慣れた地域で暮らしていくよう、日常生活自立支援事業と成年後見制度を周知し、活用を促進します。
- ④ 虐待やDV、いじめなどの防止について周知するとともに、支援や見守りができる環境づくりを目指します。
- ⑤ 住民や福祉事業者、医療機関などと協力し、各種虐待の通報や情報が市や専門機関に速やかに伝わるよう、連絡体制の強化を図ります。
- ⑥ ひとり暮らし高齢者の孤立防止のための事業を実施します。また、公営住宅に居住するひとり暮らし高齢者などに対しては、安否確認等を行う仕組みを検討します。
- ⑦ ひとり親家庭が必要とする日常生活の支援を推進します。
- ⑧ いのち支える安城計画に基づき、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として総合的に推進します。

施策体系



推進施策・事業

3-4-(1) 生活困窮者等への支援の推進

- ① 生活困窮者への相談窓口の周知と充実
基本施策3-2-(3)-⑧の再掲(94頁)

② 居住に課題を抱える者への支援

居住に課題を抱える生活困窮者に対して、住居確保給付金制度等を活用して住居の確保を支援します。これにより、生活の土台となる住居を確保し、就労に向けた支援につなげます。

③ 就労準備支援事業

基本施策1－4－(2)－④の再掲(79頁)

④ 貸付制度の周知及び相談支援

母子父子寡婦福祉資金、善意銀行、生活福祉資金などの貸付制度について周知するとともに、対象者世帯に対して、相談支援とあわせて必要に応じた資金貸付を行います。

3－4－（2）権利擁護事業の充実

① 日常生活自立支援事業の周知と利用支援

制度の正確な理解の定着を図り、必要に応じた利用促進を図ります。

需要増に見合うサービスを提供するため、人員の確保やノウハウの伝達など体制整備を進めます。また、本事業の利用者の判断能力の低下に応じて成年後見制度の利用への円滑な移行を支援するため、関係機関との連携を強化します。

② 成年後見制度の周知と利用支援

成年後見制度の利用ニーズが高まると見込まれることから、必要な人が制度を利用できるよう、市広報紙への掲載等による制度周知を進めます。

また、安城市成年後見制度利用促進計画(詳細は第6章に掲載)に基づき、市長申立てや低所得者等への報酬助成・法人後見受任の実施により、成年後見制度の利用促進を図ります。

3－4－（3）総合的な虐待等防止ネットワーク体制の強化

① 虐待等防止地域協議会を中心とした取組の強化

今後とも関係機関との連携を強化して、情報の共有、役割の明確化を図るとともに、虐待等の発生予防や早期発見に取り組み、必要な支援につなげます。

また、地域と連携した虐待等防止のための啓発活動を実施します。

加えて、被虐待者の安全確保を行うとともに、虐待を行った養護者又は保護者の支援についても検討するなど、対応策を講じていきます。

② 子どもを守るための家庭、学校、地域等の連携の推進

子どもを取り巻く課題に対応し、子どもたちが安心して過ごすことができるよう、地域における居場所づくり、世代間交流の場づくりなどを進めます。

さらに、各中学校区に各1名、社会福祉士の資格を持つスクールソーシャルワーカーの配置を計画的に進めます。



③ 住民や福祉事業者に対する虐待等の防止に向けた広報啓発活動の推進

虐待等の防止に努めるとともに、虐待等の早期発見や通報の重要性を周知するためには、街頭啓発やリーフレットの作成のほか、民生委員や関係機関職員の研修会などを開催します。

また、より効果的な啓発方法について検討します。

3－4－（4）安否確認と緊急時の対応の充実

① 高齢者孤立防止事業の推進

高齢者数の増加や小世帯化の進行を背景に、本事業の重要度が増していくことが予想されるため、民生委員等を通じて、対象者への制度の周知及び利用促進を図ります。

安否確認で異変の疑いがある場合には、適切かつ速やかに対応できるよう、関係機関との連携を強化するほか、より多くの民間事業者と高齢者見守り事業者ネットワークによる協定を締結し、より細やかな見守り体制を築きます。

② ICTを活用した安否確認システムの導入と普及促進

現在稼働している緊急通報装置に代わる、ICTを活用した新たな安否確認システムの導入を図り、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯に普及を促していきます。

3－4－（5）ひとり親家庭に対する日常生活支援の充実

① 家庭生活支援員の派遣

児童扶養手当等申請時に本事業を掲載した「ひとり親家庭福祉制度のしおり」を配布するなど、制度の周知を図り、生活に困難を抱える家庭に支援が届くよう努めます。

3－4－（6）養育支援訪問事業等の推進

① 保健師等による専門的相談支援の充実

保健師等が妊娠期から訪問等をすることにより、安心して妊娠・出産を迎え、適切に子育てを行えるよう支援をしていきます。

3－4－（7）子育て世帯訪問支援事業の推進

① 家事支援員等の派遣

養育を支援することが特に必要と認められる家庭等に対して、家事支援員を派遣し、養育環境を整えられるよう支援をしていきます。

3－4－（8）生きることの包括的支援

① 自殺対策に向けた取組の強化

いのち支える安城計画に基づき、「誰もが自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、生きることの促進要因(自殺を思いとどまらせる要因)への支援などの取組を展開します。



基本施策 3－5

保健、医療、福祉と地域との連携の強化

現状と課題

ひとつの分野だけでは解決できない課題が多くなってきており、保健や医療、福祉の関係機関のより緊密な連携が必要となっています。

特に高齢者福祉においては、保健や医療分野との連携が必要です。本市では、地域包括支援センターが中心となって関係機関の調整を図っていますが、さらなる連携体制の強化が求められます。

このため、専門機関と福祉事業者の連携によって、個々の状況に応じた適切なサービスが提供できるよう、総合的で多面的な支援体制の整備を促進することが必要です。

施 策 方 針

- ① 保健や医療、福祉の各関係機関の連携を図り、地域における総合的な支援体制を整備します。
- ② 早期療育への支援体制の充実を図るため、療育担当者会や関係機関同士の情報交換会の開催、臨床心理士や公認心理師の参加による相談内容、状況等の報告を行い、連携を図っていきます。
- ③ 地域において様々な生活課題を抱えている人を包括的に支援していくため、保健や医療、福祉にかかる府内の関係部局の連携体制を強化していきます。

施 策 体 系

3－5 保健、医療、福祉と地域との連携の強化

(1)保健、医療、福祉の各専門機関の連携

(2)地域と専門機関との連携

(3)総合的な虐待防止ネットワーク体制の強化
【再掲】

(4)分野横断的な府内連携体制の整備・強化
【再掲】

推進施策・事業

3－5－（1）保健、医療、福祉の各専門機関の連携

- ① 高齢者に対する総合的な支援体制の確立

住民、専門機関等を含めた地域ケア会議の開催を継続するとともに、その対象者の

拡大に向けた検討を行います。また、研修会や勉強会等を通じて、在宅医療・介護連携をさらに推進していきます。

② 早期療育に向けた支援体制の確立

安城市発達支援ネットワーク会議の開催を通じて、支援機関相互の情報共有と連携強化を図るとともに、関係機関との役割分担の明確化や協働の推進によって、子どものライフステージに応じた適切な支援体制の構築を目指します。

③ 自立支援協議会を通じた事業者間の連携の促進

自立支援協議会を通じて、関係機関が相互に連携を図ることにより、地域における障害のある人への支援体制について情報を共有し、連携の強化を図ります。

また、当事者や家族会・親の会との連携強化も図ります。

3－5－（2）地域と専門機関との連携

① 地域包括ケア体制の推進

3－2－(2)－③の再掲(93頁)

② 障害のある人が地域で暮らすための専門機関と地域との連携の推進

病院や施設からの地域生活移行や親元からの自立にあたって、障害福祉サービスの利用や一人暮らしを体験する機会の提供を検討します。

医療的ケアが必要な人や行動障害を有する人、高齢化に伴い重度化した障害のある人に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や人材の育成を行います。また、医療機関や学校、市等が連携して医療的ケア児の就学支援に努めます。

地域生活支援拠点等と地域包括支援センターや病院等との連携を推進します。

3－5－（3）総合的な虐待防止ネットワーク体制の強化（再掲）

① 虐待等防止地域協議会を中心とした取組の強化

3－4－(3)－①の再掲(100頁)

② 子どもを守るための家庭、学校、地域等の連携の推進

3－4－(3)－②の再掲(100頁)

③ 住民や福祉事業者に対する虐待等の防止に向けた広報啓発活動の推進

3－4－(3)－③の再掲(101頁)

3－5－（4）分野横断的な庁内連携体制の整備・強化（再掲）

① 重層的支援体制整備事業の実施【新規】

3－2－(1)－①の再掲(92頁)

② 分野横断的な福祉サービスの展開

3－3－(1)－⑥の再掲(96頁)



基本施策 3－6

高齢者や障害のある人等の自立を支える都市環境等の整備や 移動手段の充実

現状と課題

誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすには、自由に移動できることが必要です。しかし、車いすなどを利用している人にとって、段差や階段などは本人の自由な移動を制約します。

このため、本市では、様々な人が利用する公共施設において、段差の解消、スロープやエレベーター、多目的トイレ等の設置に努め、誰にでも利用しやすい施設整備を積極的に推進するとともに、自宅のリフォームについても支援しています。

また、道路の段差解消やあんくるバスのバリアフリー化など、移動時における制約の解消にも努めており、あんくるバス11路線すべてにおいて、低床、ノンステップ、車椅子対応など、バリアフリーに対応した車両での運行を実現しています。その他、鉄道事業者に対しても駅舎にエレベーターの設置を要請するなど、民間施設においてもバリアフリー化の推進を促すほか、駅前広場などの公共空間の整備を進めています。

今後も、年齢や障害の有無に関わらず、すべての人にやさしいまちづくりを引き続き進める必要があります。

一方、高齢者の増加に伴う要支援・要介護高齢者の増加や運転免許証の自主返納などを背景に、移動制約者の問題が既に顕在化しています。町内福祉活動計画の策定のために開催した地域会議においても、多くの町内福祉委員会から移動制約者の問題が地域課題として出されました。また、市民アンケートの結果によると、「車を利用できない人への市内移動支援に関するサービスの充実」が優先すべき地域福祉関連施策の第3位になっています。

こうした移動制約者に着目し、自家用車を所有していないなくても通院や買物等ができる移動手段を確保するなど、誰もが住み慣れた地域で持続的に暮らしていく地域づくりを目指していく必要があります。

施策方針

- ① 道路の段差の解消や公共施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの導入など、誰もが利用しやすい施設整備と移動時の制約の解消を推進します。
- ② 駅舎、自由通路等へのエレベーターの設置要請など、鉄道をはじめとする民間施設のバリアフリー化に向けた働きかけを行います。
- ③ 一時的に自家用車を利用できない、自家用車を所有していない、運転免許証を自主返納したなどの理由によって、移動が困難な人でも、通院や買物、ごみ出し等の日常生活が安心して行える地域づくりを推進します。

施 策 体 系

3-6 高齢者や障害のある人等の自立を支える都市環境等の整備や移動手段の充実

- (1) 公共施設等のバリアフリー化の推進とユニバーサルデザイン化の促進
- (2) 交通のバリアフリー化の推進
- (3) 住まいのバリアフリー化の推進
- (4) 安心、便利な移動支援の充実

推進施策・事業

3-6-(1) 公共施設等のバリアフリー化の推進と

ユニバーサルデザイン化の促進

① 施設改修時におけるバリアフリー化の推進

学校施設等の改修工事を、改修計画に沿って計画的に実施します。

② 施設新設におけるユニバーサルデザイン化の促進

障害のある人や要介護の高齢者だけでなく、誰もが安全に安心して利用できる施設となるよう、今後も条例の対象施設に限らず新設施設においてはユニバーサルデザインの導入を促進します。

3-6-(2) 交通のバリアフリー化の推進

① 道路の段差等の解消の推進

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の趣旨に沿った道路整備を引き続き行います。

② あんくるバスのバリアフリー対応車両運行の継続

バリアフリー対応車両の運行を継続します。

3-6-(3) 住まいのバリアフリー化の推進

① 人にやさしい住宅リフォーム費助成事業

自立した生活を送るために、本事業を必要とする人への利用を促します。また、施工業者への説明会を開催し、申請時の注意点を周知します。

② 市営住宅のバリアフリー化

市営住宅の建設時には、高齢者や障害のある人に配慮したバリアフリーの整備を行います。



3－6－（4）安心、便利な移動支援の充実

① 車いす貸出し事業

けがや病気等により一時的に車いすが必要となる場合など、広く住民に必要なサービスであるため、事業を継続します。

② 車いす移送車貸出し事業

車いす利用者の活動範囲が広がり、生活の質が高まるサービスであるため、事業を継続します。

③ 高齢者外出支援サービス事業

対象者へ制度の周知を図るとともに、多くのタクシー事業者に登録してもらい、利用者の利便性の向上を目指します。

④ 障害者福祉タクシー料金助成事業

対象者へ制度の周知を図るとともに、多くのタクシー事業者に登録してもらい、利用者の利便性の向上を目指します。

⑤ あんくるバス・あんくるタクシーを活用した移動支援の充実

高齢者等の外出支援と社会参加の促進を図るため、あんくるバス・あんくるタクシーの高齢者(75歳以上)・障がい者無料制度を継続するとともに、他市の実例等を調査研究し、新たな制度の創設や既存制度のサービス向上に努めます。

⑥ 多様な主体による移動支援制度創設の検討【新規】

買い物代行や通院の付き添い、ごみ出しなどの小さな困り事を、有償ボランティアなどの多様な主体が実施できるよう、活動の立ち上げや継続的な運営の仕組みづくりについての支援を検討します。

また、市内の民間事業者の社員や利用者用の送迎バスの空席を移動制約者向けに利用するなど、公民連携型の移動支援について研究します。

⑦ 移動制約者に対する既存サービスの利用促進【新規】

移動が困難であっても利用できる移動スーパー、オンラインショッピングなど既存サービスの周知及び活用方法について啓発を行います。



第5章 地区ごとの地域福祉活動の推進

本市では、各町内福祉委員会において町内福祉活動計画を策定し、この計画に基づいて小地域福祉活動が推進されてきました。これに合わせて、地区社協は各町内福祉委員会の活動を支援するための推進計画を策定し、小地域福祉活動の促進を図ってきました。

本計画の策定においても、令和6年度から10年度(2024～2028年度)の5年間の活動方針について話し合うため、地区社協の区域と町内会の区域の2つの圏域の会議で構成される地域会議を開催しました。

町内会の区域の会議では、これまでの活動を評価したうえで町内福祉活動計画を策定し、地区社協の区域の会議では、地域の課題から地区社協の推進計画を策定しました。

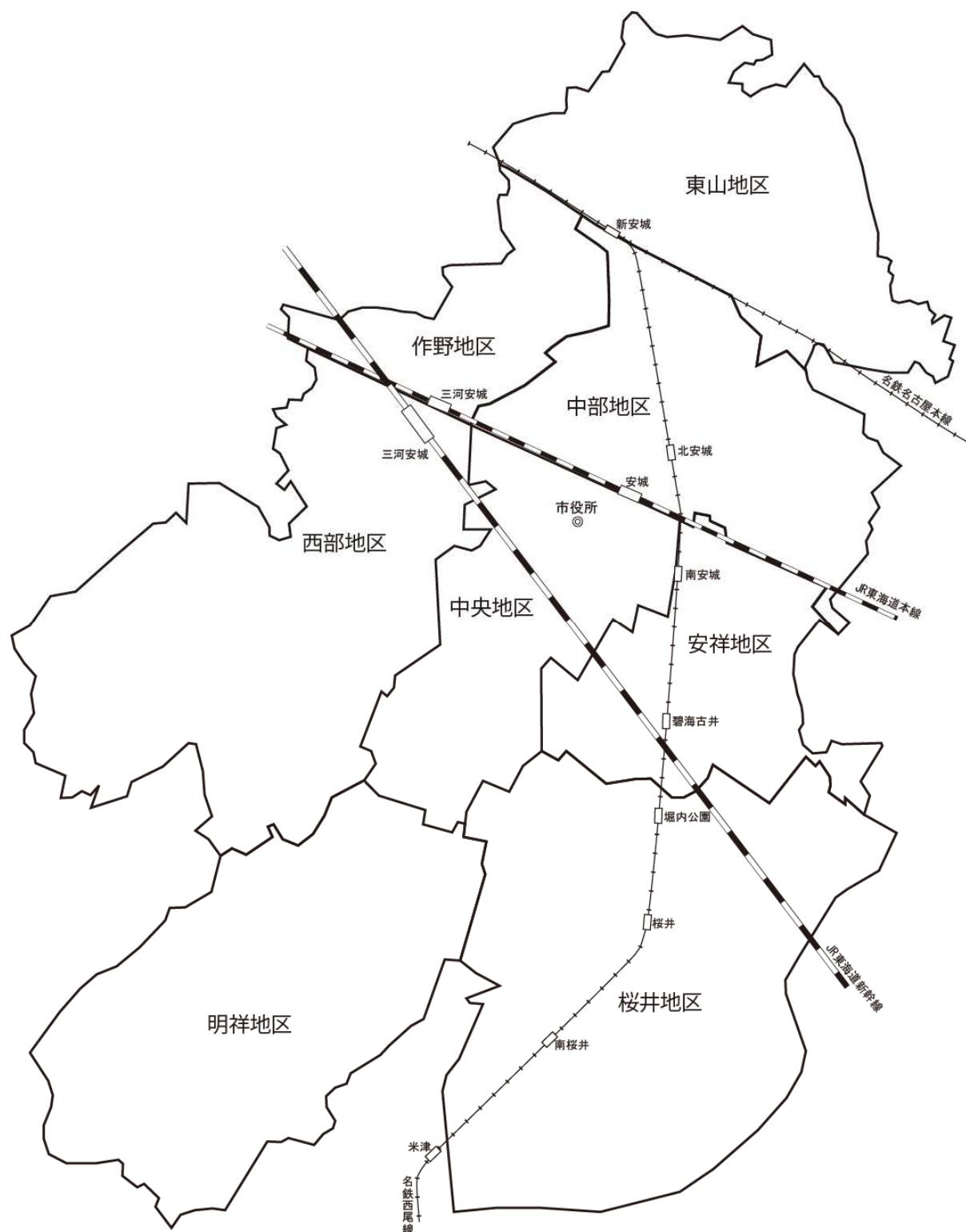
地域会議を通じて出された意見と町内福祉委員会ごとに策定した町内福祉活動計画の内容を踏まえ、地区社協の区域ごとに、地区の概況や町内福祉活動計画の方針、地区社協の福祉活動推進計画を整理しました。

内容は、次のとおりです。

表5－1 本章の構成

1 地区の概況	地区の概況は次の4項目によって構成されています。 (1)地区の位置、地域特性 (2)地区の現状 (3)町内福祉委員会の活動状況 (4)地区の主要課題
2 町内福祉活動計画の方針	各町内での地域会議で出された主な意見と検討結果を踏まえ、町内福祉活動計画の方針としてまとめてあります。 ※「☆:新規」は、今後、新たに取り組む活動方針の他、前計画の時点で策定されていなかったものも含んでいます。 ※「○:継続(充実)」は、前計画から継続するものです。
3 各地区社協の福祉活動推進計画	町内福祉活動計画を実現するために地区社協として支援すべき内容を福祉活動推進計画としてまとめてあります。

図5-1 地区社協の区域





5-1 東山地区

1 地区の概況

(1) 地区の位置、地域特性

市の北部に位置しており、名鉄名古屋本線から北側の豊田市、岡崎市、知立市に隣接する地域で、2町内会で組織する連合町内会と8町内会の計10町内会で構成されています。

名鉄新安城駅を中心とした市街地や旧東海道沿いに広がる住宅地、東部の農村地域と大きく分けて3種類の地域によって構成されています。

(2) 地区の現状

駅周辺のマンションやアパートが密集する地域では、町内会加入率が低く、住民同士の地域での関係が希薄化しています。

また、コロナ禍もあり、福祉活動ができず住民同士の交流が難しくなってきています。

その他、造成から約60年経った井畑、石橋の両住宅団地では高齢化率が40%に近く、特にひとり暮らし高齢者などに対する地域での見守り活動が必要とされています。



市指定天然記念物の東海道の松並木

[町内会・町内福祉委員会の状況]

町内会(10)	町内福祉委員会(9)
里、井畑、石橋、橋目、柿崎、尾崎、宇頭茶屋、浜屋、東栄、今本	里町福祉委員会、井畑福祉委員会、石橋福祉委員会、橋目町福祉委員会、柿崎町福祉委員会、尾崎町福祉委員会、宇頭茶屋町福祉委員会、浜屋町福祉委員会、東栄・今本町福祉委員会

[人口や世帯数等]

1 人口	24,302人
(1)14歳以下人口と割合	3,397人(14.0%)
(2)15歳～64歳人口と割合	16,139人(66.4%)
(3)65歳以上人口と割合	4,766人(19.6%)
2 世帯数	10,312世帯
3 避難行動要支援者支援制度登録者 ※(1)と(2)は重複の場合あり	619人
(1)ひとり暮らし高齢者数	296人
(2)障害者数	216人
(3)その他	114人
4 ひとり暮らし高齢者認定者数	297人

[地域資源]

①保育園(4)、認定こども園(2)、幼稚園(2)
②児童センター(1)、児童クラブ(8)
③小学校(3)、中学校(1)
④公民館(1)
⑤福祉センター(1)
⑥地域包括支援センター(1)
⑦介護保険サービス事業所(14)
⑧障害福祉サービス事業所(6)
⑨医療機関(医科7、歯科7)
⑩サロン(29)、生活支援・見守り協力店(153)
⑪老人クラブ(14)、子ども会(14)

(令和5年10月1日現在)

(3)町内福祉委員会の活動状況

各町内福祉委員会では、健康体操や健康講話といった高齢者の健康維持のための活動をはじめとして、住民の交流を目的としたサロンや昼食会などが行われ、多くの住民が参加しています。

また、高齢化の進む町内では、見守り活動だけでなく、生活支援についても取組が進められており、併せて対象者の実態把握や支援者の選定が行われています。



東栄・今本町福祉委員会「サロンすずめ」

(4)地区の主要課題

主要課題1 繼続的な見守り体制づくり

- ① ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯に加え、障害のある人や社会的弱者など支援が必要な人も増えているため、見守り対象を広くした活動が求められています。
- ② 見守り活動等を通して把握した情報を民生委員、老人クラブや評議員等の活動者同士で定期的に共有し、必要な支援方法等の検討が必要です。

主要課題2 活動の担い手の不足

- ① 地域住民の高齢化により支援が必要な人が増加し、福祉活動の必要性が高まっている一方で、活動者の高齢化や新たな人材がおらず特定の担い手への負担が増しているため、活動の継続が難しくなっています。
- ② 委員が毎年交代する町内福祉委員会も多く、活動が継続しにくい状況です。
- ③ 見守り活動等を継続的に行っていくために、組長や評議員等の町内役員も加えた見守り方法を検討するとともに、ボランティアや近隣住民などの協力者の発掘・育成が必要です。

主要課題3 誰もが参加しやすい交流事業の開催

- ① サロンには高齢者の参加が多いが、その他の世代の参加が少なく住民同士のつながりが希薄化しています。
- ② 子育て世代や若年世代が地域での関わりが深まるような取り組みが必要です。
- ③ 障害のある人や社会的弱者等と地域との顔の見える関係作りが必要です。



2 町内福祉活動計画の方針

町内福祉委員会名	地域会議で出た課題・意見	主な活動方針
里町 福祉委員会	①コロナ禍により「里みまもりたい」の活動ができなかった。 ②サロンには高齢者の参加が多く、その他の世代の参加が少ない。 ③子育て世代同士の交流の場がない。	○見守り活動「里みまもりたい」の活動の再開。 ○サロン活動のさらなる充実。 ☆子育て世代向けのサロンの開催。
井畑 福祉委員会	①ひとり暮らし高齢者以外の情報の把握ができない。 ②若い世代とのつながりが難しい。 ③災害時に誰がどのように対応するのか分からず。	○日中独居の方を対象者として見守り活動を拡大。 ○認知症の方へのサポートの実施。 ○子どもにもサロンに参加してもらい多世代の交流を図る。 ☆防災ボランティアによる支援体制の構築。
石橋 福祉委員会	①活動を支える町内役員やボランティアの負担が大きい。 ②どの事業や活動においても参加者が固定化している。 ③避難行動要支援者の支援を含め、災害発生時の対策が十分でない。	☆住民の協力による負担なく効率的な見守り活動の実施。 ☆ささえ隊活動の実施。 ☆世代や属性に限らず町内住民の誰もが集まる場づくりと新たなアイデア企画の実施。 ○防災組織のあり方の検討。
橋目町 福祉委員会	①若い世代との交流が少ない。 ②誰もが参加しやすい町内行事にしていきたい。 ③いざという時に役立つ防災訓練にしたい。	☆子どもと住民の交流の場の検討。 ○誰もが参加しやすい行事にするため他町の情報収集。 ○実践的な災害対策。

☆:新規 ○:継続(充実)



里町福祉委員会「東山サロン」



井畑福祉委員会「ハートフルケアセミナー」



石橋福祉委員会「喫茶ひだまり」



橋目町福祉委員会「町内会議」

第5章 地区ごとの地域福祉活動の推進

町内福祉委員会名	地域会議で出た課題・意見	主な活動方針
柿崎町 福祉委員会	①見守り情報を共有する手段が確立できていない。 ②子ども会未加入者が増え、各事業の存続や伝統の継承等が難しくなる。 ③災害時に実際に動けるように防災訓練を実施するべき。	○福祉委員会にて見守り活動状況の定期的報告と共有。 ☆子ども会役員の負担軽減と新規加入者を増やすための取組の検討。 ○防災訓練を含め各行事への要支援者の参加促進。
尾崎町 福祉委員会	①ひとり暮らし高齢者以外の見守りができない。 ②高齢者等の状況変化や支援のニーズがつかみにくい。 ③若い世代との交流がない。	○避難行動要支援者を対象として、見守りの体制を整える。 ☆様々な行事を活用して参加者に聞き取りを行い、必要なニーズを把握して支援につなげる。 ○福祉活動推進のための人材育成と発掘。
宇頭茶屋町 福祉委員会	①民生委員だけでなく組長等からも情報を得る仕組みが必要である。 ②高齢者しかサロンに参加しておらず、若い世代との交流がない。 ③防災訓練に避難行動要支援者の参加がほとんどない。	○見守り会議や福祉勉強会の開催。 ☆サロンでの定期的な体力測定実施による介護予防の強化と子どもも楽しめる企画の実施。 ☆避難行動要支援者を含め、あらゆる世代の防災訓練への参加促進。
浜屋町 福祉委員会	①サロンや行事の参加者が固定しており新たな参加者がない。 ②認知症についての理解が進んでいない。	○様々な町民が参加しやすい、魅力あるサロンの開催。 ☆見守り活動者に対する認知症サポートー養成講座の実施。
東栄・今本町 福祉委員会	①各団体や役職(評議員、民生委員、老人クラブ、町内会等)の活動内容が共有できていない。 ②サロン等の行事への参加者が固定化している。 ③見守り活動を含め地域のボランティア活動の担い手が不足している。	☆小単位での福祉委員会の定例開催にて見守り活動状況の情報共有。 ☆新規参加者が増えるような企画の検討及び周知方法の工夫。 ○住民自ら取り組む防犯、防災活動の推進及び住民の意識向上。 ○隣近所での見守り活動の推進。

☆:新規 ○:継続(充実)



柿崎町福祉委員会「柿の里・きっ茶ルーム」



尾崎町福祉委員会「健康体操サロン」



宇頭茶屋町福祉委員会「宇頭茶屋サロン」



浜屋町福祉委員会「浜屋サロン」



3 東山地区社協の福祉活動推進計画

東山地区社協では次の計画に基づき、福祉活動を推進します。

基本目標		具体的な取組	
		取組項目	取組内容
1 世代間交流や仲間づくりを促進し、地域における助け合いを支援します。		(1)各町内の状況に応じた提案活動の実施	<p>①情報提供や活動の提案 各町内福祉委員会の活動がより充実するよう、その町内に合った活動方法やサロン内容、生活支援活動や多世代交流の先進事例などを提案します。</p> <p>②見守り活動推進のための提案 対象者の状況把握をはじめ、日常生活の中で無理なく取り組める見守りや支援の方法を提案します。</p>
		(2)活動資金の助成と活用の提案	各町内の福祉活動が充実するよう、市社協一般会費への協力を啓発するとともに、町内福祉委員会に対して活動資金の助成や活用できる助成金の提案も行います。
		(3)町内福祉委員会と関係機関との連携支援	町内福祉委員会が専門機関や民間企業等と連携・協働できる活動の提案や支援をします。
2 住民の誰もが住み慣れた地域でいつまでも暮らせるよう、安全・安心のまちづくりを推進します。		(1)住民で解決が難しい課題を把握したときに対応できる体制づくり	住民で解決が難しい課題を把握したときは、生活支援・見守り協力店や地域包括支援センター等、様々な関係者が連携を深めて解決につながるよう住民を支援するとともに、その仕組みづくりを行います。
		(2)地域福祉活動に関する啓発	<p>①広報(地区社協広報紙の発行等) 地区社協広報紙の発行など、広報活動を通じて、地域福祉推進のための啓発を行います。</p> <p>②勉強会や講演会の開催 地域福祉活動の充実のための勉強会や講演会の開催をします。</p>
		(3)地域福祉活動の担い手となる人材の発掘と育成	地域の関係機関との連携、福祉センター事業や地区社協事業等を通して若い世代を含めた地域福祉活動の担い手となる人材の発掘を行います。



ぼらんていあ里
「ほほえみ会」



東山・中部・作野地区社協共催事業
「親と子どもの居場所づくり」



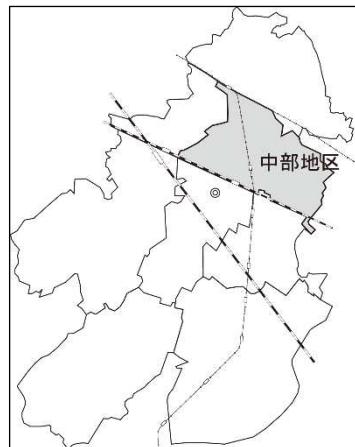
東山地区社協広報紙
「東山地区社協だより」

5-2 中部地区

1 地区の概況

(1) 地区の位置、地域特性

南側のJR東海道本線、北側の名鉄名古屋本線に挟まれた、市の中央から東側の地域で、15町内会で構成されています。地区の東部は田畠の広がる農村地域ですが、JR安城駅及び名鉄新安城駅周辺は、交通の便がよく、高層マンションが立ち並ぶ住宅地として都市化が進んでいます。また、市内で市営住宅が最も多い地区です。



(2) 地区の現状

マンションやアパートが多い都市化した地域では、町内会加入率が低く、住民同士のつながりが薄くなる傾向があります。町内会や子ども会に加入する世帯が減少するなど、住民同士の関係の希薄化や町内活動への無関心化は、どの町内でも共通した課題になりつつあります。

地区全体で高齢化が進んでいますが、特に農村地域では高齢化率が市内で上位となっている町もあります。



高層マンションのある
JR安城駅前

[町内会・町内福祉委員会の状況]

町内会(15)	町内福祉委員会(15)
今池、コープ野村新安城、池浦、新田、西別所、東別所、別郷、別所団地、北山崎、高木、大岡、山崎、明治本町、昭和、大東	今池町福祉委員会、コープ野村新安城福祉委員会、池浦町福祉委員会、新田連合福祉委員会、西別所町福祉委員会、東別所町福祉委員会、別郷町福祉委員会、別所団地町内会福祉委員会、北山崎町福祉委員会、高木町福祉委員会、大岡町福祉委員会、山崎町福祉委員会、明治本町福祉委員会、昭和町福祉委員会、大東町福祉委員会

[人口や世帯数等]

1 人口	27,998 人
(1)14歳以下人口と割合	3,604 人(12.9%)
(2)15歳～64歳人口と割合	17,572 人(62.8%)
(3)65歳以上人口と割合	6,822 人(24.3%)
2 世帯数	12,092 世帯
3 避難行動要支援者支援制度登録者 ※(1)と(2)は重複の場合あり	1,181 人
(1)ひとり暮らし高齢者数	598 人
(2)障害者数	363 人
(3)その他	240 人
4 ひとり暮らし高齢者認定者数	564 人

[地域資源]

①保育園(5)、認定こども園(4)
②児童センター(1)、児童クラブ(11)、あんぱーく(1)
③小学校(4)、中学校(1)、高等学校(2)、専門学校(1)
④公民館(2)、青少年の家(1)、市民交流センター(1)
⑤福祉センター(1)
⑥地域包括支援センター(1)
⑦介護保険サービス事業所(24)
⑧障害福祉サービス事業所(18)
⑨医療機関(医科 18、歯科 11)
⑩サロン(39)、生活支援・見守り協力店(76)
⑪老人クラブ(17)、子ども会(19)

(令和5年10月1日現在)



(3)町内福祉委員会の活動状況

各町内福祉委員会では、サロンなどのふれあい交流活動が活発に行われています。

見守り活動については、日頃の声かけなどの見守りに加え、福祉委員会での情報共有やサロン活動を通じた安否確認などを行っています。また、避難行動要支援者支援制度や福祉マップを活用し、高齢者等の要支援者を見守る体制作りが行われています。

高齢者世帯等の生活支援を行う仕組みがある町内福祉委員会もあり、お互いに助け合う気持ちを持ちながら活動を続けています。



西別所町福祉委員会「見守り訪問」

(4)地区の主要課題

主要課題1 持続的な見守り体制の構築、関係機関との連携

- ① 見守り活動において、民生児童委員が主体となっている地域が多く、民生児童委員に大きく負担がかかっています。住民を巻き込んだ見守り体制の構築が必要となっています。
- ② 子ども・障害・高齢・生活困窮といった多様化、複雑化された問題を解決することが難しくなっています。
- ③ 様々な問題が勃発する中で、関係機関との連携の方法を明確にする必要があり、迅速に対応できる関係づくりが求められています。

主要課題2 多世代間の交流と福祉意識の醸成

- ① 各町内福祉委員会において、高齢者向けの事業は行われてきましたが、働き盛りの住民や若い世代を対象とした事業や、福祉の学習会などの機会は少なく、多世代の福祉意識の醸成が必要となっています。
- ② コロナ禍の影響もあり、地域全体の世代間交流が減少しています。
- ③ 子どもたちに地域を支える担い手として活躍してもらえるよう、地域住民や地域の福祉サービス事業所と小学校、中学校、高校が連携する必要があります。

主要課題3 活動の担い手の不足と高齢化、次世代の活動者の発掘

- ① サロンなどのふれあい交流活動は活発に行われていますが、活動の担い手が高齢化し、特定の人や特定の世代に大きく負担がかかっています。
- ② 委員が毎年交代する町内福祉委員会も多くあり、活動の継続が難しい状況です。
- ③ 若い世代の担い手の発掘が難しい状況であり、新たに担い手となってもらえるよう、町内福祉委員会活動について住民に周知するなど、啓発活動の方法を検討していくなければならない状況です。

2 町内福祉活動計画の方針

町内福祉委員会名	地域会議で出た課題・意見	主な活動方針
今池町 福祉委員会	①地域住民を巻き込んだ見守り活動が必要である。 ②要支援者の実態に応じた支援について町内福祉委員会の役割の明確化が必要である。 ③活動のマンネリ化防止及び新規参加者増のための工夫が必要である。	☆町内会組織を活用した情報収集及び見守り活動の実施。 ☆個人情報の取扱い及び支援内容に応じた公的機関との役割分担の明確化。 ○魅力ある活動を実施するために体験的活動の組入。
cope野村新安城 福祉委員会	①集いの場や情報提供の場、各種相談対応など、コミュニティセンターロビーと空き家になった管理人室の有効利用を考える必要がある。 ②住民の福祉意識を醸成していくため、福祉委員会活動を周知する必要がある。	○コミュニティセンターロビーと元管理人室を子どもや高齢者の居場所としての活用を検討。福祉情報の提供、住民の意見や困りごとを把握し、支援する方法の模索。 ○広報のチームの立ち上げ、定期的な福祉委員会だよりの発行や掲示板での活動周知。
池浦町 福祉委員会	①見守りを必要としている方の把握や、見守り方法の再検討の必要がある。 ②誰もが気軽に集まれる居場所づくりや催しの検討の必要がある。 ③各種団体と連携した活動や情報共有も引き続き行う必要がある。	○支援を必要としている方の情報把握をするための、町内会等の情報の共有。 ○健康の維持向上を図るとともに、ふれあいの場など外出増の機会作り。 ○各種団体との連携による情報共有、見守り活動の充実。
新田連合 福祉委員会	①見守りをする中で、ひとりで対応するのが難しいケースがある。 ②サロンへ来て欲しい方への声掛けが必要である。 ③各種団体との連携による行事の継続と周知方法の検討が必要である。	○見守り活動者がひとりで対応が難しい場合、町内会との連携で対応。 ☆全世代に向けての様々な教室の開催を検討。 ☆学生ボランティアに情報が届く方法を検討。
西別所町 福祉委員会	①自然と全世代が集いたくなる居場所づくりを行いたい。 ②子育て支援が必要である。 ③支援する側、される側ではなく、相互理解が進むようにしたい。	○多世代が参加する町内イベントやサロンの実施と広報の充実。 ○子ども会との連携、困りごとの発掘。 ○町内の福祉施設との連携協力。

☆:新規 ○:継続(充実)



今池町福祉委員会
「健康体操教室」



cope野村新安城福祉委員会
「おしゃべり会」



池浦町福祉委員会
「ふれあい集会」



町内福祉委員会名	地域会議で出た課題・意見	主な活動方針
東別所町 福祉委員会	①サロンや町内のイベントに参加する人が固定化している。 ②犯罪の方法も多様化しているため、幅広い層の地域住民に最新の防犯の知識を習得してもらいたい。	○サロンの内容や開催頻度の検討、新規サロンの立ち上げの検討。 ○避難行動要支援者の避難訓練の再開。 ☆避難行動要支援者、支援者、高齢者、子どもなど、幅広い住民を対象とした防犯教室の実施。
別郷町 福祉委員会	①対象を高齢者に限らず、見守り活動や交流会を定期的に開催したい。 ②世代間交流の催しを開催することにより、人材発掘に努めたい。 ③生きがいづくりや困りごとを相談しやすい環境づくりを行う必要がある。	○避難行動要支援者への各行事のPRなど住民が参加しやすい工夫。 ☆高齢者教室や若い世代向けの介護保険関係の教室開催。 ○地域の子どもが安心して登下校できる活動の維持。
別所団地町内会 福祉委員会	①サロン参加者が固定化している。 ②ボランティア会員が高齢化し、特定の会員に負担がかかっている。	○定期的サロンの安定した開催。 ○困りごとや助け合いに必要な情報の把握と支援。 ☆若い世代との協議や連携、また福祉サービスや制度の教室開催。
北山崎町 福祉委員会	①避難行動要支援者支援制度を活用していきたい。 ②参加者減により廃止となった町内健 康体操教室に代わる事業が必要である。	○避難行動要支援者と支援者の交流会の開催。 ○避難行動要支援者支援制度を活用した機能的な防災訓練の充実。 ○幅広い世代を巻き込んだ、介護予防事業の推進。
高木町 福祉委員会	①サロン参加者が固定化し、新たな参加者が少ない。 ②高齢者教室だけではなく、若い世代への福祉関係の教室の開催が必要である。 ③各種団体と連携した行事の開催を検討したい。	☆若い世代の住民に、高齢福祉サービス制度を知ってもらえる機会を検討し、教室等を開催。 ○サロン活動を継続させつつ、参加者の増加方法の検討。 ○各種団体との連携による情報共有、行事の充実。

☆:新規 ○:継続(充実)



東別所町福祉委員会
「支援者会議」



別郷町福祉委員会
「ワイガヤサロン」



北山崎町福祉委員会
「サロン活動」

第5章 地区ごとの地域福祉活動の推進

町内福祉委員会名	地域会議で出た課題・意見	主な活動方針
大岡町 福祉委員会	①サロン参加者や地域福祉活動の担い手が高齢化している。 ②世代を超えた多くの住民がふれあう機会をつくりたい。	○前期高齢者向けの勉強会を企画し実施。 ○親子でサロンに参加してもらえる機会の創出。
山崎町 福祉委員会	①民生児童委員や住民の見守り情報を共有する機会が不足している。 ②町民が福祉の困りごとを気楽に相談できる体制がない。 ③フレイル対策の活動の充実を図りたい。	☆「見守りサークル」を立ち上げ、定期的な情報共有会を実施。見守り対象者家族、関係機関との連携。 ☆福祉相談員を配置し、各種福祉サービスの紹介、口利きの実施。 ○身体フレイル、社会的フレイル予防のセミナーの開催。
明治本町 福祉委員会	①世代間交流の新たなイベントの創設を検討する必要がある。 ②要支援者・地域支援者交流会の開催を今後も継続していきたい。 ③担い手が高齢化している。	○世代間での顔の見える関係づくりの継続、定期的イベントの開催。 ○サロンに若い子育て世代にも来てもらえるよう声かけの継続実施。 ○ボランティアが活動しやすい環境づくりと人材の発掘・育成。
昭和町 福祉委員会	①要支援者・地域支援者交流会の開催を今後も継続していきたい。 ②ボランティアが高齢化している。 ③サロンや町内行事に参加する人が固定化している。	○専門機関と連携した見守り活動。 ○ボランティアが活動しやすい環境づくりと人材の発掘・育成。 ○世代間での顔の見える関係づくりの継続、定期的イベントの開催。
大東町 福祉委員会	①町内にある福祉事業所施設との交流の復活を検討したい。 ②ボランティアが高齢化しているので、新たな人材発掘の必要がある。 ③高齢者が集える場づくりを継続して行う必要がある。	○福祉事業所との連携継続。 ○ボランティアが活動しやすい環境づくりと人材の発掘・育成。 ☆世代間交流を含めたイベントの内容の検討。

☆:新規 ○:継続(充実)



大岡町福祉委員会
「ハートフルケアセミナー
(高齢者のための健康管理)」



山崎町福祉委員会
「にこにこサロン」



北明治福祉委員会
(明治本町・昭和町・大東町)
「要支援者・地域支援者交流会」



3 中部地区社協の福祉活動推進計画

中部地区社協では次の計画に基づき、福祉活動を推進します。

基本目標	具体的な取組	
	取組項目	取組内容
1 町内の特色を活かした地域福祉活動の支援を行います。	(1)各町内の状況に応じた提案活動の実施	①情報提供や活動の提案 各町内福祉委員会の活動がより充実するよう、他地域の情報を提供するとともに、町内に合った活動方法や取組内容などを提案します。 ②見守り活動推進のための提案 町内の状況に合わせた見守り方法や支援体制づくりを提案します。 ③学習会の開催支援 各町内福祉委員会で開催する勉強会やイベントについて、講師情報の提供や開催方法を提案します。
	(2)活動資金の助成	各町内の福祉活動が充実するよう、市社協一般会費への協力を含め、町内福祉委員会やボランティア団体に対して活動資金の助成を行うとともに、活用できる助成金等の情報を提案します。
	(3)町内と関係機関との関係づくり	町内と関係機関、福祉施設、民間企業等が連携、協働できるよう活動の提案、支援を行います。
2 誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進するための環境づくりを行います。	(1)住民だけでは解決が難しい課題に対応できる体制づくり	市や地域包括支援センターなどの関係機関との連携を強化し、住民だけでは解決が難しい課題が発生したときに、住民と関係機関、生活支援・見守り協力店等が協働で課題に取り組む体制づくりを進めます。
	(2)地域福祉活動に関する啓発	①広報(地区社協広報紙の発行等) 各町内が取り組む地域福祉活動の紹介や福祉の情報を発信することを通じて、地域福祉活動の啓発を行います。 ②講演会や学習会の開催 地域福祉や防災、防犯、認知症、介護予防など多様なテーマで、地区の課題に応じた講演会や学習会を開催し、地域福祉活動の啓発を行います。
	(3)地域福祉活動の担い手となる人材の発掘と育成	中部福祉センターや地区内の公民館、各種団体などと連携しながら、地区社協事業を通じて地域福祉活動の担い手となる人材の発掘や育成を行います。

5-3 作野地区

1 地区の概況

(1) 地区の位置、地域特性

市の北西に位置しており、刈谷市と知立市に隣接し、1連合町内会と4町内会で構成されています。

井杭山町と二本木地区は旧依佐美村から分離して安城市に編入され、住吉町は今村地区から区画整理によって誕生するなど、それぞれ異なる由来を持つ地域で構成されています。

名鉄やJRの駅近くにあり、交通の便が良いため、住宅地が多く、JR三河安城駅周辺には、高層マンションが建ち並んでいます。



(2) 地区の現状

町内会、町内福祉委員会の他に、自助グループ等が集いの場を作るなどして、住民交流の場が多く存在しています。また、複数の町内会協力のもと運営されているお祭りなどもあり、地区内の町内間交流も活発です。マンションやアパートが多い都市化した地域では、町内会加入率が低く、住民同士のつながりが薄くなる傾向があります。町内会や子ども会に加入する一方で、外国人住民、夜勤労働者、単身者など多様な住民が混在し、住民の入れ替わりが多いため、問題を抱えている住民の把握がしにくいという課題があります。このような方々と地域との関わりが希薄にならないように、地域住民同士の顔の見える関係作りと、見守り体制の強化を目指す必要があります。

[町内会・町内福祉委員会の状況]

町内会(7)	町内福祉委員会(5)
住吉、篠目、井杭山、美園、二本木 新町、三河安城、依佐美・美園住宅	住吉町福祉委員会、篠目福祉委員会、井杭山町福祉委員会、 二本木連合福祉委員会(作野地区)、依佐美・美園住宅福祉委員会

[人口や世帯数等]

1 人口	24,316人
(1)14歳以下人口と割合	3,325人(13.6%)
(2)15歳～64歳人口と割合	16,477人(67.8%)
(3)65歳以上人口と割合	4,514人(18.6%)
2 世帯数	10,616 世帯
3 避難行動要支援者支援制度登録者 ※(1)と(2)は重複の場合あり	682人
(1)ひとり暮らし高齢者数	324人
(2)障害者数	232人
(3)その他	138人
4 ひとり暮らし高齢者認定者数	337人

[地域資源]

①保育園(4)、認定こども園(2)
②児童センター(1)、児童クラブ(5)
③小学校(2)、中学校(1)
④公民館(1)
⑤福祉センター(1)
⑥地域包括支援センター(1)
⑦介護保険サービス事業所(26)
⑧障害福祉サービス事業所(14)
⑨医療機関(医科17、歯科11)
⑩サロン(28)、生活支援・見守り協力店(46)
⑪老人クラブ(5)、子ども会(9)

(令和5年10月1日現在)



(3) 町内福祉委員会の活動状況

新型コロナウイルス感染拡大で対面での交流が抑制される中でも工夫して活動を続け、高齢者の通い・交流の場などを継続させてきました。現在では、地域住民の憩いの場として喜ばれています。

近年は介護予防にも力を入れ、定期的に勉強会や専門職による講習会を開催し、住民に対し、福祉や健康などについて啓発活動を行っています。また、主に未就学児とその親世代を対象としたサロンの開催や、子ども会活動への協力など、子どもや子育て世帯への支援を図るとともに、世代間交流にもつなげようとしています。



井杭山町福祉委員会
「ぬくぬくカフェ」

(4) 地区の主要課題

主要課題1 住民同士の顔の見える関係作りと世代間交流が図れる活動

- ① サロン等において、既存の参加者同士の関係が強くなり、新しい方が参加しにくい環境が生まれています。新しい方が参加しやすい環境を作り、誰もが楽しめる居場所作りに努めることが必要です。
- ② 避難行動要支援者支援制度を地域で推進するため、日頃から住民同士が交流し、要支援者と支援者が顔の見える関係を構築する必要があります。
- ③ 多世代が参加する子どもの居場所作りや子育て世代向けのサロンの開催など、子どもや子育て世帯への支援の充実が必要です。



依佐美・美園住宅福祉委員会
「にこにこサークル」

主要課題2 地域住民への健康や福祉の啓発

- ① 専門職の協力を得て、高齢者がいつまでも元気でいられるよう、介護予防やフレイ儿予防の啓発や運動機会の創出が必要です。
- ② 定期的に福祉課題についての勉強会や、専門職を招いて講習会を開催する等、課題に対し福祉啓発活動を行い、地域福祉への当事者意識を高める必要があります。

主要課題3 見守り活動の充実と課題発掘の強化

- ① 見守り活動を積極的に展開するために、専門職の協力を得て、町内福祉委員会の委員をはじめ、住民の理解をより深めることができます。
- ② 困りごとを抱える人を発見し、問題の解決に向け、支え合う仕組みを作ることで誰もが地域で生活できる支援が必要です。
- ③ 町内会未加入者など、情報の把握が困難な方を発見し、必要に応じて専門機関と共有し、見守り活動など必要な支援につなげることが重要です。

2 町内福祉活動計画の方針

町内福祉委員会名	地域会議で出た課題・意見	主な活動方針
住吉町 福祉委員会	①夏休みの子どもの居場所作りや子育て世帯への支援ができると良い。 ②元気な高齢者が増えると良い。 ③特に町内会未加入者への見守りが不十分である。	○子育て世代への支援や子どもを対象とした行事の充実。 ○介護予防への取り組み。 ☆見守り会議の定期的な開催と、見守り活動の充実。
篠目 福祉委員会	①子どもや子育て世代への支援がもっとできたら良い。 ②外部団体と協働で、福祉委員会の活動がもっと活発になると良い。 ③災害に備えるために、充実した防災訓練を行いたい。	○既存のサロンや事業の充実。子ども会行事への協力。多世代交流のできる行事の開催。 ☆ボランティア団体や企業などと行事を企画・開催。 ○住民の防災意識を高めるための訓練と防災マップの修正。
井杭山町 福祉委員会	①子ども会が解散し、子どもや子育て世代への支援が不十分である。 ②新しい市営住宅での見守りを継続して行うことが必要である。 ③住民に福祉や健康について啓発できると良い。	○子どもや子育て世帯が参加しやすい行事の実施。 ☆市営住宅自治会と連携し、市営住宅での新たな見守り体制を構築。 ○機会をとらえ、住民に対し、講座や勉強会を開催し、啓発を行う。
二本木連合 福祉委員会 (作野地区)	①地域支援者が登録されていない要支援者が多い。 ②行事やサロンに参加しない人と関わる機会がない。 ③継続的・効果的な防災訓練ができていない。	○見守りマップの見直しと地域支援者の登録推進。 ☆「困ったとき安心ファイル」を作成し、個別訪問などを行う。 ☆継続的に防災活動に関わる人材の育成と組織づくり。
依佐美・美園住宅 福祉委員会	①住民の出入りが激しく、どんな住民がいるのかよく把握できていない。 ②既存のサロンを充実させ、もっと周知したい。 ③外国籍の方にも行事に参加してほしい。	○住民情報を集め、整理し、ニーズを把握。 ☆サロン活動者の意見交換・交流の機会の創設。 ☆外国人向けにサロンや行事を多言語で周知。

☆:新規 ○:継続(充実)

住吉町福祉委員会
「フレイル予防講座」篠目福祉委員会
「おやこカフェ」二本木連合福祉委員会(作野地区)
「ふれあいウォーキング」



3 作野地区社協の福祉活動推進計画

作野地区社協では次の計画に基づき、福祉活動を推進します。

基本目標		具体的な取組	
		取組項目	取組内容
1 安心して暮らせる 福祉のまちづくり を推進する支援 を行います。		(1)各町内の状況に 応じた活動への 助言	<p>①情報提供や活動の提案 先進的な他地域の情報を提供したり、視察・交流会をとおして、より充実した福祉活動のための提案を行います。</p> <p>②充実した活動推進のための提案 町内会未加入者や外国人など情報の把握が困難な方への支援事例をもとに協働して見守り活動を推進します。</p>
		(2)活動資金の助成	効果的な福祉活動が行えるように、各町内福祉委員会に対して活動資金の助成を行います。
		(3)地域資源の発掘 と協働できる体 制づくり	商店やボランティア団体、企業などのさまざまな地域資源を発掘し、協働して福祉活動が行えるよう支援します。
2 福祉のまちが発 展し、福祉活動が 継続できるよう環 境づくりを行いま す。		(1)住民で解決が難 しい課題が発生 した時に対応で きる体制づくり	地域課題を見つけることができるよう、地域住民の方々との交流の機会を多く持ります。課題を共有したうえで、住民の方や関係機関と協働し、課題解決ができるような体制をつくります。
		(2)地域福祉活動に 関する啓発	<p>①広報(地区社協広報紙の発行等) 地区社協だよりや事業を通じて、各町内が取り組む地域福祉活動への理解が得られるよう広報し、啓発を行います。</p> <p>②勉強会や講演会の開催 地域福祉活動の輪が広がるような講演会・勉強会を開催します。</p>
		(3)地域福祉活動の 担い手となる人 材の発掘	事業の開催や啓発活動などを通じて、地域福祉活動の担い手となる人材の発掘を行い、育成をします。



作野地区社協
「福祉講演会」



作野地区社協
「地域福祉活動勉強会」



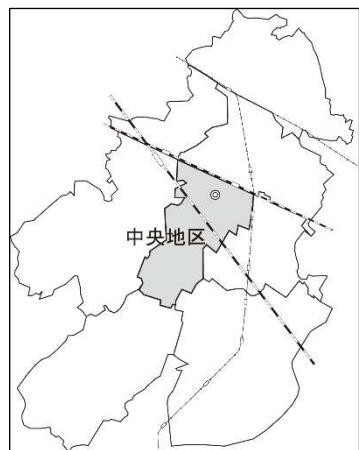
作野地区社協広報紙
「あつたか地域さくの」

5-4 中央地区

1 地区の概況

(1) 地区の位置、地域特性

中央地区は、市のほぼ中央に位置し、15町内会で構成されています。JR安城駅、名鉄南安城駅、市役所、アンフォーレなどがあり、JR安城駅前の中心市街地と商店街を取り囲むように立地する住宅地、一部の農村地域で構成されています。



(2) 地区の現状

駅前商店街は、失われた賑わいや店主の高齢化などの問題の解決と新たな活力を発揮するため3つの商店街が合併し、つながる商店街として誕生しました。

大型プロジェクトの区画整理が進み、所属町内会の変更もありましたが、新しいまちでのつながりが少しずつ構築されています。

また、多くの町内では、安否確認訓練や防災訓練を行うなど、災害時の要配慮者への対応が行われています。



安城七夕まつりのアンフォーレの風景

[町内会・町内福祉委員会の状況]

町内会(15)	町内福祉委員会(15)
栄町、御幸、本町、本通り、朝日町、相生、未広、花ノ木、日の出、南町、百石、城南、大山、横山、赤松	栄町福祉委員会、御幸福祉委員会、本町福祉委員会、本通り福祉委員会、朝日町福祉委員会、相生町福祉委員会、未広町福祉委員会、花ノ木福祉委員会、日の出福祉委員会、南町福祉委員会、百石町福祉委員会、城南町福祉委員会、大山町福祉委員会、横山町福祉委員会、赤松町福祉委員会

[人口や世帯数等]

1 人口	30,442人
(1)14歳以下人口と割合	3,915人(12.9%)
(2)15歳～64歳人口と割合	20,247人(66.5%)
(3)65歳以上人口と割合	6,280人(20.6%)
2 世帯数	13,379 世帯
3 避難行動要支援者支援制度登録者 ※(1)と(2)は重複の場合あり	960 人
(1)ひとり暮らし高齢者数	439 人
(2)障害者数	376 人
(3)その他	161 人
4 ひとり暮らし高齢者認定者数	424 人

[地域資源]

①保育園(3)、認定こども園(3)、幼稚園(1)
②児童センター(1)、児童クラブ(6)
③小学校(2)、中学校(1)、高校(2)、専門学校(3)、専修学校(1)
④文化センター(1)、市民会館(1)、公民館(1)
⑤福祉センター(1)、社会福祉会館(1)、アンフォーレ(1)
⑥地域包括支援センター(1)
⑦介護保険サービス事業所(31)
⑧障害福祉サービス事業所(42)
⑨医療機関(医科 28、歯科 22)、保健センター(1)
⑩サロン(32)、生活支援・見守り協力店(68)
⑪老人クラブ(13)、子ども会(13)

(令和5年10月1日現在)



(3)町内福祉委員会の活動状況

各町内福祉委員会では、見守り活動とふれあい交流活動、勉強会、高齢者への生活支援などが主に行われています。

見守り活動では、避難行動要支援者支援制度や福祉マップを活用した、地域での高齢者等の要支援者を見守る体制づくりと活動が行われています。

ふれあい交流活動として、すべての町内福祉委員会で多世代交流イベントや高齢者の居場所づくりとしてサロンなどが開催されています。

勉強会は、サロンや福祉委員会などで、福祉や防災、認知症、介護予防などのテーマを中心を開催され、要支援者と支援者の両者への見守りの啓発、支援者の発掘、育成が行われています。

高齢者のゴミ出しなど、生活支援を行う町内福祉委員会も数多く見られます。また、その他にも個別に生活支援の対応をしているところもあります。



中央地区社協「第2回地域会議」

(4)地区の主要課題

主要課題1 活動の担い手の負担集中と次世代の活動者の発掘・育成

- ① 活動者の高齢化が進んでいる中、活動の継続が難しくなっていますが、新しい人員が見つからず、特定の担い手への負担が大きい傾向があります。
- ② 活動を継続・維持するために、多世代交流事業などを通して、若い世代の活動者の発掘・育成が急務となっています。

主要課題2 サロン活動などの交流活動の参加者の固定化

- ① 各町内でふれあい交流を目的にサロンを開催していますが、男性の参加者が少なく、また、新規の参加者は伸び悩み、参加者は固定化しています。
- ② 地域から孤立しがちで、サロン活動に参加していただけると良いと思われる方の参加は少ない傾向です。

主要課題3 地域の防災への意識の高いまちづくり

- ① 住民の防災に対する意識差があり、また防災訓練時の参加者は少ない傾向にあるため、様々な世代への啓発の必要があります。
- ② 避難行動要支援者支援制度の効果的運用ができておらず、災害弱者に対する発災時のきめ細かい支援体制ができていない状況です。

2 町内福祉活動計画の方針

町内福祉委員会名	地域会議で出た課題・意見	主な活動方針
栄町 福祉委員会	①サロン参加者の固定化が気になる。 ②防災訓練時にそれぞれの意識付けが必要である。	○小規模町内会を活かして顔のみえる関係づくりを行い、サロンへの声掛けを実施。 ○防災訓練時、防災グッズの配布など、意識付け・啓発の実施。
御幸 福祉委員会	①ニーズ把握を行い、困っている家族への支援を行う。 ②新しい生活支援の形を考えていきたい。	○訪問のチャンスを生かし、ニーズ把握を行うとともに、家族が遠方の方への支援体制づくりの検討。 ○新事務所を生かしたサロン活動等の実施。買い物ツアー等の実施検討。
本町 福祉委員会	①拠点がなく、活動を行っていくうえで難しいことが多い。 ②セキュリティがしっかりしているマンションでは訪問が難しい。	○サロン活動や見守り活動などを工夫しながら実施。 ○要支援者が一目でわかるよう、マップの更新継続。
本通り 福祉委員会	①サロン活動での新しい参加者を増やしたい。多世代の方が興味の持てる会を開催したい。 ②災害時の対応を考えていきたい。	☆多世代の方が興味を持てる会の開催。ティータイムや子ども食堂などの開催。 ☆防災に関する意識を高める環境づくり。
朝日町 福祉委員会	①福祉マップを作成したが、十分な見直しができていない。 ②町内会に加入していない要支援者の状況が把握できない。	○困りごとを抱えた住民(引きこもり、ヤングケアラー等)の支援の検討。 ○自然とお互いを見守る体制作りの検討。

☆:新規 ○:継続(充実)



栄町福祉委員会「ふれあいサロン」



御幸福祉委員会「ふれあいサロン」



本町福祉委員会「ラジオ体操」

本通り福祉委員会
「ふれあいサロン」朝日町福祉委員会
「健康麻雀サロン」



町内福祉委員会名	地域会議で出た課題・意見	主な活動方針
相生町 福祉委員会	①コロナ禍で行事の参加者が減少、また参加者が固定化している。 ②活動者の入れ替わりがあり、マンパワー不足、若い世代の活動者が少ない。	○要支援者の町内行事への参加を促すため、お誘い活動を実施。 ○新たな人材の発掘、育成を目指し、組織体制を強化するため検討。
末広町 福祉委員会	①障害のある人、子ども等への支援が十分ではない。 ②認知症、障がいなどがあっても、住みやすいまちであって欲しい。	○地域の障害のある人、子ども等へのあいさつ運動の推進。 ○合理的配慮が自然とできるような仕掛けづくりを検討。
花ノ木 福祉委員会	①区画整理での避難行動要支援者とのつながりの見直しが必要である。 ②多くの目、世代間での見守りが必要である。みんなが気軽に集える花ノ木にしていきたい。	○支援者の状況を確認し、必要に応じて新たに近隣住民に支援を依頼。マップの更新継続。 ○子どもも意識したサロン日の変更を行い、世代間交流の促進。
日の出 福祉委員会	①サロンを通じて、地域とのつながりの大切さを知ってもらいたい。 ②子育て世代と協力して世代間交流をしていきたい。	○日の出町の歴史の継承をサロン会を通じて行うとともに、多世代間交流の実施。 ○子育て世代と福祉委員会の共催事業の実施。
南町 福祉委員会	①子育て世代を活性化し、町内の活性化にもつなげていきたい。 ②困りごとを積極的に受けとれるような、見守り活動を行っていきたい。	☆子育て世代の住民も参加しやすい環境づくりをし、顔のみえる関係づくり。 ○訪問カードなどを利用し、困りごとの相談を受けとめる制度の充実。

☆:新規 ○:継続(充実)



相生町福祉委員会「お茶のみサロン」



末広町福祉委員会「ふれあいサロン」



花ノ木福祉委員会「ふれあいサロン」



日の出福祉委員会
「ふれあいサロン」



南町福祉委員会
「ハートフルケアセミナー」

第5章 地区ごとの地域福祉活動の推進

町内福祉委員会名	地域会議で出た課題・意見	主な活動方針
百石町 福祉委員会	①老人クラブや町内会の加入者が減少し、役員の担い手がいない。 ②町内会、老人クラブ、福祉委員会の活動内容の共有が不十分である。	○運営者の負担軽減と子どもや若い世代が参加しやすい行事の検討。 ○老人クラブ、町内会、福祉委員会のつながりを深め、見守りを強化。
城南町 福祉委員会	①見守りが必要な方の掘り起こしが十分にできていない。 ②災害時における要配慮者への支援の検討が十分ではない。	☆組ごと班ごとマップ作りを通して、ご近所での助け合いの強化。 ☆専門職と連携し、個別避難支援計画が発災時に機能するよう検討。
大山町 福祉委員会	①担い手不足である中で、地域で行うことを考えていく。 ②サロン活動がコロナ禍より復活するものの参加者が減ってきている。	○世代間交流を図るとともに、地域の中でできることの実施。 ○いろいろな世帯の町民が参加しやすく、魅力あるサロンを開催する。毎週型サロンの継続。
横山町 福祉委員会	①各活動スタッフの高齢化が進んでいるが、新しい人員が入ってこない。 ②災害時に対応できるようにしたい。	○人材の発掘と育成。 ○町内の部会同士の連携、他町内会や施設・機関(市・小学校・社協等)との連携を検討。
赤松町 福祉委員会	①次世代への働きかけ不足で、活動者及び役員のなり手がいない。 ②通いの場が町内の様々な場所にあると良い。	○多世代交流事業を通して、新たな人材発掘と育成。 ○通いの場での見守りを充実させるため、ワンコイン食堂を実施。

☆:新規 ○:継続(充実)



百石町福祉委員会
「一人暮らし高齢者交流会」



城南町福祉委員会
「防災食づくりサロン」



大山町福祉委員会
「ふれあいサロン」



横山町福祉委員会
「おこしものづくり」



赤松町福祉委員会
「ふれあいサロン」



3 中央地区社協の福祉活動推進計画

中央地区社協では次の計画に基づき、福祉活動を推進します。

基本目標		具体的な取組	
		取組項目	取組内容
1	住民に寄り添う福祉活動の展開を支援します。	(1)各町内の状況に応じた提案活動の実施	①情報提供や活動の提案 ふれあい交流活動、サロン活動の方法や講師、内容などを提案します。生活支援の活動について提案します。 また、各町内福祉委員会の活動状況に応じて地域資源や他地域の情報を提供します。 ②見守り活動推進のための提案 町内の状況に合わせた見守り方法や、日常生活の中で無理なく取り組める見守り方法、関係機関との連携方法を提案します。 ③様々な活動と連携した福祉活動の提案 防災活動や防犯活動、環境美化活動など、様々な活動と連携した福祉活動を提案します。
		(2)活動資金の助成	町内の福祉活動が充実するよう、市社協一般会費への協力を含め、各町内福祉委員会に対して活動資金の助成を行います。
		(3)住民に相談してもらえる関係づくり	町内福祉活動が個別の困りごとにより充実した対応ができるよう支援します。
2	町内の福祉活動の課題を様々な組織、機関が連携し、対応できる環境づくりを行います。	(1)住民だけでは解決が難しい課題に対応できる体制づくり	市や地域包括支援センターなどの関係機関と連携し、町内での解決が難しい課題に町内と連携して対応できる体制をつくります。
		(2)地域福祉活動に関する啓発	①広報(地区社協広報紙の発行等) 地区社協広報紙の発行など、広報活動を通じて、各町内が取り組む地域福祉活動への理解が得られるよう啓発を行います。 ②勉強会や講演会の開催 地域福祉の充実のため、福祉や防災、認知症、介護予防などをテーマに勉強会や講演会を開催します。 ③多様な地域資源との連携 生活支援・見守り協力店や学校などと連携することで、福祉活動の啓発を行います。
		(3)地域福祉活動の担い手となる人材の発掘	総合福祉センターやボランティアなどと連携して地域福祉活動の担い手となる人材や地域資源の発掘を行います。

5-5 安祥地区

1 地区の概況

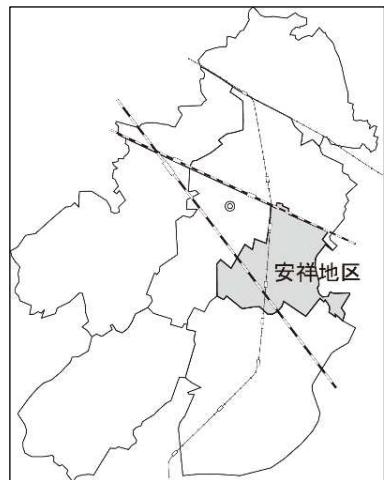
(1) 地区の位置、地域特性

「安城」という名称の由来といわれる地域であり、市の東部に位置し、9町内会で構成されています。

古くからの農村地域と、名鉄西尾線沿線の住宅地や公営住宅があり、特に公営住宅では高齢者や外国人住民が増えているなど、従来からの住民と転入者が混在する地域となっています。

(2) 地区の現状

従来からの住民が多い地域では3世代同居も多く、住民同士のつながりも保たれています。しかし、地区全体では高齢者世帯やひとり暮らし高齢者、日中独居など支援の必要な世帯も増えています。また、公営住宅では単身者、高齢者、外国人住民が増えたことなどにより、地域活動への理解や協力を得ることが難しくなりつつあります。



市指定遺跡である安祥城址

[町内会・町内福祉委員会の状況]

町内会(9)	町内福祉委員会(9)
上条、土器田、西尾、秋葉、東尾、河野、古井、古井新町、古井住宅	上条町福祉委員会、土器田福祉委員会、西尾福祉委員会、秋葉福祉委員会、東尾福祉委員会、河野町福祉委員会、古井町福祉委員会、古井新町福祉委員会、古井住宅福祉委員会

[人口や世帯数等]

1 人口	19,476人
(1)14歳以下人口と割合	2,473人(12.7%)
(2)15歳～64歳人口と割合	12,398人(63.7%)
(3)65歳以上人口と割合	4,605人(23.6%)
2 世帯数	8,316世帯
3 避難行動要支援者支援制度登録者 ※(1)と(2)は重複の場合あり	834人
(1)ひとり暮らし高齢者数	425人
(2)障害者数	285人
(3)その他	143人
4 ひとり暮らし高齢者認定者数	415人

[地域資源]

①保育園(2)、幼稚園(1)
②児童センター(1)、児童クラブ(5)
③小学校(2)、中学校(1)
④公民館(1)
⑤福祉センター(1)
⑥地域包括支援センター(1)
⑦介護保険サービス事業所(29)
⑧障害福祉サービス事業所(11)
⑨医療機関(医科 5、歯科 9)
⑩サロン(34)、生活支援・見守り協力店(43)
⑪老人クラブ(8)、子ども会(8)

(令和5年10月1日現在)



(3)町内福祉委員会の活動状況

各町内福祉委員会では、見守り活動や多世代交流を目的としたふれあい交流活動、介護予防や健康維持のための学習会や啓発など、様々な活動が行われています。

見守り活動では、避難行動要支援者支援制度などを活かして、見守り対象者の把握や選定などが推進されており、必要な支援について関係機関との連携ができつつあります。また、サロンに子どもを招待したり、多世代交流イベントを開催するなど、地域全体で交流できる場づくりが広がっています。



安祥地区社協「第2回地域会議」

(4)地区の主要課題

主要課題1 お互いに助け合いのできる体制づくり

- ①ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯に加え、ひとり親や外国人住民の世帯も増加しており、それぞれの困りごとへの対応が難しくなってきています。
- ②住民の困りごとに対し、分野を問わず関係機関と連携しながら、必要な情報を伝え合ったり、助け合える体制を整える必要があります。

主要課題2 活動の担い手への負担集中と後継者の育成

- ①担い手の高齢化や外国人住民の増加などにより、組織の様々な役割や活動を支える人材が限られており、担い手の負担が大きくなっています。
- ②活動継続のために、将来を見据えた後継者の育成が必要です。

主要課題3 参加しやすい地域行事の検討

- ①地域行事に男性や若年世代の参加が少ないことや、参加者が固定化していることから、全ての住民に情報が行き届いていないことや、活動内容等が住民のニーズに合っていないことが考えられます。
- ②住民の誰もが、地域行事の情報をキャッチできるように、周知方法の検討が必要です。
- ③誰でも地域行事に参加できるような、活動内容等の工夫が必要です。



上条町福祉委員会
「福祉委員会」



土器田福祉委員会
「外国人向けゴミの出し方勉強会」



西尾福祉委員会
「お茶処「おいでん」」

2 町内福祉活動計画の方針

町内福祉委員会名	地域会議で出た課題・意見	主な活動方針
上条町 福祉委員会	①地域活動できる人材が限られ、負担が集中している。 ②各種行事への参加者が固定しており、地域全体の交流や各世代の困りごとなどの状況把握が難しい。 ③災害時の避難場所の確保が難しく、避難経路の検討ができていない。	○地域全体を意識し、世代を越えた交流活動の充実。 ○困りごとや助け合いに必要な情報の把握と支援をするために関係機関との連携を強化。 ○防災マップの整備や、防災意識向上のための研修会を実施。
土器田 福祉委員会	①外国人住民が増え、住民全体の交流が不足している。 ②住民の約半数が外国人であるため、地域活動の理解が得られにくい。 ③サロン参加者が固定化している。	○顔の見える関係づくりのため、普段からの声かけ運動とゴミ出し時の安否確認の実施。 ☆外国人住民との協力体制づくり。 ○生活する仲間として、多世代、外国人住民が交流できる場の提供。
西尾 福祉委員会	①福祉委員と民生委員との連携を強化したい。 ②困りごとを抱える住民に、必要な情報や支援が届いていない。 ③サロン参加者は高齢者ばかりで、若い世代の参加が少ない。	☆サロン活動の拡充。特に子育て世代に来てもらえるよう周知。 ○多世代の交流を通して行う人材確保と育成。 ○住民が相談しやすい環境づくりのため、関係機関との連携を強化。
秋葉 福祉委員会	①外国人住民との交流や地域活動への理解を得るのが難しい。 ②高齢化や外国人住民の増加に伴い、地域活動の担い手が不足している。 ③ひとり親世帯が増加しており、子どもやその親への支援の検討が必要。	○外国人住民や子ども、高齢者誰もが参加し交流できる行事の提供。 ○住民が福祉について学ぶ機会を持つよう学習会等の実施。 ○子どもの安全確保のため、巡回パトロールを実施。
東尾 福祉委員会	①住民に福祉委員会活動をより知つてもらいたい。 ②災害時の支援や見守り活動に関する情報の把握や共有が必要である。 ③住民全員の安全、防犯のため、さりげない見守りを行いたい。	○支援が必要な人の把握と見守り活動の強化。 ☆福祉的要素をもった町内の他団体との連携。 ☆こどもや障害のある人、高齢者を日常的に見守ることができるような見守り活動の啓発。

☆:新規 ○:継続(充実)



秋葉福祉委員会
「ハートフルケアセミナー」



東尾福祉委員会
「スポーツサロン」

河野町見守り活動緊急連絡ルート		
①(本人)	氏名	血縁型
住所		
電話番号	生年月日	
特記事項		
②(報告連絡先(組織))		
氏名	組織	住所
電話番号	連絡電話	
③(地域支障連絡先(お隣又は隣組付き合い))		
氏名	お隣	電話番号
住所	連絡電話	
④(内閣府基幹連絡先)	氏名	電話番号
内閣府	連絡電話	
聯合国		

※ひとりでいる時に、体調等が悪くなられた場合は、119番 又は 上記の①～④の方々に連絡してください。
できる限り、自分で対応していただきます。

河野町福祉委員会
「見守り活動緊急連絡ルート」



町内福祉委員会名	地域会議で出た課題・意見	主な活動方針
河野町 福祉委員会	①小さな集落であり、住民同士が顔見知りである。 ②町内会や町内行事の担い手が不足している。 ③見守り活動緊急連絡ルートを対象者に年1回訪問して配布している。	○活動者の負担にならないような多世代交流の実施。 ○困りごとの相談先を周知し、必要に応じて、関係機関と連携。 ○見守り活動緊急連絡ルートの訪問による配布の継続と定期的な見直しを実施。
古井町 福祉委員会	①毎月の見守り定例会を開催し、地域支援者と情報交換を行っている。 ②高齢者数が増えることで、軽度の生活支援が必要な人の増加が見込まれる。 ③近所付き合いの希薄化もあり、町内の要支援者の把握が困難。	☆活動者の発掘、育成のため、福祉体験学習会を実施。 ○地域支援者や関係機関と連携した見守り活動の継続。 ☆サロン活動の継続と内容の充実。 ○全世帯の安否確認を基礎とした防災訓練の継続実施。
古井新町 福祉委員会	①内容を工夫しながらサロンを毎月継続実施しているが、移動手段についての検討が必要。 ②青パトを活用した安否確認が十分でない世帯があった。 ③町内行事への若年層の参加や子ども会役員の担い手が不足している。	☆ひとり暮らし高齢者に限らず、障がい者なども対象とした見守り活動の実施。 ☆町内会と子ども会が連携し若年層が参加したくなるように、行事を工夫。 ○顔を見て声かけを意識した青パトを週2回継続実施。 ○毎月のサロンを継続実施。
古井住宅 福祉委員会	①町内活動の担い手の発掘が難しい。 ②外国人住民との共生のためには、交流の場が必要。 ③住民同士の交流を図るため、多世代交流を検討する必要がある。	☆町内独自の生活支援隊による生活支援活動の継続。 ○外国人住民との交流ができる町内行事の実施。 ○サロン活動の継続。 ○福祉委員会を継続開催し、要支援者等の情報共有を実施。

☆:新規 ○:継続(充実)



古井町福祉委員会
「公民館サロン喫茶スマイル😊」



古井新町福祉委員会
「ふれあいサロン」



古井住宅福祉委員会
「ふれあいバザー」

3 安祥地区社協の福祉活動推進計画

安祥地区社協では次の計画に基づき、福祉活動を推進します。

基本目標		具体的な取組	
		取組項目	取組内容
1 世代間の交流を促し、地域における助け合いを支援します。		(1)各町内の状況に応じた提案活動の実施	<p>①情報提供や活動の提案 町内のニーズに合わせて、他地域の情報提供や活動方法などを提案します。</p> <p>②見守り活動推進のための提案 町内の活動状況に合わせ、日常生活の中で無理なく取り組める見守りや支援の方法を提案します。</p> <p>③学習会の開催支援 町内のテーマに合わせた学習会の開催について、講師情報の提供や開催方法を提案します。</p>
		(2)活動資金の助成事業	各町内の福祉活動が充実するよう、市社協一般会費への協力を含め、各町内福祉委員会に対して活動資金の助成を行います。
		(3)多世代交流事業の推進	子ども、障がい、高齢などの分野を超えた交流事業を支援します。
2 誰もが生きがいを持って安心して暮らせるまちづくりを推進します。		(1)住民での解決が難しい課題に対応できる体制づくり	市や地域包括支援センターなどの関係機関との連携を強化し、地域での解決が難しい課題に対応できる体制を整えます。
		(2)地域福祉活動に関する啓発	<p>①広報紙の発行 地区社協広報紙の発行など、広報活動を通じて、各町内が取り組む地域福祉活動への理解が得られるよう啓発を行います。</p> <p>②勉強会や交流会の開催 地域共生社会の実現に向けて、勉強会の開催や活動者の交流機会を設けるなど、地域福祉活動への啓発を行います。</p>
		(3)地域福祉活動の担い手となる人材の発掘	安祥福祉センターなどとの協働による事業の開催を通じて、地域福祉活動の担い手を含む、地域資源の発掘を行います。



安祥地区社協
「福祉講演会」



安祥地区社協
「中学生認知症サポーター養成講座」



安祥地区社協広報紙
「安祥ニコニコ通信」



5-6 西部地区

1 地区の概況

(1) 地区の位置、地域特性

市の西部に位置し、5町内会と1連合町内会で構成されています。集落と農地の広がる農村地域と新幹線三河安城駅周辺のマンションが立ち並ぶ市街地があります。



(2) 地区の現状

地区内では、移動手段や買い物資源が限られており、幹線道路から離れた地域では自家用車の必要性が高くなっています。農村地域では、60歳以上の割合が高く、新幹線三河安城駅周辺の市街地よりも高齢化率が高くなっています。

従来から暮らしている住民が多い地域では、日頃の隣近所の付き合いや町内の行事を通した交流があり、住民同士のつながりが保たれています。

一方、マンションやアパートが多い地域では、転入者との関わりを持ちにくく、町内全体での見守り活動や防災活動を進めることが難しい状況になっています。



田園と新幹線三河安城駅前のビル群

[町内会・町内福祉委員会の状況]

町内会(8)	町内福祉委員会(6)
下管池、箕輪、二本木、緑、三河安城本町、高棚、福釜、榎前	下管池福祉委員会、箕輪福祉委員会、二本木連合福祉委員会(西部地区)、高棚町福祉委員会、福釜町福祉委員会、榎前町福祉委員会

[人口や世帯数等]

1 人口	25,656人
(1)14歳以下人口と割合	3,688人(14.4%)
(2)15歳～64歳人口と割合	16,480人(64.2%)
(3)65歳以上人口と割合	5,488人(21.4%)
2 世帯数	10,205世帯
3 避難行動要支援者支援制度登録者 ※(1)と(2)は重複の場合あり	635人
(1)ひとり暮らし高齢者数	239人
(2)障害者数	275人
(3)その他	131人
4 ひとり暮らし高齢者認定者数	226人

[地域資源]

①保育園(4)、認定こども園(3)
②児童センター(2)、児童クラブ(12)
③小学校(4)、中学校(1)
④公民館(2)
⑤福祉センター(1)
⑥地域包括支援センター(1)
⑦介護保険サービス事業所(31)
⑧障害福祉サービス事業所(17)
⑨医療機関(医科14、歯科8)
⑩サロン(30)、生活支援・見守り協力店(42)
⑪老人クラブ(12)、子ども会(7)

(令和5年10月1日現在)

(3)町内福祉委員会の活動状況

各町内福祉委員会では、サロンや健康体操教室など地域住民の交流の場が設けられており、高齢者の介護予防や閉じこもり予防につながっています。

若い世代が地域と関わりが持てるように、多世代が参加できる行事も行われています。

見守り活動は、各町内の状況に合わせながら既存の組織や行事などを活用して行っています。避難行動要支援者支援制度への登録がない要支援者を独自に把握する取り組みをしている町もあります。

その他、安否確認を含めた防災訓練や、防災意識を高めるための研修会なども行われています。



高棚町福祉委員会

「福祉常任委員会：グループワーク」

(4)地区の主要課題

主要課題1 見守り活動の体制の整備

- ① 町内会に未加入の世帯や近所づきあいの希薄な世帯が増えつつあり、住民の把握が困難になってきています。近隣住民との関わりがなく、地域支援者のいない一人暮らし高齢者や要支援者が増えています。
- ② 地域住民へ見守り活動の理解や周知を進め、町全体で見守る体制や生活上の困りごとへの支援体制について考えていく必要があります。

主要課題2 地域活動への参加促進

- ① サロンや地域活動への参加者が固定化・高齢化しており、活動を継承していくために新たな参加者や活動者を増やしていく必要があります。
- ② 高齢者の閉じこもり防止のために、活動内容の充実を図るとともに、参加の呼びかけや活動のPRをしていく必要があります。
- ③ 次世代の活動の担い手を確保するために、多世代が交流できる機会を増やしていく必要があります。

主要課題3 災害時の要支援者の支援体制の整備

- ① 近隣住民との関わりがなく、地域支援者のいない要支援者が増えています。
- ② 災害時における要支援者の具体的な支援方法について検討する必要があります。



福釜町福祉委員会
「小栗会館ふれあいサロン」



二本木連合福祉委員会
「健康体操教室」



榎前町福祉委員会
「見守り活動：地域支援者と世話を焼きたさんの交流会」



2 町内福祉活動計画の方針

町内福祉委員会名	地域会議で出た課題・意見	主な活動方針
下管池 福祉委員会	①外国人住民が多いが、言葉や生活習慣の違いがありコミュニケーションをとることが難しい。 ②見守り活動について、個人情報保護の問題もあり、役員で情報共有ができていない。 ③防災活動が行えていない。	☆外国人住民向けの困りごと相談窓口の設置。 ○緊急時の連絡網の整備と情報共有。要支援者リストの作成。 ☆防災活動の復活。
箕輪 福祉委員会	①マンション住民との交流は、マンションには自治会があり、町内会と連携した取り組みは難しい。 ②サロン参加者が減少、固定化している。 ③子ども会、老人クラブ会員の減少。担い手がない。	○誰でも参加できる行事を開催し、チラシや回覧板で案内を行う。 ☆企業やボランティアに協力を依頼し、参加したくなる活動を実施する。 ○地域での活動を通して担い手を発掘する。
二本木連合 福祉委員会 (西部地区)	①地域支援者が登録されていない要支援者が多い。 ②行事やサロンに参加しない人と関わる機会がない。 ③継続的・効果的な防災訓練ができるない。	○見守りマップの見直しと地域支援者の登録推進。 ☆「困ったとき安心ファイル」を作成し、個別訪問などを行う。 ☆継続的に防災活動に関わる人材の育成と組織づくり。
高棚町 福祉委員会	①若い世代にも地域と関わる機会を持たせていきたい。 ②高齢者と子どもの交流の機会が少なかった。 ③班別集合マップはあるが、定期的に更新されていない。	☆入園前の親子が交流できるよう子育て支援サロンを実施。 ○町内の人材や資源を活用した多世代交流事業を実施。 ○班別集合マップの定期的な更新と、町内会未加入者への周知。
福釜町 福祉委員会	①災害時の対応のすり合わせや支援体制が十分ではない。 ②町内会に加入しない世帯や町内会の活動を知らない人がいる。 ③子ども達と地域との交流や子ども会と連携した事業ができると良い。	○要支援者に配慮した自主防災会研修会や防災訓練、町・組単位での交流事業を実施。 ☆広報紙などを通じて町内会や組単位の活動のPRを実施。 ☆子ども会と連携し、町内の人材を活かした世代間交流の実施。
榎前町 福祉委員会	①高齢者の閉じこもりを防止するため、「せせらぎサロン」や「体操教室＋お茶会」を充実させたい。 ②ゴミ出し等の生活支援を個人的に行っているケースが何件がある。 ③地域支援者がいない要支援者(ひとり暮らし)が増加している。	○回覧等による参加の呼びかけやお茶会でミニ講話開催を計画。 ☆草取りや剪定等ちょっとした生活支援を行うミニシルバーに取り組む。 ☆「個別避難計画」作成に向け、地域支援者がセットできるような働きかけを推進。

☆:新規 ○:継続(充実)

3 西部地区社協の福祉活動推進計画

西部地区社協では次の計画に基づき、福祉活動を推進します。

基本目標	具体的な取組	
	取組項目	取組内容
1 各町内の特色に合わせた町内福祉活動を支援します。	(1)各町内の状況に応じた提案活動の実施	①見守り活動実施方法の提案 見守り活動が町全体の活動として定着し、継続されるよう、実施方法を提案します。 ②生活支援やサロン活動の支援 各町内福祉委員会の活動状況を把握し、町内に合った活動を提案します。
	(2)活動資金の助成	各町内の福祉活動が充実するよう、市社協一般会費への協力を含め、各町内福祉委員会に対して活動資金の助成を行います。
	(3)関わりの少ない住民や多世代との関係づくり	関係機関と連携し、地域と関わりの少ない住民に対応できる体制づくりや多世代交流事業の情報提供などを行います。
2 住民がお互いに安心して暮らせる地域づくりを推進します。	(1)住民だけでは解決が難しい課題を把握したときに対応できる体制づくり	市や地域包括支援センターなどの関係機関との連携を強化し、住民だけでは解決が難しい課題を把握したときに対応できる体制をつくります。
	(2)地域福祉活動に関する啓発	地区社協広報紙の発行など、広報活動を通じて、各町内が取り組む地域福祉活動への理解が得られるよう啓発を行います。
	(3)地域福祉活動の担い手となる人材の発掘	西部福祉センターやボランティアセンターなどと連携して、地域福祉活動の担い手となる人材や地域資源の発掘を行います。



下管池福祉委員会
「ふれあいサロン」



箕輪福祉委員会
「シニア楽椅子体操」



西部地区社協広報紙
「西部地区社協だより」



5-7 明祥地区

1 地区の概況

(1) 地区の位置、地域特性

市の南西部に位置し、5町内会で構成されています。米やイチジク、ぶどうなどの栽培が盛んで、田畠が広がります。

その傍らに工場地帯があり、農業と工業を兼ね備えた地域です。

古くは、明治村という1つの村だったことから、地区内のつながりがあり、住民同士の深い関わりがあります。



(2) 地区の現状

地区内の大部分は市街化調整区域であり、市内で最も高齢化率の高い地域となっています。

近所との関係が密であり、親族が近くに住んでいることも多く、自然な形での見守りができていましたが、近年、日中をひとりで過ごす高齢者が増えています。また、工場跡地の宅地化による人口流入がある地区では、住民同士のつながりに変化がみられます。

生活環境面では、河川や用水路も多く、高齢者や障害のある人にとって危険になりうる箇所もみられます。



工場と田園風景

[町内会・町内福祉委員会の状況]

町内会(5)	町内福祉委員会(5)
石井、和泉、東端、根崎、城ヶ入	石井町福祉委員会、和泉町福祉委員会、東端町福祉委員会、根崎町福祉委員会、城ヶ入町福祉委員会

[人口や世帯数等]

1 人口	13,648 人
(1)14歳以下人口と割合	2,094 人(15.3%)
(2)15歳～64歳人口と割合	8,061 人(59.1%)
(3)65歳以上人口と割合	3,493 人(25.6%)
2 世帯数	5,098 世帯
3 避難行動要支援者支援制度登録者数 ※(1)と(2)は重複の場合あり	356 人
(1)ひとり暮らし高齢者数	143 人
(2)障害者数	134 人
(3)その他	82 人
4 ひとり暮らし高齢者認定者数	142 人

[地域資源]

①保育園(2)、認定こども園(2)
②児童センター(1)、児童クラブ(6)
③小学校(2)、中学校(1)
④公民館(1)
⑤福祉センター(1)※公民館との複合施設
⑥地域包括支援センター(1)
⑦介護保険サービス事業所(14)
⑧障害福祉サービス事業所(3)
⑨医療機関(医科3、歯科4)
⑩サロン(16)、生活支援・見守り協力店(75)
⑪老人クラブ(5)、子ども会(6)

(令和5年10月1日現在)

(3)町内福祉委員会の活動状況

世代間交流活動や学習活動、高齢者・子どもの見守り活動が行われています。特に、夏休み中に町内公民館を開放して行われる子どもの見守り活動は、すべての町内福祉委員会で行われており、この地区の特徴的な活動となっています。

高齢者の見守り方法については、敬老訪問を図りごとを確認する機会の一つとして捉え、数年単位で聞き取り内容を記すことのできる台帳を作成し、高齢者の変化を見逃さないようにするなど、各町で工夫しながら見守りに取り組んでいます。



城ヶ入町福祉委員会
「ぱわふるきっず」

(4)地区の主要課題

主要課題1	見守り対象者の多様化への対応
-------	----------------

- ① 見守り対象者はひとり暮らし高齢者に限らず、高齢者世帯や日中独居、65歳未満でひとり暮らしの人、地域とつながりのない人など多岐にわたり、実態把握が困難なケースがあります。
- ② 見守りの対象者の多様化による支援の増加に対応し、継続した見守り活動を行うためには、福祉委員会や民生委員、老人クラブだけではなく、地域包括支援センターなどの関係機関との連携強化が必要です。

主要課題2	活動の協力者の発掘
-------	-----------

- ① 夏休み中の子どもの見守りやふれあいの活動において、子どもが楽しめる工作やゲーム等を指導してくれる人材が不足しています。
- ② 活動の担い手は町内福祉委員や町内会役員が兼任していますが、負担が多く、新たな担い手の確保と育成が必要です。
- ③ 活動の協力者を発掘するために、町内外の他団体に協力を得るなどの検討が必要です。

主要課題3	活動の内容の固定化
-------	-----------

- ① 活動が継続しているものほど、内容が固定化しています。
- ② 若い世代や子育て世代がサロンに参加できる内容の工夫やPRが必要です。



明祥地区社協広報紙
「えがお」



明祥地区社協
「地域福祉活動勉強会」



和泉町福祉委員会
「シニア健康フェスタ」



2 町内福祉活動計画の方針

町内福祉委員会名	地域会議で出た課題・意見	主な活動方針
石井町 福祉委員会	①子育て世代などの若い世代がサロンに参加できる工夫が必要である。 ②見守りの対象者の範囲をどこまでにするのか検討が必要である。	☆子育て世代などのが参加できる内容の工夫やPRを行う。 ○避難行動要支援者台帳の点検時に支援者と要支援者の確認を行う。
和泉町 福祉委員会	①町内サロンの認知度を上げるためのPRが必要である。 ②活動全般において次世代の人材発掘が必要である。 ③見守り対象者や子どもの参加が少なくなっている行事があるため内容の見直しが必要である。	☆各サロンが継続的に活動できるよう支援を行う。 ☆ふれあい活動において町内にある各団体の協力を得る。
東端町 福祉委員会	①ボランティア人材の高齢化に伴い人材の発掘が必要である。 ②65歳未満の一人暮らしで日常生活に心配な人が見られる。	○福祉委員会事業に関心を持っていただけるような工夫を行い、幅広い協力者の発掘を行う。 ○地域住民を巻き込んだ見守り活動と対象者の実態把握のための情報共有の場の継続。
根崎町 福祉委員会	①夏休み期間中の子どもの見守り活動の内容の工夫と講師の発掘が課題である。 ②サロン参加者増につながるメニューが必要である。	☆夏休み期間中の子どもの見守り活動で、新たに外部講師の協力を得て子どもの遊びを展開する。 ☆いきいきサロンで新たに企業などの協力を得る。
城ヶ入町 福祉委員会	①現在の見守り対象者以外に対しても見守り活動の仕組みづくりが必要である。 ②地域見守り活動に協力してくれる人材の発掘が必要である。	☆見守り前の大人も見守りをする「見守りネットワーク」の構築。 ○行事等への協力者の発掘を継続して行う。

☆:新規 ○:継続(充実)



石井町福祉委員会
「リラックスいしい」



東端町福祉委員会
「敬老祝い訪問」



根崎町福祉委員会
「根崎っ子よつといでん」

3 明祥地区社協の福祉活動推進計画

明祥地区社協では次の計画に基づき、福祉活動を推進します。

基本目標	具体的な取組	
	取組項目	取組内容
1 地域福祉活動が継続するための支援を行います。	(1)各町内の状況に応じた活動の支援	<p>①協力者の提案や情報提供 活動の充実を図るため、外部講師や民間企業などと連携し、協力者の提案や情報提供を行います。</p> <p>②活動の工夫や提案、用具の貸出 活動の工夫の提案や情報提供を行います。また、用具等の貸出などを行います。</p> <p>③見守り活動の継続と充実 現在行われている各町内の見守り活動を継続していくため、活動の支援や他地区での情報提供を行い、更なる充実を図ります。</p>
	(2)活動資金の助成	各町内の福祉活動が充実するよう、市社協一般会費への協力を含め、各町内福祉委員会に対して活動資金の助成や各種助成金の提案を行います。
2 誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進するための環境づくりを行います。	(1)関係機関との連携強化による見守り支援	市や地域包括支援センター等の関係機関との連携を強化するとともに、地域住民の見守りを支援し、住民と各機関が協力できるよう体制を整えます。
	(2)地域福祉活動に関する啓発	<p>①広報(地区社協広報紙の発行等) 地区社協広報紙の発行や地域の行事での広報活動を通じて、住民が町内の行う地域福祉活動への理解や福祉に関する情報を得られるよう啓発を行います。</p> <p>②勉強会や講演会の開催 地域福祉活動の充実に向け、勉強会や講演会を開催し、住民が暮らす中での知識や充実感を得られるよう啓発します。</p>
	(3)地域福祉活動の担い手となる人材の育成と活躍の場の創出	明祥福祉センターや明祥公民館、明祥中学校などと連携をし、地域活動の担い手となる人材の育成と、活躍の場の創出を行います。



5-8 桜井地区

1 地区の概況

(1) 地区の位置、地域特性

市南東部に位置し、東には矢作川が流れ、岡崎市、西尾市と隣接する地域です。昔からの農村地域であり、農業を継承し住み続けている住民多くいます。地区内は12町内会で構成され、昭和42年に安城市と合併するまでは独立した町であったこともあります。また、町内会がさらにいくつかの集落に分かれ、昔ながらの付き合いなどが受け継がれているところもあります。



(2) 地区の現状

親戚同士や近隣住民同士の日常的なつながりが自然と保たれている地域が数多く残っていますが、特に名鉄桜井駅周辺の区画整理に伴い、転入者が増加し、地域の様子も変化してきています。

年少人口が増え、市内小学校のなかでもっとも生徒数の多い桜井小学校がある一方、高齢化率も高くなっています。



桜井地区夏まつり

[町内会・町内福祉委員会の状況]

町内会(12)	町内福祉委員会(12)
藤野、堀内、桜井北、城山、城向、桜井西町、東町、姫小川、館出、鹿乗、小川、三ツ川	藤野福祉委員会、堀内町福祉委員会、桜井北福祉委員会、城山福祉委員会、城向福祉委員会、桜井西町福祉委員会、東町福祉委員会、姫小川福祉委員会、館出福祉委員会、鹿乗福祉委員会、小川町福祉委員会、三ツ川福祉委員会

[人口や世帯数等]

1 人口	22,721人
(1)14歳以下人口と割合	3,612人(15.9%)
(2)15歳～64歳人口と割合	13,771人(60.6%)
(3)65歳以上人口と割合	5,338人(23.5%)
2 世帯数	8,872世帯
3 避難行動要支援者支援制度登録者 ※(1)と(2)は重複の場合あり	608人
(1)ひとり暮らし高齢者数	228人
(2)障害者数	239人
(3)その他	153人
4 ひとり暮らし高齢者認定者数	223人

[地域資源]

①保育園(4)、認定こども園(2)、幼稚園(1)
②児童センター(1)、児童クラブ(7)
③小学校(2)、中学校(1)、高等学校(1)、特別支援学校(1)
④公民館(1)
⑤福祉センター(1)
⑥地域包括支援センター(1)
⑦介護保険サービス事業所(16)
⑧障害福祉サービス事業所(16)
⑨医療機関(医科13、歯科8)
⑩サロン(41)、生活支援・見守り協力店(102)
⑪老人クラブ(18)、子ども会(21)

(令和5年10月1日現在)

(3)町内福祉委員会の活動状況

地区内には、市内で最も早く設立された福祉委員会があり、見守り活動やサロンなどのふれあい交流活動が主に行われています。

見守り活動は、日頃の声かけや戸別訪問、サロン活動を通じた安否確認、福祉委員会や懇談会等での情報共有など、各町内の状況に合わせて取り組まれています。

また、ふれあい交流活動は、サロンの開催やDVDを活用した健康体操等を実施し、住民同士のつながりやつどいの場として定着しています。



桜井地区社協「第1回地域会議」

(4)地区の主要課題

主要課題1 住民同士が交流できる場づくり

- ① 各町内では、サロン活動や住民のふれあい交流の場を定期的に開催していますが、転入者の増加などによって、新旧の住民や多世代での交流が少なくなっています。
- ② サロン活動などの行事に参加する人は固定化する傾向にあり、サロン活動を通じた安否確認や実態把握が難しくなっています。

主要課題2 支援を必要とする人の増加への対応

- ① 高齢化の進行によって、ひとり暮らし高齢者だけでなく、日中独居、高齢者世帯など支援の必要な人や世帯が増加しています。
- ② 見守り活動の対象者の多くが、水害や地震などの災害においても支援を必要とすることが多いため、災害を想定した安否確認や避難訓練の実施など災害対策を考える必要があります。
- ③ 避難行動要支援者支援制度において、地域支援者を見つけることが難しい地域があります。

主要課題3 活動の担い手の発掘

- ① 高齢化や支援の必要な人の増加などによって、福祉委員会活動の重要性が高まる一方、福祉委員の高齢化や新たな担い手を見つけることが難しいため、特定の人に負担が集中したり、継続した活動を行うことが困難な状況が今後想定されます。
- ② 継続した活動を行うために、見守り活動やサロン活動などの福祉委員会活動と、町内の他団体や既存の活動と連携するなどを通して、負担軽減の方法を検討する必要があります。



2 町内福祉活動計画の方針

町内福祉委員会名	地域会議で出た課題・意見	主な活動方針
藤野 福祉委員会	①見守り対象者拡大の検討が必要である。 ②特に水害が心配される地域のため、具体的な訓練が必要である。 ③転入者が多くなり、新旧住民の交流が少ない。	○日中独居、高齢者世帯、その他支援の必要な世帯など見守り対象者拡大の検討。 ☆支援の必要な人が参加でき、実際の災害を想定した避難訓練、安否確認訓練の実施。 ☆新旧、多世代の住民が交流できる企画検討、実施。
堀内町 福祉委員会	①サロンの内容がマンネリ化しないよう、魅力を感じられる工夫が必要である。 ②見守り活動の訪問回数を検討する必要がある。 ③福祉活動の人材を現役委員から少しずつ入れ替えていく必要がある。	☆町全体で気にかけ合える見守り活動の実施に向けた啓発活動の実施。 ○木曜サロン、三世代交流事業の継続実施。 ○支援の必要な人を含めた防災訓練の実施。
桜井北 福祉委員会	①活動の担い手が不足している。 ②3集落合同の交流会ができていない。 ③実際の災害を想定した訓練の実施が必要である。	○ふれあい交流など各種交流事業の拡充。 ○見守り活動の継続実施。 ☆自主防災会、福祉委員会、地域支援者が連携し、要支援者の避難支援を想定した防災訓練の実施。
城山 福祉委員会	①若い世代との交流が少ない。 ②役員の担い手がなく、活動が停滞している。 ③高齢化率が非常に高いため、その対策を考える必要がある。	☆町民が主役になれるような企画実施。 ○各種団体と連携した見守り活動の実施。 ☆困りごとアンケートの実施や、対応の仕組みづくり。

☆:新規 ○:継続(充実)



藤野福祉委員会
「地域見守り活動支援者懇談会」



桜井北福祉委員会
「ハートフルケアセミナー」



城山福祉委員会
「健康体操教室」

第5章 地区ごとの地域福祉活動の推進

町内福祉委員会名	地域会議で出た課題・意見	主な活動方針
城向 福祉委員会	①コロナ禍で「ふれあい交流の場づくり」が停滞を余儀なくされた。 ②見守り対象者や避難行動要支援者の支援者拡充やつながりを強化する必要がある。 ③高齢者・子どもの居場所づくりを復活させたい。 ④福祉活動推進の担い手を見つける必要がある。	○「ふれあい交流の場づくり」事業の復活・充実。 ○見守り対象者・避難行動要支援者の支援者の充実やつながりづくり。 ○高齢者・子どもの居場所づくりの復活。 ○福祉活動の理解醸成や活動の担い手発掘強化。
桜井西町 福祉委員会	①サロンの参加者に、男性や新たに参加する人が少ない。 ②福祉委員が高齢化している一方、見守り対象者が増えている。 ③福祉委員の増員及び、後継者の発掘が急務である。	○サロン活動、高齢者見守り活動、子ども会と老人クラブのふれあい交流会等、諸活動の確実な推進。 ○フレイル対策の取組と実践。介護・認知症予防を含めた体操及び、脳トレ等の活動計画と推進。
東町 福祉委員会	①見守り対象者が増えている。 ②各々にしっかり活動している一方、うまく連携できていないため、どのように各団体との連携をとるかが課題である。 ③サロン参加者が固定している。	○ふれあいの場の充実。 ○各団体とボランティアグループ「つなごう会」の連携による見守り活動の継続実施。 ○要支援者への支援を含めた実践的な避難訓練の実施。
姫小川 福祉委員会	①今後、見守り対象者の増加が見込まれるため、見守り活動者の確保が必要である。 ②各団体と要支援者情報の共有ができていない。 ③要支援者の情報を防災活動に活かせていない。	☆ふれあい交流、見守りを兼ねた参加しやすいサロン活動を新たに行い、子どもから高齢者までの多世代が楽しく参加できる場づくり。 ○各団体と連携した見守り支援体制の構築。 ☆さらなる支援に向けたエリア別担当者の配置による見守り活動の充実。

☆:新規 ○:継続(充実)



桜井西町福祉委員会
「見守り報告会」



東町福祉委員会
「地域支援者交流会」



姫小川福祉委員会
「10日サロン」



町内福祉委員会名	地域会議で出た課題・意見	主な活動方針
館出 福祉委員会	①外国人住民の入れ替わりが早く、交流がしづらい。 ②外国人住民への防災意識の啓発ができていない。 ③役員の担い手が見つけにくい。	○声かけ運動の徹底。 ○ふれあいサロンなどを継続して行うことによる住民同士の顔の見える関係づくり。 ☆DVD(健康体操)を活用した介護予防の充実。 ○防災訓練などを通じた防災意識の啓発。
鹿乗 福祉委員会	①高齢化率が非常に高い。 ②運転免許返納や身体の衰えにより、買物の不自由やちょっとした困りごとのある住民が増えている。 ③閉じこもりがちな高齢者や、住民同士の交流機会が少ないため、対応が必要である。 ④空き家が増加している。	○福祉委員、組長及び民生委員を中心とした見守り活動の継続実施。 ○移動スーパー等との連携。 ○鹿乗お助け隊の継続実施。 ○介護予防や世代間交流を図るために、サロンや公民館開放の実施。
小川町 福祉委員会	①町内にある11の集落ごとに地域特性が違い、それぞれに応じた活動計画づくりが必要である。 ②見守り活動が特定の人で行われているため、広く周知する必要がある。 ③単年度で交代する福祉委員が多く、また総代と委員長の兼務などで多忙なため活動を理解して継続することが難しい。	○町全体としてのまちカフェの実施や、集落に合わせたサロン、ふれあい交流の実施。 ○見守り対象者の見直し、マップづくり、支援者懇談会など、見守り体制を維持継続するための取組を11集落に周知し計画に明記。 ○活動が継続できるよう福祉委員会を定期開催し、活動内容に引継ぎを含めた年間計画を作成。
三ツ川 福祉委員会	①4町ごとに地域行事や特性があるため、町ごとに合った福祉活動計画を進める必要がある。 ②サロン活動やクラブ活動のメンバーが固定している。 ③転入者や世代間での交流する機会が少ない。	○4町ごとに福祉活動計画を立て、見守りや助け合い活動を推進。 ○役員交代をしても継続できる町内福祉委員会活動を展開。 ○世代間交流事業の実施。 ☆各活動への参加を促進するための周知強化。

☆:新規 ○:継続(充実)



鹿乗福祉委員会
「移動スーパーによる買物支援」



小川町福祉委員会
「福祉委員会(志茂)」



地域ふれあいサークル「かんらんしゃ」
「かんらんしゃサロン」

3 桜井地区社協の福祉活動推進計画

桜井地区社協では次の計画に基づき、福祉活動を推進します。

基本目標	具体的な取組	
	取組項目	取組内容
1 誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進する活動に対する支援を行います。	(1)各町内の状況に応じた提案活動の実施	<p>①情報提供や活動の提案 各町内福祉委員会の活動がより充実するよう、他地域の情報を提供するとともに、活動の開催方法、介護や孤立などの予防を視野に入れた取組などを、地域のニーズや進捗状況に合わせて提案します。</p> <p>②見守り活動推進のための提案 町内の状況に合わせた見守り方法や支援方法を提案します。</p> <p>③見守り活動と連動した防災減災活動の提案 見守り活動の対象者の状況把握やマップづくりなどの日頃の見守り活動を生かした防災減災活動を提案します。</p>
	(2)活動資金の助成	各町内の福祉活動が充実するよう、市社協一般会費への協力を含め、各町内福祉委員会やボランティア団体に対して活動資金の助成や活用できる資金の情報を提案します。
	(3)町内福祉委員会と関係機関との連携支援	町内福祉委員会が専門機関や民間企業等と連携・協働できる活動の提案や支援をします。
2 誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進するための環境づくりを行います。	(1)地域での住民、専門機関が総合的に行える見守り支援の体制づくり	<p>①地域全体で見守りができる体制づくり フォーマル、インフォーマルを問わず、地域にある福祉や医療、子育てなど様々な関係者や住民同士の連携を推進します。</p> <p>②専門機関の連携強化 市や地域包括支援センター等の専門機関との連携を強化し、住民だけでの解決が難しい課題を把握したときに連携して対応できる体制を整えます。</p>
	(2)地域福祉活動に関する啓発	<p>①広報 地区社協だよりの発行や啓発イベントを通じた広報活動によって、各町内福祉委員会が行う地域福祉活動への理解や福祉情報が得られるよう啓発を行います。</p> <p>②勉強会や講演会の開催 地域福祉活動の充実のための勉強会や講演会を開催することを通して、地域活動とともに暮らす一員として参加協力できるよう、住民の啓発を推進します。</p>
	(3)地域福祉活動の担い手となる人材の発掘	様々な関係機関との連携や地区社協、市社協事業を通した地域福祉活動の担い手となる人材の発掘を行います。



第6章 成年後見制度利用促進計画

6-1 計画の位置づけと期間

(1) 計画の法的な位置づけ

この計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)第14条第1項に規定される「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」として成年後見制度の利用促進に関する施策を計画的に推進するために策定するものです。

(2) 安城市における経緯と計画の期間

令和3(2021)年度以降、本計画は、高齢者分野の計画である「第8次安城市高齢者福祉計画・第8期安城市介護保険事業計画(あんじょイプラン9)」と、障害者分野の計画である「第6期安城市障害福祉計画」に記載されていましたが、地域共生社会の実現に向けて関係機関のネットワーク構築を推進する観点から、地域福祉計画と一体的に策定することとしました。このため、本計画の期間も、地域福祉計画にあわせて、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間とします。

6-2 成年後見制度をとりまく現状と課題

(1) 成年後見制度について

成年後見制度は、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人の権利を守ることを目的とした制度です。

(2) 本市の現状と課題

本市では、親族がいないなどの事情で申立てが難しい場合に市長が代わりに申し立てを行う「市長申立」のほか、申立てにかかる費用や成年後見人等に対する報酬費用に係る助成事業として「成年後見制度利用支援事業」を実施しています。

また、市社協では、平成23(2011)年度から「成年後見支援事業」を実施し、低所得者で適切な後見人等が見つからない人を対象に法人として後見人等を受任するとともに、後見制度全般にわたる制度の普及啓発や相談を行ってきました。令和4(2022)年度からは、本市から安城市後見支援センターの運営を受託し、中核機関として成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。市社協の法人後見受任件数は、令和元(2019)年度は延べ10件、令和4(2022)年度は延べ15件と増加傾向にあります。

令和5(2023)年4月1日現在、本市における高齢者数は41,055人、高齢化率は21.8%で、令和3(2021)年(高齢者数40,461人、高齢化率21.3%)と比較すると、高齢者数は1.5%増加し、高齢化率も0.5ポイント上昇しています。また、令和5(2023)年4月1日現在、本市における療育手帳所持者数は1,596人で、令和3(2021)年4月1日の1,437人から約11.1%増加しており、人口に占める割合も増加傾向にあります。精神障害者保健福祉手帳所持者数も、令和5(2023)年4月1日現在、1,778人で、令和3(2021)年4月1日の1,524人から約16.7%増加し、人口に占める割合も増加傾向にあります。

このため、増加が見込まれる相談に対応することができる相談支援体制を整備するとともに、早期に支援につながるように専門職団体と地域連携ネットワークを構築することが必要です。

表6-1 高齢者人口の推移 (単位:人、%)

区分	総人口	高齢者人口	高齢化率	
			市	国
令和3(2021)年度	189,877	40,461	21.3	28.9
令和4(2022)年度	189,061	40,862	21.6	29.0
令和5(2023)年度	188,645	41,055	21.8	29.1

(出典)住民基本台帳 各年4月1日現在

表6-2 療育手帳所持者数 (単位:人)

年度	A判定 (重度)	B判定 (中度)	C判定 (軽度)	計
令和3(2021)年度	550	401	486	1,437
令和4(2022)年度	573	417	536	1,526
令和5(2023)年度	589	443	564	1,596

(出典)障害福祉課 各年4月1日現在



表6-3 精神障害者保健福祉手帳所持者数 (単位：人)

年度	1級 (重度)	2級 (中度)	3級 (軽度)	計
令和3(2021)年度	169	948	407	1,524
令和4(2022)年度	181	1,054	427	1,662
令和5(2023)年度	185	1,143	450	1,778

(出典)障害福祉課 各年4月1日現在

表6-4 名古屋家庭裁判所が管理する安城市内の被後見人等の人数 (単位：人)

成年後見	保佐	補助	任意後見
157	20	3	2

(出典)名古屋家庭裁判所 令和3(2021)年12月31日現在

市民アンケートの結果によると、成年後見制度について「どのような内容か知らない」と「まったく知らない」の両者をあわせた回答の割合は59.0%で、相談できるところを「知らない」と回答した割合も62.8%となっています。

また、事業所アンケートの結果によると、成年後見制度の利用にあたっての課題として「知識が不足している」と回答した割合が38.3%と最も高く、次いで「申立て手続きが大変そうという印象があり成年後見制度の利用や支援に至らない」が17.5%となっています。

このため、成年後見制度の認知度の向上と、制度に対する正しい理解を促す必要があります。

6-3 施策の推進

施策方針

誰もが住み慣れた地域で、尊厳をもってその人らしい生活を継続できるよう、成年後見制度の周知、支援事業の実施及び地域連携ネットワークの整備をします。

- ① 成年後見制度の認知度を向上させるとともに、制度に対する正しい理解を促すため、市や市社協の広報紙やパンフレット等の媒体や、講演会の開催を通じて成年後見制度の広報・啓発を行います。
- ② 成年後見制度の利用を必要とする人が利用できないことがないよう、「市長申立」及び報酬費用等を助成する「成年後見制度利用支援事業」を実施します。また、成年後見制度の広報や相談等を行う中核機関の支援体制を充実させるとともに、市社協の実施する成年後見支援事業を継続して支援するなど、成年後見制度を利用しやすい環境を整備します。
- ③ 司法、医療、福祉等の専門職団体と連携し成年後見制度の適切な利用に努めるとともに、成年後見制度を必要とする人が早期に適切な支援につながるよう、地域連携ネットワークを整備します。

施策体系



推進施策・事業

(1) 成年後見制度の広報・啓発

① パンフレット等の作成及び配布

作成したパンフレットを、公共施設や福祉関係機関等に配架するとともに、講演会等の機会を活用して配布します。

② 広報紙等による周知

成年後見制度に関する内容を、市や市社協の広報紙や、公式ウェブサイトに掲載するとともに、随時、情報を更新します。



③ 福祉関係者及び福祉関係機関に対する制度の周知

成年後見制度の利用を必要とする人に関わる家族や地域とつながりのある民生委員、町内福祉委員会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、障害相談支援事業所等に対し、継続的に制度の周知を行います。

④ 講演会の開催

成年後見制度について、分かりやすい内容の講演会を開催します。

(2) 成年後見制度を利用しやすい環境の整備

① 市長申立の実施

親族等が申立てを行うことが困難な場合などにより、本人の権利擁護が必要な場合など、市長申立を実施します。

② 成年後見制度利用支援事業の実施

経済的な理由で成年後見制度の利用をあきらめることができないよう、申立てにかかる費用や成年後見人等に対する報酬に係る助成を行います。

③ 中核機関の支援体制の充実

市社協は、市からの受託事業として安城市後見支援センターを中核機関として運営しています。申立て方法や各種手続きの方法を説明するほか、成年後見制度の利用に関する相談や助言等を行う中核機関の支援体制を充実させます。

④ 成年後見支援事業に対する支援

市社協は、低所得者で適切な後見人等が見つからない人などが、必要な時に成年後見制度を利用できるように、市社協が法人として後見人等を受任する成年後見支援事業を実施しています。本市は、この事業に対して継続的に支援を行います。

(3) 地域連携ネットワークの整備

① 専門職団体及び家庭裁判所との連携

専門的知見が必要な場合に専門職による助言や支援が受けられるよう、司法、医療、福祉等の専門職団体との連携を進めます。また、適切な後見人等が選任されるように家庭裁判所との情報交換を密に行います。

① ネットワークの仕組みづくり

福祉事務所や地域包括支援センターなどの相談支援機関が成年後見制度の利用を必要とする人を早期に発見するとともに、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン(令和2(2020)年10月30日 意思決定支援ワーキング・グループ)」を参考に、本人の意思決定を尊重し、その人の状況に応じて適切な支援が受けられるよう、関係者がチームとして協力し合って支援できる仕組みを構築します。

また、日頃から相談支援を行う機関と、より専門的な相談支援機関として位置づけられる中核機関の機能の整理を行い、成年後見制度が円滑に運用できる仕組みを構築します。

③ 重層的支援体制整備事業との連携

成年後見制度の適切な利用を図るため、福祉事務所や中核機関が必要に応じて重層的支援会議等に参加します。



第7章 再犯防止推進計画

7-1 計画の位置づけと期間

平成28(2016)年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、同法により、国が「再犯防止推進計画」を定める義務を負うほか、都道府県及び市区町村においても、「地方再犯防止推進計画」を定めるよう努められています。

そこで、本市においても、「第5次安城市地域福祉計画」と一体的に「安城市再犯防止推進計画」を定めたうえで、再犯の防止に関する取組を推進することにより、犯罪をした人等の社会復帰等を促し、安心安全な地域社会の実現を目指します。なお、本計画の期間は地域福祉計画にあわせて令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5年間とします。

7-2 再犯防止をとりまく現状と課題

愛知県の刑法犯認知件数は、戦後最多を記録した平成15(2003)年の225,706件をピークに減少を続けており、令和2(2020)年には、39,897人でピーク時の2割まで減少してきています。また、刑法犯検挙件数も平成15(2003)年の48,696件から令和2(2020)年には15,667件と大幅な減少傾向が続いています。その一方で、再犯者数については、減少傾向ではありますが、初犯者の減少幅に比べると小さいため、近年の再犯者の刑法犯検挙者に占める割合は、約5割で高止まりしています。そのため、再犯をいかに防止するかが安心安全な地域社会を実現する上で重要な課題となっています。

7-3 施策の推進

施 策 方 針

① 広報・啓発活動の実施

更生保護団体や民間協力者と協力し、犯罪のない安全・安心な地域社会を築くことを目的とした全国的な運動である「社会を明るくする運動」を実施します。

② 更生保護団体との協力・支援

市内の更生保護団体に対し、情報共有や財政支援等を行うことにより、地域の再犯防止活動を推進します。

③ 就労・住居の確保等に対する支援

犯罪をした人等を含め、様々な理由で就労が困難な方の就労及び住居の確保を支援し、社会的な自立を促進します。

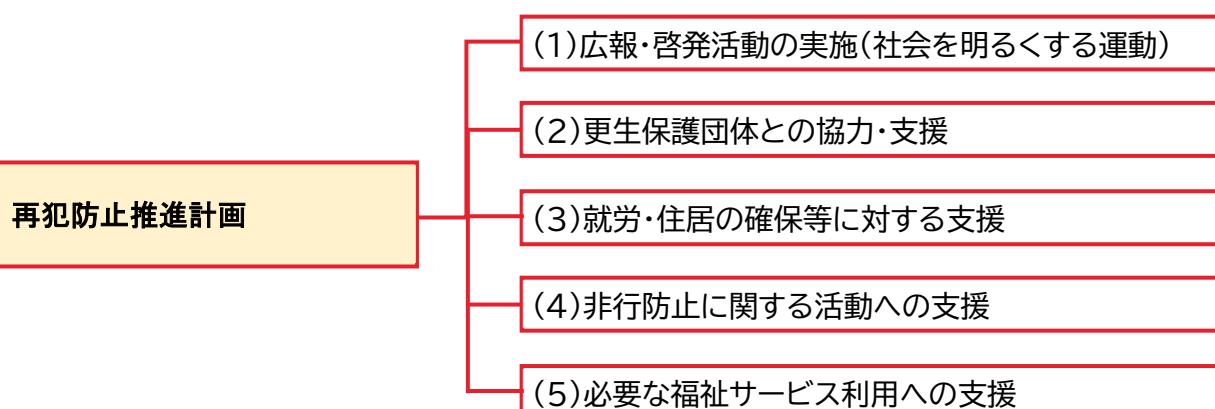
④ 非行防止に関する活動への支援

地域社会からの孤立の防止を図ることで、非行を未然に防ぎ、子どもの健全育成を推進します。

⑤ 必要な福祉サービス利用への支援

関係機関の連携等により、犯罪をした人が社会で孤立することを防ぎ、社会への復帰に向け、必要な支援を提供します。

施策体系



推進施策・事業

(1) 広報・啓発活動の実施（社会を明るくする運動）

① 「社会を明るくする運動」安城市推進委員会の開催

安城市長を推進委員長として、推進委員会を組織し、再犯防止に向けての取り組み目標を共有します。

② 街頭啓発活動の実施

7月1日に市内8中学校区それぞれで、スーパーマーケット等を会場にして啓発物品を配布する街頭啓発活動を行います。

③ ミニ集会（地域関係者との意見交換会）の実施

市内8中学校区それぞれで、町内会長等の地域関係者を集めて意見交換会を行います。

④ 標語・作文の募集

更生保護や再犯防止について考えてもらうきっかけとして、自分の身近な出来事等を題材にした標語・作文を募集し、優秀な作品を表彰します。



⑤ 図書展示、ポスター等による情報発信

図書情報館での展示や小中学校へのポスター配付、及び広報への折込チラシ等を通して、情報発信を行います。

(2) 更生保護団体との協力・支援

① 市公式ウェブサイトでの更生保護団体の周知

市公式ウェブサイトにおいて、更生保護団体の活動を広く周知し、活動の理解者及び担い手を増やします。

② 活動に対する補助

更生保護団体の活動に対して補助金を支給することで、関係者の活動を支援します。

③ 福祉情報の提供

安城市で利用できる福祉サービスの情報を更生保護団体へ提供することで、犯罪をした人等に対して適切な助言ができるように支援します。

④ 更生保護サポートセンターの運営支援

市役所庁舎の一画を保護司会に貸し出すことで、更生保護ボランティアの会合や更生保護活動に関する情報交換等の拠点として利用できるように支援します。

(3) 就労・住居の確保等に対する支援

① 自立相談支援事業

経済的に自立が困難な人からの相談を受けたうえで、自立に向けたプランを作成し、就労等の生活に関する支援を行います。

② 就労準備支援事業

社会との関わりに不安を抱えている、生活リズムが崩れている、就労経験がないまたは短い等、直ちに就労することが困難な人に対し、一般就労に向けた基礎能力を養いながら、就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

③ 若年無業者就労支援事業

一定期間無業状態にある若者やその保護者、家族に対し、若者本人の自立・就業を促すための相談や支援を行います。

④ 雇用促進

刑務所出所者等の自立及び社会復帰に協力する工事入札参加事業者に対し、条件付一般競争入札(総合評価方式)において協力雇用主登録及び保護観察対象者等の雇用実績を加点評価することにより、雇用促進に努めます。

⑤ 住居確保給付金の支給

離職や収入の減少のため経済的に困窮し、住居を失うおそれのある人に対して、「住居確保給付金」として家賃を支給し、安定した住居の確保と就労への支援を行います。

(4) 非行防止に関する活動への支援

① 学習支援事業（サタデースクール）の実施

生活困窮世帯の中高生に対し、原則毎週土曜日に、市内施設にて学習支援（サタデースクール）を実施します。

② 適応指導教室（ふれあい学級）の実施

学校に行けない状態又はその傾向がある子どもの社会的自立や学校復帰等を目的として、平日に市内施設にて「ふれあい学級」を実施します。

③ 薬物乱用防止教室等の実施

学校教育の中で、喫煙、飲酒、薬物乱用が心身に及ぼす影響を学習する機会を設けます。

(5) 必要な福祉サービス利用への支援

① 包括的相談支援事業

属性や世代を問わず包括的に相談を受け止めることで、複雑化・複合化した課題に對しても適切な支援につなげられるようにします。

② アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つけることで、既存の制度では支援が届かなかった人へ支援を届けます。

③ 生活福祉資金貸付事業等

生活の立て直しのために必要な生活費及び一時的な資金の貸付等を行います。

④ 自立相談支援事業（再掲）

経済的に自立が困難な人からの相談に対し、自立に向けたプランを作成し、就労などの生活に関する支援を行います。

⑤ 関係機関との連携強化

検察庁、弁護士会、名古屋保護観察所といった刑事司法機関との連携を強め、犯罪をした人等が地域で再出発できる受入れ態勢を整えます。

⑥ 多言語による生活情報の提供や相談体制の確保

各種手当や制度など、健康福祉を含めた生活に必要な情報を多言語で提供します。また、電話通訳やテレビ電話通訳の活用により、外国人市民からの相談などに円滑に対応します。



第8章 計画の推進に向けて

8-1 計画の周知

基本理念と推進テーマの実現に向けて、住民はもとよりボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPOなど、すべての人々が本計画を知ることが必要です。

そこで、市及び市社協広報紙、公式ウェブサイトなどでの広報と町内福祉委員会全体研修会をはじめとした講演会、福祉関係団体等の交流などを通じて本計画の周知に努めます。

8-2 計画の推進体制と進行管理

1 市、市社協、地区社協の推進体制と進行管理

本計画は、高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮者など多様な分野が関係するため、分野間における施策や事業の調整が必要です。

そこで、市及び市社協、地区社協が担う施策や事業を計画的に推進するため、市関係部署及び市社協等で構成する「健康とやすらぎ推進本部」で進行管理をしていきます。

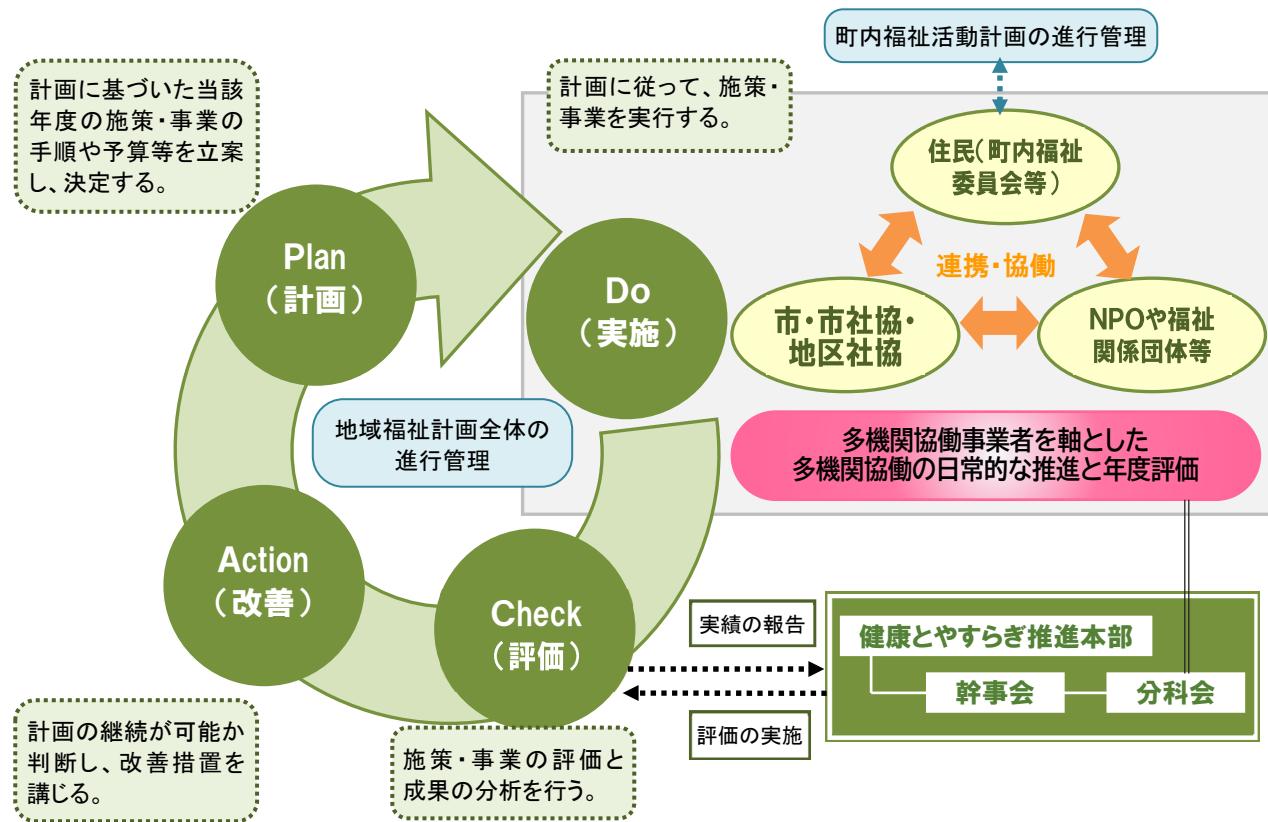
2 町内福祉活動計画の進行管理

地域福祉活動の中心的組織である町内福祉委員会が担う取組は、町内福祉委員会が町内福祉活動計画により推進、進行管理をしていきます。また、地区社協が各町内の状況を把握し支援を行います。

3 ボランティア、福祉事業者等の地域福祉活動の支援

民間の知識や技術などの専門性を活用した多様な地域福祉活動を推進するため、ボランティア、福祉事業者、福祉関係団体、NPOなどが行う地域福祉活動を支援するとともに、各団体や町内福祉委員会等が相互に連携し、お互いに有益な関係を構築できる場を設け、計画を推進します。

図8-1 計画の進行管理の進め方の概念図(PDCAサイクル)





資料編

1 策定過程

年月日	内容（主な議題）
令和4(2022)年 10月25日	第1回 策定幹事会・分科会(合同開催) ・第5次地域福祉計画の策定にあたって (計画の概要、第5次計画策定に向けてのポイント、策定スケジュール(案)) ・アンケート調査の実施について (市民アンケート調査(案)、事業所アンケート調査(案))
令和4(2022)年 11月4日	第1回 策定協議会 ・会長の選出と副会長の指名 ・諮問 ・助言者(長岩嘉文先生)講演 ・第5次地域福祉計画策定にあたって ・アンケート調査の実施について
令和4(2022)年 11月22日～12月12日	安城市地域福祉計画策定のための市民アンケート調査の実施 ・市内に在住する18歳以上の市民 安城市地域福祉計画策定のための事業所アンケート調査の実施 ・市内に所在地を有し、介護保険サービス、障害福祉サービスを提供する事業所
令和5(2023)年 2月9日～28日	第1回 地域会議 ・第5次地域福祉計画策定について ・町内福祉活動計画と第5次地域福祉計画の関係について ・アンケート結果(概要報告) ・地域課題の解決策を考えるためのワークショップ テーマ:「困りごとを地域として考える」
令和5(2023)年 (書面開催)	第2回 策定幹事会・分科会 ・市民及び事業所アンケートの調査結果について
令和5(2023)年 3月24日	第2回 策定協議会 ・市民及び事業所アンケートの調査結果について
令和5(2023)年 5月12日～20日	第2回 地域会議 ・町内福祉活動計画の振り返りと今後について
令和5(2023)年 6月30日	第3回 策定幹事会・分科会(合同開催) ・第5次安城市地域福祉計画(第6次地域福祉活動計画含む)骨子案について

年月日	内容（主な議題）
令和5(2023)年 7月6日	第3回 策定協議会 ・第5次安城市地域福祉計画(第6次地域福祉活動計画含む)骨子案について
令和5(2023)年 8月8日	第4回 策定分科会 ・第5次安城市地域福祉計画素案(第3・4章)の原稿修正について ・会議等から出された課題及び施策反映検討シートについて
令和5(2023)年 書面開催	第4回 策定幹事会 ・第5次安城市地域福祉計画素案(第3・4章)について
令和5(2023)年 9月26日	第4回 策定協議会 ・第5次安城市地域福祉計画素案(第1章から第4章まで)について
令和5(2023)年 9月28日～30日	第3回 地域会議 ・地区社協の福祉活動推進計画(案)について
令和5(2023)年 書面開催	第5回 策定幹事会・分科会(合同開催) ・第5次安城市地域福祉計画原案(パブリックコメント提出用計画案)について
令和5(2023)年 11月9日	第5回 策定協議会 ・第5次安城市地域福祉計画原案(パブリックコメント提出用計画案)について
令和5(2023)年12月5日 ～令和6(2024)年1月5日	パブリックコメントの実施
以下予定	
令和6(2024)年 1月31日	第6回 策定幹事会・分科会(合同開催) ・パブリックコメント結果報告、計画答申案について
令和6(2024)年 2月15日	第6回 策定協議会 ・パブリックコメント結果報告、計画答申案について
令和6(2024)年 2月20日	第5次地域福祉計画答申

2 安城市地域福祉計画策定協議会規則

平成26年1月24日安城市規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、安城市附属機関の設置に関する条例(平成25年安城市条例第34号)第5条の規定に基づき、安城市地域福祉計画策定協議会(以下「協議会」という。)に關し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、安城市附属機関の設置に関する条例別表に定めるその担任する事務について、意見を述べるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(助言者)

第4条 協議会の運営に関し指導又は助言を得るため、協議会に助言者を置くことができる。

2 助言者は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(会議)

第5条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

第7条 協議会に、必要があると認めるときは、幹事を設けることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

3 第5次安城市地域福祉計画策定協議会委員名簿

区分	氏名(敬称略)	所属及び役職等
会長	神谷 明文	社会福祉法人安城市社会福祉協議会 会長
副会長	大見 博昭 (令和5年5月23日まで)	安城市町内会長連絡協議会 副会長
副会長	渡辺 和彦 (令和5年5月24日から)	安城市町内会長連絡協議会 副会長
委員	柴田 綾乃 (令和4年11月30日まで)	安城市民生委員児童委員協議会 会長
委員	杉浦 正之 (令和4年12月1日から)	安城市民生委員児童委員協議会 会長
委員	野上 三香子	安城市ボランティア連絡協議会 副会長
委員	北川 弘巳	安城市老人クラブ連合会 会計
委員	杉浦 和彦	安城市子ども会育成連絡協議会 会長
委員	鳥居 正芳	一般社団法人安城市医師会 副会長
委員	杉浦 幹男 (令和5年5月12日まで)	安城市地区社会福祉協議会会长連絡会 会長
委員	稻垣 光一 (令和5年5月13日から)	安城市地区社会福祉協議会会长連絡会 会長
委員	山本 健一	安城市小中学校長会 桜町小学校校長
委員	都築 文明	安城市身体障害者福祉協会 会長
委員	松岡 万里子	特定非営利活動法人ing 理事長
委員	山北 佑介	社会福祉法人ぶなの木福祉会 管理者
委員	小久保 充	社会医療法人財団新和会八千代病院 介護事業部 統括課長
委員	山崎 瑞穂	特定非営利活動法人おやこでのびっこ安城 副理事長
委員	加藤 早苗	特定非営利活動法人育て上げネット中部虹の会 理事長
委員	熊澤 里佳	公募市民
助言者	長岩 嘉文	日本福祉大学中央福祉専門学校 校長

※ 所属及び役職は就任時を表記。

4 諒問・答申

4福祉第503号
令和4年11月4日

安城市地域福祉計画 策定協議会 会長 様

安城市長 神谷 學

安城市地域福祉計画の策定について(質問)

地域における福祉サービスの適切な利用を推進し、サービス事業者の健全な発達や地域住民の福祉活動への積極的な参加を促進するとともに、本市の特性を活かした地域福祉を総合的かつ計画的に推進するため、社会福祉法第107条の規定に基づく安城市地域福祉計画の策定について、貴協議会の意見を求める。

令和6年2月 日

安城市長 三星元人様

安城市地域福祉計画策定協議会 会長 神谷明文

安城市地域福祉計画の策定について(答申)

令和4年11月4日付け4福祉第503号にて諮詢のありました「安城市地域福祉計画の策定」につきまして、別添のとおり計画書(案)を取りまとめましたので答申します。

5 地域会議開催実績

地域会議を地区社協及び町内の区域ごとに開催しました。役割は次の3つです。

- ① 地域住民が地域における課題の確認と解決に向けた行動を考え、町内福祉委員会及び地区社会福祉協議会の活動計画を策定するとともに、策定過程で出た意見を集約して、本計画に反映させる。
- ② 各町内及び地区現行計画の单なる見直しに終わらせず、課題解決型の町内福祉委員会を目指すとともに、地域共生社会の構築を盛り込んだ計画を考える。また、関係団体、福祉事業者との協議も提案する。
- ③ 各町内で出た課題を各地区で整理し、共有化する中で、各地区の在り方を考える。

1 地区会議（地区社協の区域の会議）

(1) 第1回地域会議

話し合いに先立って、第5次安城市地域福祉計画の策定にあたってのポイント、ならびに計画策定に先立ち実施された市民アンケート結果について説明を受けました。

その後、「困りごとを地域として考える」をテーマとしたワークショップを行いました。8050問題や一人暮らし高齢者など地域生活課題の事例について各町で話し合いました。

地区名	開催日時 令和5(2023)年	会場	グループ数	参加者数
中央	2月17日(金) 9:30~11:20	総合福祉センター	15	53
東山	2月 9日(木)13:30~15:20	北部福祉センター	9	41
西部	2月10日(金)13:30~15:20	西部福祉センター	6	31
作野	2月14日(火)13:30~15:20	作野福祉センター	5	27
桜井	2月16日(木)13:30~15:20	桜井福祉センター	13	68
中部	2月21日(火)13:30~15:20	中部福祉センター	15	52
安祥	2月15日(水)13:30~15:20	安祥福祉センター	9	38
明祥	2月28日(火)13:30~15:20	明祥福祉センター	5	22
計			77	332



(2)第2回地域会議

第4次地域福祉計画の振り返りと地域の課題出しを目的として、「町内福祉活動計画の振り返りと今後について」をテーマに、各町で話し合いました。

地区名	開催日時 令和5(2023)年	会場	グループ数	参加者数
中央	5月20日(土)10:30~12:00	総合福祉センター	13	53
東山	5月16日(火)14:30~16:00	北部福祉センター	9	39
西部	5月13日(土)10:30~12:00	西部福祉センター	6	28
作野	5月12日(金)14:30~16:00	作野福祉センター	5	23
桜井	5月20日(土)14:45~16:15	桜井福祉センター	13	78
中部	5月19日(金)14:40~16:10	中部福祉センター	14	69
安祥	5月13日(土)14:30~16:00	安祥福祉センター	7	37
明祥	5月18日(木)14:40~16:10	明祥福祉センター	5	23
計			72	350

(3)第3回地域会議

各町内の会議の意見を踏まえ、各地区社協の福祉活動推進計画について話し合いました。

地区名	開催日時 令和5(2023)年	会場	参加者数
中央	9月29日(金)13:30~13:50	総合福祉センター	26
東山	9月30日(土)14:00~15:00	北部福祉センター	16
西部	9月29日(金)13:30~14:30	西部福祉センター	16
作野	9月28日(木)10:00~11:00	作野福祉センター	13
桜井	9月30日(土)10:00~10:40	桜井福祉センター	27
中部	9月28日(木)10:00~10:40	中部福祉センター	19
安祥	9月28日(木)10:00~11:00	安祥福祉センター	9
明祥	9月29日(金)10:00~11:00	明祥福祉センター	11
計			137

2 町内会議(地区社協の区域の会議)

町内福祉活動計画の策定に向けて、町内福祉委員会ごとの会議を、市内76町内福祉委員会において、計189回開催し、参加者数は延べ1,877人でした(令和5(2023)年10月31日時点)。

6 活動指標一覧

「第4章 地域福祉施策の推進」で整理した推進施策・事業に関わる活動指標等の一覧は以下のとおりです。

基本目標	1 地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう － 自助・共助による住民主体のまちづくり －				
基本施策	1-1 地域福祉の啓発と住民主体の地域福祉活動の推進				
事業名	活動指標	実績:2022年度	目標:2028年度	主担当課	掲載頁
1-1-(1)地域福祉活動への参加の啓発					
①市社協広報紙の発行	発行回数	12回	12回	市社協	66
②町内福祉委員会全体研修会等の開催	参加した町内福祉委員会数	72町内福祉委員会	全町内福祉委員会	市社協、地区社協	66
③地区社協地域福祉活動勉強会の開催地区数	実施回数	6回	8回 (全地区)	地区社協	66
④町内会の必要性の啓発と町内会への加入促進	町内会加入率	71.7%	75.0%	市民協働課、市民課	66
⑤外国人市民に対する地域情報等の提供	—	—	—	市民協働課、市民課	66
1-1-(2)町内福祉活動計画に基づく小地域福祉活動の推進					
①町内福祉委員会の組織体制の充実支援	町内福祉委員会発足町内会数	全町内会	全町内会	地区社協	67
②町内福祉活動計画の実行と進行管理の支援	町内福祉活動計画策定町内福祉委員会数	全町内福祉委員会	全町内福祉委員会	地区社協	67
1-1-(3)多様な小地域福祉活動等の充実					
①地域見守り活動推進事業	地域見守り活動推進事業実施町内福祉委員会数	全町内福祉委員会	全町内福祉委員会	市社協、地区社協	67
②福祉マップ作成・更新の支援	—	—	—	地区社協	67
③民生委員による安否確認・見守りの推進	民生委員による訪問件数	20,965件	26,000件	社会福祉課	67
④食育メイトによる栄養教室の開催	事業実施回数	27回	27回以上	健康推進課	67
⑤地域でのサロン等の開催支援	月1回以上開催されているサロンの実施箇所数	207箇所	210箇所	市社協、地区社協	67
⑥町内での福祉に関する勉強会の開催支援	—	—	—	市社協、地区社協、社会福祉課、高齢福祉課	67
⑦老人クラブ等での健康づくりの推進	健康教育参加者数	1,621人	2,000人	健康推進課	67
⑧介護予防教室の支援	開催か所	55箇所	58箇所	高齢福祉課、市社協	67
1-1-(4)地区社協と地域支援体制の充実					
①地区社協活動の充実	—	—	—	地区社協	68

基本目標	1 地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう － 自助・共助による住民主体のまちづくり －				
基本施策	1-2 地域における連携と協働の推進				
事業名	活動指標	実績:2022年度 目標:2028年度		主担当課	掲載頁
1-2-(1)地域における支援体制の構築と円滑な推進					
①地域における住民組織間の連携体制づくり	－	－	－	地区社協	70
②多機関が連携したケース検討会議の開催等による社会資源のネットワーク化	多様な組織による連携会議の開催件数	8回	10回	市社協、地区社協、社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課	70
③生活支援ネットワーク会議の開催による社会資源の創出及びネットワーク化	－	－	－	市社協、高齢福祉課	70
1-2-(2)住民組織と福祉関係団体等の連携と協働の推進					
①福祉事業者と関係団体等との交流促進	－	－	－	市社協、社会福祉課、高齢福祉課	70
②住民組織と福祉団体・福祉事業者とのマッチング	－	－	－	市社協	70
③市民活動センター・市社協ボランティアセンターにおける相談・コーディネート機能の充実	－	－	－	市民協働課、市社協	70
④団体同士がつながる交流会(市民活動交流会)の開催	交流会開催回数	1回	1回	市民協働課	70
基本施策	1-3 地域ぐるみの防災・防犯・交通安全・消費者トラブル対策の推進				
1-3-(1)防災の啓発と自主防災体制の充実					
①自主地域防災訓練の支援(自主防災組織支援事業)	自主防災組織が実施した防災訓練回数	59回	73回	危機管理課	73
②自主防災リーダー養成研修事業	防災リーダー養成研修会受講者数(累計)	945人	1,000人	危機管理課	73
③中学生防災隊活動推進事業	－	－	－	危機管理課、市社協、地区社協	73
④家具転倒防止普及事業	研修実施自主防災組織数	61組織	73組織	危機管理課	73
1-3-(2)住まいの防災、減災対策の推進					
①木造住宅無料耐震診断事業	－	－	－	建築課	74
②木造住宅耐震改修費補助事業	－	－	－	建築課	74
③木造住宅耐震シエルター等整備費補助事業	－	－	－	建築課	74
④家具転倒防止器具取付事業	家具転倒防止器具取付設置世帯数	高齢者12世帯 障害者 0 世帯	高齢者12世帯 －	高齢福祉課、障害福祉課	74

基本目標	1 地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう － 自助・共助による住民主体のまちづくり －				
基本施策	1-3 地域ぐるみの防災・防犯・交通安全・消費トラブル対策の推進				
事業名	活動指標	実績:2022年度	目標:2028年度	主担当課	掲載頁
1-3-(3)災害時のボランティア支援体制の充実					
①災害ボランティアセンターの周知や災害ボランティアコーディネーターの養成	災害ボランティアコーディネーター登録者数	127人	220人	市社協、市民協働課	74
1-3-(4)避難行動要支援者支援制度の啓発と充実					
①避難行動要支援者支援制度の啓発	説明会実施数	11回	15回	社会福祉課、地区社協	74
②避難行動要支援者支援制度の効果的運用	避難行動要支援者の情報提供にかかる同意者数	4,696人	5,000人	社会福祉課、市社協、地区社協	74
1-3-(5)地域ぐるみの防犯・消費者トラブル対策					
①安全安心情報メールなどによる情報提供事業	安全安心情報メール配信回数	95回	90回	市民安全課	75
②防犯教室や街頭キャンペーンなどによる啓発事業	防犯教室等開催回数	81回	85回	市民安全課	75
③自主防犯組織活動支援事業	自主防犯パトロール隊数	75隊	81隊	市民安全課	75
④犯罪抑止モデル地区指定事業	犯罪抑止モデル地区指定地区数(累計)	18地区	24地区	市民安全課	75
⑤子どもの登下校の安全確保に向けたスクールガードの整備	スクールガード登録者数	1,341人	1,800人	学校教育課	75
⑥消費生活に関する情報発信の強化	－	－	－	商工課	75
1-3-(6)交通安全の啓発					
①交通安全教育推進事業	交通安全教室開催回数	77回	80回	市民安全課	75
②交通安全広報活動推進事業	－	－	－	市民安全課	75

基本目標	1 地域丸ごと支え合いの仕組みを創ろう － 自助・共助による住民主体のまちづくり －				
基本施策	1-4 生きがいと社会参加の創出				
事業名	活動指標	実績:2022年度		目標:2028年度	主担当課
1-4-(1)社会参加の促進と生きがいづくり					
①高齢者教室の開催	高齢者教室クラス数	11クラス	11クラス	生涯学習課	78
②シルバーカレッジの開催	シルバーカレッジクラス数	2クラス	2クラス	生涯学習課	78
③福祉センター講座の開催	講座数	48講座	48講座	市社協	78
④福祉センターサロンの開催	参加者数	延 22,148人	延 22,500人	市社協、 地区社協	78
⑤「農」のある暮らし体験事業	野菜づくり入門コース実施回数	2回	2回	農務課	78
⑥地域における高齢者スポーツの推進	ラジオ体操参加者数(大人)	延 15,065人	延 20,000人	スポーツ課	78
⑦講座型デイサービス事業	講座型デイサービス講座数	11講座	11講座	障害福祉課、 市社協	78
⑧障害者社会参加促進事業	行事参加者数	597人	1,300人	障害福祉課	78
⑨障害のある人がスポーツに親しめる環境づくり【新規】	ニュースポーツ貸出回数	415回	600回	スポーツ課	78
⑩障害のある人のスポーツ活動参加促進事業	障害者大会激励金申請数	2人	5人	スポーツ課	79
⑪地域ぐるみの親子ふれあい活動の充実	親子ふれあい活動実施校数	15校	21校	生涯学習課	79
⑫困難を抱える若者支援事業【新規】	－	－	－	生涯学習課	79
1-4-(2)就労機会の拡充					
①シルバー人材センターの活用促進	シルバー人材センター会員数	1,068人	1,140人	高齢福祉課	79
②障害者就労支援事業	一般就労者数	39人	62人	障害福祉課	79
③若年無業者就労支援事業	－	－	－	商工課、 生涯学習課	79
④就労準備支援事業	－	－	－	社会福祉課	79

基本目標	2 地域福祉の取組を支援する施策を充実させよう － 地域福祉活動を支える人と活動の拠点づくり －				
基本施策	2-1 福祉のこころの醸成				
事業名	活動指標	実績:2022年度 目標:2028年度		主担当課	掲載頁
2-1-(1)地域や家庭における福祉学習の推進					
①市社協広報紙の発行	(基本施策1-1-(1)-①の再掲)		市社協	81	
②町内福祉委員会全体研修会等の開催	(基本施策1-1-(1)-②の再掲)		市社協、地区社協	81	
③地区社協地域福祉活動勉強会の開催	(基本施策1-1-(1)-③の再掲)		地区社協	81	
④地区社協事業を通じた福祉学習の充実	地区社協講演会等開催回数	100回	100回	地区社協	81
2-1-(2)学校における福祉教育の充実					
①福祉学習支援事業	福祉学習実施件数(助成件数を含む)	社協20件 学教13件	社協20件 学教40件	市社協、学校教育課	81
②ふれあいネット推進事業 (地域と連携したこころの教育等の推進)	ふれあい活動事業参加人数	32,639人	35,000人	学校教育課	81
③特別支援学級と通常学級との交流学級の推進	－	－	－	学校教育課	81
2-1-(3)相互理解の促進とノーマライゼーション理念等の周知と啓発					
①福祉まつり事業	福祉まつり参加者数	3,900人	6,400人	市社協	81
②障害のある人への理解及び差別解消の周知・啓発 【新規】	広報やイベント等での周知・啓発活動	実施	実施継続	障害福祉課	81
③多文化共生意識の醸成	－	－	－	市民協働課	82
基本施策	2-2 地域福祉活動の担い手の養成と活動支援				
2-2-(1)地域福祉活動の参加機会の提供					
①市社協広報紙発行	(基本施策1-1-(1)-①の再掲)		市社協	84	
②町内福祉委員会全体研修会等の開催	(基本施策1-1-(1)-②の再掲)		市社協、地区社協	84	
③地区社協地域福祉活動勉強会の開催	(基本施策1-1-(1)-③の再掲)		地区社協	84	
④地区社協事業を通じた福祉学習の充実	(基本施策2-1-(1)-④の再掲)		地区社協	84	
⑤ボランティア登録の促進	ボランティアセンターの登録数	団体204団体 個人274人	団体210団体 個人310人	市社協	84
⑥ボランティア体験プログラム事業	ボランティア体験人数	90人	240人	市社協	84
⑦市民活動活性化事業(情報受発信)	－	－	－	市民協働課	84

基本目標	2 地域福祉の取組を支援する施策を充実させよう － 地域福祉活動を支える人と活動の拠点づくり －				
基本施策	2-2 地域福祉活動の担い手の養成と活動支援				
事業名	活動指標	実績:2022年度	目標:2028年度	主担当課	掲載頁
2-2-(2)ボランティア等の養成と活用					
①各種ボランティア等の養成講座の充実	ボランティア養成講座開催講座数	社協主催講座 11講座	社協主催講座 8講座	市社協	84
②各種ボランティア保険の周知と加入促進	広報掲載回数	市広報紙 1回 市社協広報紙 1回	市広報紙1回 市社協広報紙 1回	市民協働課、 市社協	84
2-2-(3)地域福祉活動等を担う団体の活動支援					
①町内福祉委員会の組織体制の充実支援	(基本施策1-1-(2)-①の再掲)			地区社協	84
②地域福祉活動助成事業	(基本施策2-2-(4)-①に掲載)			市社協、 地区社協	84
③町内会活動支援事業	(基本施策2-2-(4)-②に掲載)			市民協働課	84
④市民活動補助制度の運用及び協働事業への支援制度の活用	－	－	－	市民協働課	85
⑤ボランティア活動助成事業	助成団体数	10団体	10団体	市社協	85
⑥市民活動活性化事業(人材・団体育成事業)	スキルアップ講座開催数	5講座	5講座	市民協働課	85
2-2-(4)町内福祉活動等に対する助成					
①地域福祉活動助成事業	助成町内会数	全町内会	全町内会	市社協、 地区社協	85
	助成町内福祉委員会数	全町内 福祉委員会	全町内 福祉委員会		
②町内会活動支援事業	対象町内会数	全町内会	全町内会	市民協働課	85
③町内公民館建設費等補助事業	補助実行	実施	実施継続	市民協働課	85

基本目標	2 地域福祉の取組を支援する施策を充実させよう － 地域福祉活動を支える人と活動の拠点づくり －				
基本施策	2-3 セルフヘルプ、当事者力の向上支援				
事業名	活動指標	実績:2022年度	目標:2028年度	主担当課	掲載頁
2-3-(1)当事者団体に関する情報提供及び交流の推進					
①障害者団体等の当事者団体の周知	障害者手帳交付時の周知・啓発	実施	実施継続	障害福祉課	87
②障害当事者間の交流会の開催	交流会等の実施	実施	実施継続	障害福祉課	87
2-3-(2)当事者団体の育成及び活動支援					
①老人クラブ活動支援事業	老人クラブ数	94クラブ	82クラブ	高齢福祉課	87
	老人クラブ会員数	9,180人	6,500人		
②障害者社会参加促進事業	(基本施策1-4-(1)-⑧の再掲)			障害福祉課	87
③子育てサークルへの支援 (地域子育て支援センタ一事業)	支援回数	194回	200回	子育て支援課	87
④介護者のつどいの周知と充実	—	—	—	市社協、地区社協	87
⑤当事者団体への支援	—	—	—	市社協、社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課	87
2-3-(3)町内福祉委員会への啓発と活動支援					
①町内福祉委員会の組織体制の充実支援	(基本施策1-1-(2)-①の再掲)			地区社協	87
②地域見守り活動推進事業	(基本施策1-1-(3)-①の再掲)			市社協、地区社協	87
基本施策	2-4 地域福祉活動を支える拠点機能の整備				
2-4-(1)福祉センターの計画的な改修と活用促進					
①福祉センター維持管理	—	—	—	社会福祉課	88
②地域福祉活動拠点としての福祉センターの活用促進	—	—	—	市社協、地区社協	88
2-4-(2)地域福祉活動等の拠点施設の充実支援					
①町内公民館建設費等補助事業	(基本施策2-2-(4)-③の再掲)			市民協働課	88

基本目標	3 暮らしを支える包括的で多様なサービスを充実させよう － わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －				
基本施策	3-1 福祉サービスに関する適切な情報提供				
事業名	活動指標	実績:2022年度	目標:2028年度	主担当課	掲載頁
3-1-(1)福祉サービスに関する情報の収集と発信					
①福祉サービスに関する情報提供	—	—	—	社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、子育て支援課、市社協、地区社協	90
②福祉制度や医療制度に関する情報発信と理解促進	—	—	—	社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、国保年金課	90
③福祉施策をまとめたガイドブックによる情報提供	—	—	—	社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課	90
3-1-(2)情報のバリアフリー化とわかりやすい情報の提供					
①市、市社協公式ウェブサイトの充実	—	—	—	秘書課、市社協	90
②音声による情報提供の推進	—	—	—	障害福祉課	90
③手話通訳者、要約筆記者派遣事業	派遣件数	435件	557件	障害福祉課	90
④多言語による生活情報の提供	—	—	—	市民協働課	90
⑤高齢者等へのデジタル機器・サービスの活用支援【新規】	—	—	—	経営情報課、市社協	90

基本目標	3 暮らしを支える包括的で多様なサービスを充実させよう － わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －				
基本施策	3-2 きめ細かな相談支援体制の確立				
事業名	活動指標	実績・2022年度	目標・2028年度	主担当課	掲載頁
3-2-(1)住民の相談を断らず受け止める重層的支援体制の構築					
①重層的支援体制整備事業の実施【新規】	－	－	事業実施	社会福祉課	92
②市社協の相談等支援体制の整備・充実	－	－	－	市社協	92
3-2-(2)地域での身近な困りごとの相談支援体制の促進					
①町内福祉委員会での相談支援活動の支援	－	－	－	市社協、地区社協	92
②民生委員・児童委員活動の住民への周知と活動支援	－	－	－	社会福祉課、市社協、地区社協	92
③地域包括ケア体制の推進	－	－	－	高齢福祉課、障害福祉課、市社協、地区社協	93
3-2-(3)専門的な相談支援体制の充実と周知					
①高齢者の相談窓口の周知と充実	－	－	－	高齢福祉課、市社協	93
②障害のある人の相談窓口の周知と充実	相談支援事業所数	7事業所	8事業所	障害福祉課、子ども発達支援課、市社協	93
③健康に関する相談窓口の開設	－	－	－	健康推進課	93
④子育てに関する相談窓口の周知と充実	－	－	－	子育て支援課、子ども発達支援課、学校教育課、健康推進課	93
⑤子ども自身の悩み等の相談窓口の周知と充実【新規】	思春期相談	－	実施	子育て支援課、学校教育課、健康推進課	93
⑥ひとり親世帯の相談窓口の周知と充実	－	－	－	子育て支援課	94
⑦ドメスティック・バイオレンス(DV)の相談窓口の周知と充実	－	－	－	市民協働課、子育て支援課	94
⑧生活困窮者への相談窓口の周知と充実	－	－	－	社会福祉課	94
⑨犯罪をした人等への社会復帰支援	－	－	－	社会福祉課	94

基本目標	3 暮らしを支える包括的で多様なサービスを充実させよう － わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －				
基本施策	3-3 公的な福祉サービスの充実				
事業名	活動指標	実績・2022年度	目標・2028年度	主担当課	掲載頁
3-3-(1)各種福祉サービスの充実と分野横断的な福祉サービスの展開					
①高齢者に対する福祉サービスの充実	－	－	－	高齢福祉課	95
②障害のある人に対する福祉サービスの充実	－	－	－	障害福祉課	96
③子ども、子育てに対する福祉サービスの充実	－	－	－	子育て支援課、保育課	96
④介護予防事業の充実	介護予防事業 参加者数・講座数	シニア介護予防 講座 延2,160人 スッキリ☆しゃつ きり健康体操 延8,543人 介護予防講座 数 24講座	シニア介護予 防講座 延2,800人 すっきり・しゃつ きり健康体操 延9,140人 介護予防講座 数 25講座	高齢福祉課、 市社協	96
⑤家族介護者に対する支援の充実	介護人手当受給者数	538人	671人	高齢福祉課	96
⑥分野横断的な福祉サービスの展開	－	－	－	社会福祉課、 障害福祉課、 高齢福祉課、 子育て支援課、 子ども発達支援課、 健康推進課、 市社協	96
3-3-(2)福祉サービス関連施設の計画的整備と内容の充実					
①高齢者福祉施設の整備	－	－	－	高齢福祉課	96
②障害者福祉施設の整備	－	－	－	障害福祉課	96
③共生型サービスの普及・促進	－	－	－	障害福祉課、 高齢福祉課	96
④保育園等の整備	－	－	－	子育て支援課、 保育課	97
⑤児童クラブの整備	－	－	－	子育て支援課	97
⑥福祉人材の確保	－	－	－	障害福祉課、 高齢福祉課、 子育て支援課、 保育課	97
3-3-(3)適正な制度運用とサービスの質の確保					
①福祉事業者による苦情相談制度の周知徹底	－	－	－	障害福祉課、 高齢福祉課	97
②県運営適正化委員会制度などの適正な運用	－	－	－	障害福祉課、 高齢福祉課	97
③保育園等における苦情解決制度の周知と適正な運用	－	－	－	保育課	97
④福祉事業者の第三者評価、自己評価の促進	－	－	－	障害福祉課、 高齢福祉課、 保育課	97
⑤福祉人材の確保	(基本施策3-3-(2)-⑥の再掲)			障害福祉課、 高齢福祉課、 子育て支援課、 保育課	97
⑥共生型サービスの普及・促進	(基本施策3-3-(2)-③の再掲)			障害福祉課、 高齢福祉課	97

基本目標	3 暮らしを支える包括的で多様なサービスを充実させよう － わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －				
基本施策	3-4 セーフティネットの整備				
事業名	活動指標	実績:2022年度	目標:2028年度	主担当課	掲載頁
3-4-(1)生活困窮者等への支援の推進					
①生活困窮者への相談窓口の周知と充実	(基本施策3-2-(3)-⑧の再掲)			社会福祉課	99
②居住に課題を抱える者への支援	－	－	－	社会福祉課	100
③就労準備支援事業	(基本施策1-4-(2)-④の再掲)			社会福祉課	100
④貸付制度の周知及び相談支援	－	－	－	子育て支援課、市社協	100
3-4-(2)権利擁護事業の充実					
①日常生活自立支援事業の周知と利用支援	－	－	－	障害福祉課、高齢福祉課、市社協	100
②成年後見制度の周知と利用支援	－	－	－	障害福祉課、高齢福祉課、市社協	100
3-4-(3)総合的な虐待等防止ネットワーク体制の強化					
①虐待等防止地域協議会を中心とした取組の強化	－	－	－	子育て支援課、社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、市民協働課	100
②子どもを守るための家庭、学校、地域等の連携の推進	－	－	－	子育て支援課、保育課、学校教育課、社会福祉課	100
③住民や福祉事業者に対する虐待等の防止に向けた広報啓発活動の推進	－	－	－	子育て支援課、社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、市民協働課	101
3-4-(4)安否確認と緊急時の対応の充実					
①高齢者孤立防止事業の推進	利用者数	福祉電話 99人	福祉電話 63人	高齢福祉課	101
②ICTを活用した安否確認システムの導入と普及促進		友愛訪問 179人	友愛訪問 170人		
③介護予防・高齢者保健事業の推進		緊急通報システム 430人	緊急通報システム 450人		
④介護予防・高齢者保健事業の推進		給食サービス 719人	給食サービス 1,100人		
3-4-(5)ひとり親家庭に対する日常生活支援の充実					
①家庭生活支援員の派遣	－	－	－	子育て支援課	101
3-4-(6)養育支援訪問事業等の推進					
①保健師等による専門的相談支援の充実	－	－	－	子育て支援課、健康推進課	101
3-4-(7)子育て世帯訪問支援事業の推進					
①家事支援員等の派遣	－	－	－	子育て支援課	101
3-4-(8)生きることの包括的支援					
①自殺対策に向けた取組の強化	自殺死亡率(人口10万人対)	13.7	13.0以下	健康推進課	101

基本目標	3 暮らしを支える包括的で多様なサービスを充実させよう － わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －				
基本施策	3-5 保健、医療、福祉と地域との連携の強化				
事業名	活動指標	実績:2022年度	目標:2028年度	主担当課	掲載頁
3-5-(1)保健、医療、福祉の各専門機関の連携					
①高齢者に対する総合的な支援体制の確立	－	－	－	高齢福祉課	103
②早期療育に向けた支援体制の確立	－	－	－	子ども発達支援課、保育課	104
③自立支援協議会を通じた事業者間の連携の促進	－	－	－	障害福祉課	104
3-5-(2)地域と専門機関との連携					
①地域包括ケア体制の推進	(3-2-(2)-③ の再掲)			高齢福祉課、障害福祉課、市社協、地区社協	104
②障害のある人が地域で暮らすための専門機関と地域との連携の推進	－	－	－	障害福祉課	104
3-5-(3)総合的な虐待防止ネットワーク体制の強化(再掲)					
①虐待等防止地域協議会を中心とした取組の強化	(3-4-(3)-①の再掲)			子育て支援課、社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、市民協働課	104
②子どもを守るための家庭、学校、地域等の連携の推進	(3-4-(3)-②の再掲)			子育て支援課、保育課、学校教育課、社会福祉課	104
③住民や福祉事業者に対する虐待等の防止に向けた広報啓発活動の推進	(3-4-(3)-③の再掲)			子育て支援課、社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、市民協働課	104
3-5-(4)分野横断的な府内連携体制の整備・強化(再掲)					
①重層的支援体制整備事業の実施【新規】	(3-2-(1)-①の再掲)			社会福祉課	104
②分野横断的な福祉サービスの展開	(3-3-(1)-⑥の再掲)			社会福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、子育て支援課、子ども発達支援課、健康推進課、市社協	104

基本目標	3 暮らしを支える包括的で多様なサービスを充実させよう － わかりやすい情報の提供と地域に根ざした支援体制づくり －				
基本施策	3-6 高齢者や障害のある人等の自立を支える都市環境等の整備や移動手段の充実				
事業名	活動指標	実績・2022年度	目標・2028年度	主担当課	掲載頁
3-6-(1)公共施設のバリアフリー化の推進とユニバーサルデザイン化の促進					
①施設改修時におけるバリアフリー化の推進	－	－	－	施設保全課	106
②施設新設におけるユニバーサルデザイン化の促進	－	－	－	施設保全課	106
3-6-(2)交通のバリアフリー化の推進					
①道路の段差等の解消の推進	－	－	－	土木課	106
②あんくるバスのバリアフリー対応車両運行の継続	バリアフリー対応車両率	100%	100%	都市計画課	106
3-6-(3)住まいのバリアフリー化の推進					
①人にやさしい住宅リフォーム費助成事業	助成件数	187件	231件	高齢福祉課	106
②市営住宅のバリアフリー化	－	－	－	建築課	106
3-6-(4)安心、便利な移動支援の充実					
①車いす貸出し事業	貸出し件数	754件	760件	市社協	107
②車いす移送車貸出し事業	貸出し件数	810件	810件	市社協	107
③高齢者外出支援サービス事業	交付人数	1,482人	2,218人	高齢福祉課	107
④障害者福祉タクシー料金助成事業	交付人数	1,707人	2,500人	障害福祉課	107
⑤あんくるバス・あんくるタクシーを活用した移動支援の充実	利用人数	高齢者 延160,872人 障害者 延50,443人	高齢者 延251,256人 障害者 延58,498人	障害福祉課、 高齢福祉課、 都市計画課	107
⑥多様な主体による移動支援制度創設の検討【新規】	－	－	－	高齢福祉課、 障害福祉課、 市社協、 地区社協	107
⑦移動制約者に対する既存サービスの利用促進【新規】	－	－	－	高齢福祉課、 障害福祉課、 市社協、 地区社協	107

7 用語解説

五十音順で表記をしています。

— あ 行 —

【ICT(ICTスキル)】

「ICT」とは「Information and Communication Technology」(情報通信技術)の略であり、IT(Information Technology)とほぼ同義の意味を持つが、コンピューター関連の技術をIT、コンピューター技術の活用に着目する場合をICTと、区別して用いる場合もある。ICTスキル(Skill)とは、ICT(情報通信技術)を活用する能力・技能をいう。

【アウトリーチ】

「アウトリーチ」とは「外へ(out)手を伸ばす(reach)」こと。福祉の分野では、困難を抱えながらも支援の必要を自覚していない、相談意欲がない、支援拠点に足を運ばない人の場合、従来の施設型支援から取りこぼされることが多い。そこで、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対して、行政や支援機関が積極的に働きかけて情報・支援を届ける取組・プロセスのことをいう。

【インフォーマルサービス】

家族、近所の人、ボランティア等による福祉サービスをいう。法律等の制度に基づいた福祉、介護等のサービスであるフォーマルサービスの対義語として使われる。インフォーマルサービスは、支援を必要とする人の置かれた環境、状況に応じて柔軟な取組ができる点が特徴である。

【運営適正化委員会】

都道府県の区域内において、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、都道府県社会福祉協議会に置かれる機関をいう。

【NPO(法人)】

「NPO」とは「Non Profit Organization」の略称で、広義には民間非営利組織といわれ、社会福祉協議会、ボランティア団体、福祉公社、協同組合等、営利を目的としない団体を指す。法的には、特定非営利活動促進法により、特定非営利活動を行う団体に法人格が付与され、その活動の推進が図られている。特定非営利活動促進法により設立された法人を特定非営利活動法人(NPO法人)という。

【LGBTQ】

「LGBT」とは、「Lesbian」(レズビアン、女性同性愛者)、「Gay」(ゲイ、男性同性愛者)、「Bisexual」(バイセクシュアル、両性愛者)、「Transgender」(トランスジェンダー、出生時に診断された性と自認する性の不一致)の頭文字をとり、性的少数者(セクシュアル・マイナリティー)を表す総称の一つとして使われている。

「LGBTQ」とは、これに「Questioning」(クエスチョニング、自分の性別や性的指向に確信が持てない人)を加えたもので、これも性的少数者を包括する言葉として用いられている。

さらに、恋愛感情や性的な感情を持たない人、自分の中に男性と女性がある人、いずれの性別も認識していない人などを加え「LGBTQ+」「LBGTs」と表現されることもある。

【エンパワーメント】

自らが本来持っている力を引き出し、意識と能力を高め、自分自身の生活を決定し、職場、家庭、地域など社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的、文化的な意思決定に十分に関わることができる力を持つことをいう。

一か行一

【基幹相談支援センター】

総合的・専門的な相談支援の実施や地域移行・地域定着の促進の取組、権利擁護・虐待の防止等、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関をいう。

【救急医療情報キット(安心キット)】

ひとり暮らし高齢者などの避難行動要支援者が災害時や病気等で緊急搬送される時に、必要な情報を速やかに医療機関に伝えることを目的としたもので、かかりつけ医や持病などの医療情報、健康保険証(写し)などを入れる専用の容器をいう。

【共生型サービス】

高齢者と障害児・者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、高齢者向けの介護保険サービスと障害児・者向けの障害福祉サービスの両方を行う新たなサービスをいう。

【権利擁護】

自らの意思を表示することが困難な知的障害者等に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。

【後見人(成年後見人・保佐人・補助人)】

知的障害や精神障害、認知症などにより、判断能力が十分でない人が、不利益を被らないよう家庭裁判所から選任され、援助する人をいう。

【公認心理師】

公認心理師法第2条に定めるとおり、登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次の行為を行うことを業とする者をいう。①心理に関する支援をする者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。②心理に関する支援をする者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導などの援助を行うこと。③心理に関する支援をする者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導などの援助を行うこと。④心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと。

【高齢者のみの世帯】

65歳以上の高齢者のみで構成される世帯のうち、ひとり暮らし高齢者を除く世帯をいう。

【子どもの貧困】

必要最低限の生活水準が満たされておらず心身の維持が困難である絶対的貧困にある、またはその国の貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)以下の所得で暮らす相対的貧困にある17歳以下の子どもの存在及び生活状況をいう。日本の子どもの7人に1人が貧困、ひとり親家庭の半数が貧困といわれており、貧困に追い詰められた親が虐待や育児放棄に至るケースや、しっかりとした教育が受けられずに世代を超えて貧困が連鎖していくことなどが問題視されている。平成26(2014)年1月に施行された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、平成26(2014)年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、政府として総合的に取組を進めることとされており、内閣府、文部科学省、厚生労働省などの関係省庁が連携して取り組んでいる。

【個別避難計画】

災害が発生し、避難するときにどのような支援が必要かをまとめた計画をいう。避難行動要支援者一人ひとりに対して作成し、個々の状況に合わせて、避難先や支援内容、避難するときに配慮することなどを記載する。

【コミュニティソーシャルワーカー(CSW)】

地域で困っている人を支援するために、地域の人材や制度、サービス、住民の援助などを組み合わせたり、新しい仕組みづくりのための調整やコーディネートを行ったりする役割を担う者。

【コミュニティワーカー】

社会福祉に関する専門的知識を有し、地域援助技術等を活用して、地域援助を行う者をいう。その業務には、住民参加による地域組織化活動や地域間での連絡、調整、住民への福祉学習など地域援助に関わる種々の活動がある。

【孤立死】

誰にも看取られることなく息を引き取り、かつ、相当期間放置される事例をいう。孤独死と表現されることもある。

— さ 行 —

【災害ボランティアセンター】

災害時に被災者等のニーズを把握し、被災地内外から支援に駆けつけるボランティアを適切にコーディネートするための機関をいう。

【サロン】

町内福祉委員会など住民主体による仲間づくりや生きがいづくりのためのつどいを開催する活動のことをいう。ほかにも本市ではおしゃべりや情報交換の場としてのマタニティサロンや赤ちゃんサロン等を児童センターや保健センターで開催している。

【自主防災組織】

地域で災害による被害を予防、軽減する防災活動を行うために結成された住民組織をいう。

【自主防犯組織】

地域で自主的に防犯パトロールや登下校時の子どもの見守り活動などの防犯活動に取り組んでいる住民組織をいう。

【指定特定相談支援事業所】

地域で暮らす障害のある人やその家族からの相談に応じ、サービスの紹介を行うほか、サービスが適切に利用できるよう、サービス等利用計画を作成する事業所をいう。

【児童クラブ】

保護者が仕事などにより昼間留守家庭になる小学校に就学している児童に対して、健全な育成を図るため、授業の終了後に預かり、適切な遊びや生活の場を提供する事業所をいう。

【市民活動センター】

市民活動に関する様々な情報の提供、市民活動団体相互の交流と連携の促進や市民活動団体の自立を支援する市民活動のサポート拠点をいう。

【若年無業者】

概ね15歳以上39歳以下で、一定期間仕事に就いておらず、家事も通学もしていない者をいう。

【重層的支援体制整備事業】

社会福祉法の平成29(2017)年改正で、市町村は、「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする」と規定され、市町村による包括的支援体制の整備が努力義務となった。この包括的支援体制整備の一手法として新たに創設された事業をいう。事業の要点については3ページ参照。

【住民支え合いマップ】

福祉マップを発展させ、地域の課題と同時に資源や解決方法を確認するものである。

具体的には、福祉マップにおける地域の社会資源に加え、支援を必要とする人が日常生活の中で誰と接しているかを聞き取り、地図上にその人との関係性を表していくものをいう。

【手話】

手の形、位置、動きの組み合わせで意味を表す聴覚及び言語障害者のコミュニケーション手段の一つのことをいう。

【小地域福祉活動】

隣近所(単位福祉圏域)と町内会(第1次福祉圏域)の圏域での住民による地域福祉を推進するための活動をいう。

【自立支援協議会】

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりについて、中核的な役割を果たす定期的な協議の場をいう。なお、社会資源の開発や改善などについて協議を行う。

【スクールガード】

あらかじめ各小学校に登録した住民が、子どもたちの登下校時間に合わせ、通学路の巡回パトロールや危険箇所の情報収集と対策の実施などを行う、学校安全ボランティアのことを行う。

【生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)】

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築の機能)を果たす者をいう。本市では、平成27(2015)年4月から市社協(8つの日常生活圏域(地区社協単位))に配置している。

【成年後見制度】

認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分な人の権利を守ることを目的とした制度をいう。

【セーフティネット】

経済的な危機や何らかの安全が脅かされた場合にも、最低限の生活を保障してくれる、社会的な制度や施策をいう。

【セルフヘルプ】

特定の問題を抱えた当事者が、自らの現状を自らで修正、改善する活動をいう。

【専門的相談支援】

保健師や保育士等が子育てに強い不安、孤立感等を抱える家庭などを訪問し、養育に関する助言・指導を行うもの。

【ソーシャルインクルージョン(社会的包摶)】

現実の問題として、社会的不利を抱えた人(障害のある人、失業者、ホームレス、外国籍の人、性的少数者等)は孤立や経済的困窮に陥りやすい状況があるが、「あらゆる人が孤立したり排除されたりしないよう援護し、社会の構成員として包み支え合う」理念をいう。

— た 行 —

【第三者評価】

福祉サービスの質の評価を行うための専門的な知識を有する第三者機関が、客観的な基準に基づいてサービスの質の評価を行うとともに、その結果を公表し、利用者に情報提供を行う仕組みをいう。外部評価ともいう。

【ダブルケア・ダブルケアラー】

「ダブルケア」とは、子育てと親や親族の介護を同時に担う状態のことをいう。ダブルケアをおこなう人を「ダブルケアラー」と呼ぶ。

【多文化共生】

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことをいう。

【地域共生社会】

地域共生社会とは、制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいう。

【地域子育て支援センター】

子育て中の親子に対し、交流の場の提供、子育て相談、育児情報の提供、育児講座の実施、子育てサークルの支援など、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点施設をいう。

【地域支援者】

避難行動要支援者支援制度に登録された要支援者に対し、日ごろの見守りや災害時に可能な範囲で支援する人のことをいう。

【地域生活課題】

社会福祉法第4条第2項では次のとおり規定している。

福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題。

【地域福祉活動】

地区社協(第2次福祉圏域)と市(第3次福祉圏域)の圏域での住民による地域福祉を推進するための活動をいう。

【地域福祉活動計画】

社会福祉協議会が策定する計画で、地域で住民や各種団体などが取り組む活動をまとめたものをいう。

【地域包括ケアシステム】

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活ができるようするために、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」を切れ目なく一体的に提供する体制・システムをいう。国では、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を実現していくことを目指している。

【地域包括支援センター】

保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種で構成され、住み慣れた地域で介護保険をはじめとしたさまざまな保健や福祉のサービス、その他の社会的な支援を円滑に利用できるよう、総合相談、虐待防止、権利擁護、介護予防マネジメント、地域における包括的・継続的マネジメントなど総合的に支援していく機関をいう。

【地域密着型サービス】

高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅又は地域での生活を支えるための介護サービスをいう。原則として市町村の被保険者のみが利用できるサービスである。

【地区社会福祉協議会】

住民の地域福祉活動への参加や福祉のまちづくりを進めるため、中学校区ごとに設立された組織。

【町内福祉委員会】

町内会を区域に各町内の実情に合わせて設立され、住民による地域福祉活動を推進する組織。

【デジタルデバイド】

「デジタルデバイド」とは、インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のことをいう。

【特別支援教育(特別支援学校・特別支援学級)】

障害があることにより、通常の学級における指導だけではその能力を十分に伸ばすことが困難な子どもたちについては、障害の種類、程度等に応じ、特別な配慮の下に、特別支援学校(平成26(2014)年度から養護学校の名称を使用している学校も特別支援学校に名称統一。ただし、盲学校、聾学校は除く。)や小学校、中学校の特別支援学級(平成18(2006)年度まで特殊学級)において行われる教育をいう。

【ドメスティック・バイオレンス(DV)】

配偶者や恋人など親密な関係にある若しくは過去に親密な関係にあった者から振るわれる暴力、その他の精神的・身体的・経済的又は性的な苦痛を与える言動のことをいう。「DV」は「Domestic Violence」の略称。

— な 行 —

【2025年問題】

2025年問題とは、団塊世代(1947～1949年生まれ)が75歳以上の後期高齢者となることで起こる、社会保障費の負担増大、医療・介護体制の維持の困難化、働き手不足などの問題のことをいう。

【2040年問題】

2040年問題とは、団塊ジュニア世代(1970年代前半生まれ)が65歳以上になることで、我が国の高齢者の割合がピークを迎える。その時期に起こりうる危機の総称をいう。

労働力不足、年金・医療費などの社会保障費の増大といった問題だけでなく、インフラや公共施設の老朽化なども含まれる。

【ノーマライゼーション】

障害のある人や高齢者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、すべての人々を包含する地域社会のあり方をいう。

一は行一

【8050問題】

「80」代の親がニートや引きこもりの「50」代の子どもの生活を支えるという問題のことをいう。若者の引きこもりが長期化して親も高齢となり、収入や介護に関する問題等が発生し、こうした親子が社会的に孤立し、生活が立ち行かなくなる深刻なケースが社会問題になっている。

【発達障害】

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、その他これに類する脳機能の障害をいう。

【バリアフリー】

高齢者・障害者等が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)することをいう。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁などすべての障壁を除去するという考え方。

【伴走支援】

対人支援における接し方のひとつで、深刻化する「社会的孤立」に対応するため「つながり続けること」を目的とする支援をいう。具体的な課題解決を目指す接し方である「課題解決型支援」と合わせて、今後の地域共生社会における「支援の両輪」として実施される。

【ひとり暮らし高齢者】

65歳以上の高齢者1人で構成される世帯のことをいう。一定の条件のもと、市に登録をした人をひとり暮らし高齢登録者という。

【避難行動要支援者】

ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者、ねたきり高齢者、要介護3以上の高齢者、障害者手帳を所持する障害者のほか、日中ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等の災害時等の避難に支援を要する者をさす。

【避難行動要支援者支援制度】

平成25(2013)年に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者名簿の作成と避難支援等関係者への名簿情報の提供等の規定が設けられたことを契機に、これまでの災害時

要援護者支援制度から移行した制度をいう。ひとり暮らしの高齢者など、日常においても支援を必要とする人に対して、災害時などにおいて地域の中で避難介助や安否確認などの支援を受けやすくするための制度をいう。

【ファミリーサポートセンター】

小学校6年生以下の児童を対象に、保護者の通院や冠婚葬祭、保育所の送迎又は心身のリフレッシュなどの場合に、会員同士により有料で預かる相互援助活動を行う会員組織のことをいう。会員は、事前の登録制で、子育ての手助けをして欲しい「依頼会員」と、子育ての協力をする「提供会員」がある。

【フォーマルサービス】

法律等の制度に基づいた福祉、介護等のサービスをいう。インフォーマルサービスの対義語である。

【福祉事業者】

福祉サービスを提供する事業所を運営委託する事業者の総称をいう。本計画では分野を限定せず、事業者全般を指している。

【福祉電話】

ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯、外出困難な重度障害のある人を対象に、指定した曜日の朝に電話し、安否確認を行う事業をいう。

【福祉マップ】

住民自らが住宅地図上に福祉施設や関係機関、避難行動要支援者などの情報を記入したものという。

【法人後見】

社会福祉法人や社団法人、NPO法人などが成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護、支援を行うことをいう。

一ま行一

【見守り活動】

ひとり暮らし高齢者等への訪問等を通じて、異変を早期に発見し、安心して暮せるようにするための活動をいう。

【民生委員・児童委員】

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねている。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う。また、一部の児童委員は児童に関する仕事を専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。

— や 行 —

【ヤングケアラー】

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものことをいう。

【友愛訪問】

老人クラブの自主事業のひとつとして、65歳以上のひとり暮らし高齢者のうち希望者に安否の確認や話し相手として、地区の老人クラブ員が週に2回程度の訪問をしている活動をいう。

【ユニバーサルデザイン】

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

【要約筆記】

聴覚障害のある人のための情報保障の手段のひとつであり、話し手の話の内容を要約して筆記し、聴覚障害のある人に伝達することをいう。

— ら 行 —

【リフォームヘルパー】

要介護高齢者や障害のある人の自宅に出向き、個人の身体状況を踏まえた住宅改修について、相談に応じたり、助言を行ったりする者をいう。介護福祉士、理学療法士、作業療法士、建築士等が専門的な助言を行う。

【療育】

発達に何らかの偏りや心配のある子どもが、基本的な生活習慣や社会性の基礎を身につけることを目的として行われる支援のことをいう。

【老後破産】

定年後の退職金や年金収入などを資金源とした生活の中で経済的に困窮し、家計を維持できなくなることをいう。

— わ 行 —

【ワークショップ】

参加者が主体的に話し合いを進めていく中で、相互に意見を取り入れながら、問題意識を高め合い、問題の明確化、解決策の提示などを具体化しようとする手法をいう。